

熊本市公報

第 1351 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次 告 示

○特定計量器の定期検査 (告示第 209 号)	645
○収納代理金融機関の名称変更 (告示第 210 号)	645
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 211 号)	646
○熊本市国民健康保険料の収納事務委託 (告示第 212 号)	646
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 213 号)	647
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 214 号)	648
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 215 号)	648
○熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 16 条の規定に基づ き市長が定める給付金 (告示第 216 号)	649
○熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 30 条第 2 項に規定 する市長が定める者等 (告示第 217 号)	649
○介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定 (告示第 218 号)	649
○平成 25 年度熊本市国民健康保険料率等 (告示第 219 号)	650
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 220 号)	654
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の指定 (告示第 221 号)	654
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定 (告示第 222 号)	654
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 223 号)	655
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (告示第 224 号)	655
○平成 25 年度熊本市一般廃棄物処理実施計画 (告示第 225 号)	655
○介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定辞退 (告示第 226 号)	700
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (告示第 227 号)	700
○身体障害者福祉法による医師の指定 (告示第 228 号)	700
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の指定 (告示第 229 号)	701
○障害者自立支援法による指定居宅介護事業者の指定 (告示第 230 号)	702
○障害者自立支援法による指定生活介護事業者の指定 (告示第 231 号)	702
○障害者自立支援法による指定自立訓練事業者の指定 (告示第 232 号)	703
○障害者自立支援法による指定就労移行支援事業者の指定 (告示第 233 号)	703
○障害者自立支援法による指定就労継続支援 A 型事業者の指定 (告示第 234 号)	704
○障害者自立支援法による指定就労継続支援 B 型事業者の指定 (告示第 235 号)	704
○障害者自立支援法による指定共同生活援助事業者の指定 (告示第 236 号)	705
○障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定 (告示第 237 号)	705
○障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定 (告示第 238 号)	706

○障害者自立支援法による指定特定相談支援事業者の指定 (告示第 239 号)	706
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (告示第 240 号)	707
○児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定 (告示第 241 号)	708
○使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託 (告示第 243 号)	708
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 244 号)	726
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 245 号)	726
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 246 号)	727
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (告示第 247 号)	727
○指定居宅サービス事業所等の指定更新 (告示第 248 号)	727
○交付要求通知書の公示送達 (告示第 249 号)	729
○放置自転車の移動及び返還 (告示第 250 号)	729
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機 関 (精神通院医療) の指定 (告示第 251 号)	730
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 252 号)	738
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物 (告示第 253 号)	738
○交付要求通知書の公示送達 (告示第 254 号)	739
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定共同生活援助事 業者の指定 (告示第 256 号)	739
○放置自転車の移動及び返還 (告示第 257 号)	739
○放置自転車の売却等 (告示第 260 号)	740
○熊本市管理漁港に係る公有水面埋立工事のしゅん功認可 (告示第 262 号)	740
○平成 24 年度国民健康保険料督促状の公示送達 (告示第 263 号)	741
○平成 24 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達 (告示第 264 号)	741
○平成 24 年度介護保険料督促状の公示送達 (告示第 265 号)	742
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 266 号)	742
○平成 25 年度介護保険料納付通知書の公示送達 (告示第 267 号)	742
○自動車臨時運行許可の失効 (告示第 268 号)	743
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 269 号)	743
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 270 号)	743
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 271 号)	744
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 272 号)	744
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 273 号)	744
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 274 号)	744
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 275 号)	745
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 276 号)	745
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 277 号)	745
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 278 号)	745
○町の新設並びに町及び字の区域変更 (告示第 279 号)	746
○町名の変更 (告示第 280 号)	748

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (公告第 275 号)	749
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧 (公告第 276 号)	749
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧 (公告第 277 号)	750
○都市計画事業の変更認可及び変更図書の写しの縦覧 (公告第 280 号)	750

○都市計画事業の変更認可及び変更図書の写しの縦覧（公告第 281 号）	751
○都市計画事業の変更認可及び変更図書の写しの縦覧（公告第 282 号）	751
○都市計画事業の変更認可及び変更図書の写しの縦覧（公告第 283 号）	752
○開発行為に関する工事の完了（公告第 287 号）	752
○開発行為に関する工事の完了（公告第 291 号）	753
○特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人の仮認定（公告第 292 号）	753
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による指定病院の指定（公告第 293 号）	753
○開発行為に関する工事の完了（公告第 296 号）	754
○開発行為に関する工事の完了（公告第 297 号）	754
○開発行為に関する工事の完了（公告第 299 号）	754
○開発行為に関する工事の完了（公告第 300 号）	754
○開発行為に関する工事の完了（公告第 302 号）	755
○開発行為に関する工事の完了（公告第 303 号）	755
○農用地利用集積計画の策定（公告第 308 号）	755
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 4 号）	755
東 区	
○住民票の職権消除（東区告示第 3 号）	756
西 区	
○住民票の職権消除（西区告示第 2 号）	756
○住民票の職権消除（西区告示第 3 号）	756
北 区	
○住民票の職権消除（北区告示第 2 号）	756
○住民票の職権消除（北区告示第 3 号）	756
議 会	
○熊本市議会委員会等モニター放映取扱規程の一部を改正する規程（議会規程第 3 号）	757
交 通 局	
○熊本市電気軌道安全管理規程の一部を改正する規程（交通局規程第 4 号）	757
○熊本市交通局行政財産使用規程の一部を改正する規程（交通局規程第 5 号）	761
○熊本市自動車運送条例施行規程の一部を改正する規程（交通局規程第 6 号）	761
○熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程（交通局規程第 7 号）	762
○熊本市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程（交通局規程第 8 号）	762
○乗車券類の収納事務委託（交通局告示第 1 号）	765
上下水道局	
○公共下水道の供用開始（上下水道局告示第 20 号）	768
○排水設備指定工事店の有効期間満了（上下水道局告示第 21 号）	769
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 22 号）	770

病 院 局

○病院事業の業務に係る使用料及び手数料の収納事務委託（病院局告示第 1 号）	770
--	-----

選挙管理委員会

○熊本市西区選挙管理委員会委員の就任（西区選管告示第 3 号）	770
○熊本市西区選挙管理委員会委員長の就任（西区選管告示第 4 号）	771
○熊本市西区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定（西区選管告示第 5 号）	771

告 示

告示第 209 号

平成 25 年 4 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 定期検査の対象となる特定計量器
計量法施行令第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。
- 2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検査場所
	検査区域（小学校区）
5 月 13 日（月）	熊本市総合体育館・青年会館駐車場
	砂取小学校
5 月 14 日（火）	出水南小学校体育館
	出水小学校・出水南小学校・画図小学校
5 月 15 日（水）	J A 熊本市南部支店
	出水南小学校・田迎小学校・御幸小学校

※ 受付時間 午前 10 時から正午まで
午後 1 時から午後 3 時まで

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

- 3 特定計量器検定検査規則第 39 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

- ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。
- イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。
- ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。
- エ 特定計量器の数が多き場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。
- オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

(3) 検査期間

平成 25 年 5 月 1 日（水）から平成 25 年 11 月 29 日（金）まで

告示第 210 号

平成 25 年 4 月 1 日

地方自治法第 235 条第 2 項及び、地方自治法施行令第 168 条第 4 項に基づき指定した、熊本市の公金の収納事務の一部を取り扱わせる収納代理金融機関について、次のとおり名称の変更をしたため、同施行令第 168 条第 8 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 名称変更金融機関

変更前 株式会社 熊本ファミリー銀行
 変更後 株式会社 熊本銀行
 2 変更期日 平成 25 年 4 月 1 日

告 示 第 2 1 1 号
 平成 25 年 4 月 1 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条第 1 項及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 2 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 0 9 3 9 1	八景水谷昭和館 熊本市北区山室四丁目 9 番 3 0 号	株式会社 昭和館 熊本市中央区神水一丁目 2 5 番 7 号 代表取締役 木庭 哲康	平成 25 年 4 月 1 日	特定施設入居者生 活介護
4 3 7 0 1 0 9 3 9 1	八景水谷昭和館 熊本市北区山室四丁目 9 番 3 0 号	株式会社 昭和館 熊本市中央区神水一丁目 2 5 番 7 号 代表取締役 木庭 哲康	平成 25 年 4 月 1 日	介護予防特定施設 入居者生活介護

告 示 第 2 1 2 号
 平成 25 年 4 月 1 日

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 の規定に基づき、国民健康保険料の収納事務を委託したので、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 受託者

- (1) 岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地
株式会社 電算システム
常務取締役執行役員
事業本部長 小林 領司
- (2) 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪 隆一
- (3) 東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
株式会社ローソン
代表取締役 新浪 剛史
- (4) 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 中山 勇
- (5) 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社デイリーヤマザキ
代表取締役社長 佐藤 卓
- (6) 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
株式会社サークルKサンクス

- 代表取締役 中村 元彦
- (7) 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
ミニストップ株式会社
代表取締役社長 阿部 信行
- (8) 名古屋市中区栄一丁目 7-34
株式会社ココストア
代表取締役 盛田 宏
- (9) 茨城県土浦市小松二丁目 13 番 1 号
株式会社ココストア イースト
代表取締役社長 宮内 哲男
- (10) 熊本県熊本市流通団地二丁目 11 番地
株式会社ココストア ウェスト
代表取締役 富田 晋
- (11) 神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地
株式会社スリーエフ
代表取締役 中居 勝利
- (12) 東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号
国分グローサーズチェーン株式会社
代表取締役 藤田 秀一
- (13) 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地 1
株式会社ポプラ
代表取締役社長 目黒 真司
- (14) 北海道札幌市中央区南九条西五丁目 421 番地
株式会社セイコーマート
代表取締役 丸谷 智保
- (15) 群馬県前橋市亀里町 900 番地
株式会社セーブオン
代表取締役 土屋 嘉雄
- (16) 岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地
株式会社 システムアイシー
代表取締役社長 今井 俊彦

2 収納業務委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで

告 示 第 2 1 3 号

平成 25 年 4 月 1 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類

4370109417	株式会社フロンティア熊本 営業所 熊本市南区流通団地2-2 0-1センコービル2階	株式会社フロンティア 大阪市淀川区宮原三丁目5番3 6号 代表取締役 重森 裕之	平成25年 4月1日	福祉用具貸与
4370109417	株式会社フロンティア熊本 営業所 熊本市南区流通団地2-2 0-1センコービル2階	株式会社フロンティア 大阪市淀川区宮原三丁目5番3 6号 代表取締役 重森 裕之	平成25年 4月1日	介護予防福祉用具貸与

告 示 第 2 1 4 号

平成 25 年 4 月 1 日

介護保険法第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109417	株式会社フロンティア熊本営業所 熊本市南区流通団地2-20-1 センコービル2階	株式会社フロンティア 大阪市淀川区宮原三丁目5番36 号 代表取締役 重森 裕之	平成25年 4月1日	特定福祉用具販売
4370109417	株式会社フロンティア熊本営業所 熊本市南区流通団地2-20-1 センコービル2階	株式会社フロンティア 大阪市淀川区宮原三丁目5番36 号 代表取締役 重森 裕之	平成25年 4月1日	特定介護予防福祉用具販売

告 示 第 2 1 5 号

平成 25 年 4 月 1 日

介護保険法第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109417	株式会社フロンティア 熊本市南区流通団地2-20-1 センコービル2階	株式会社フロンティア 大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 代表取締役 重森 裕之	平成25年 4月1日	福祉用具貸与
4370109417	株式会社フロンティア 熊本市南区流通団地2-20-1 センコービル2階	株式会社フロンティア 大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 代表取締役 重森 裕之	平成25年 4月1日	介護予防福祉用具貸与
4370109417	株式会社フロンティア 熊本市南区流通団地2-20-1 センコービル2階	株式会社フロンティア 大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 代表取締役 重森 裕之	平成25年 4月1日	特定福祉用具販売

437010 9417	株式会社フロンティア 熊本市南区流通団地2-20- 1センコービル2階	株式会社フロンティア 大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 代表取締役 重森 裕之	平成25年 4月1日	特定介護予防福 祉用具販売
----------------	---	---	---------------	------------------

告 示 第 2 1 6 号
平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）第16条の規定に基づき、熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条の規定に基づき市長が定める給付金を次のとおり定め、平成25年4月1日から適用する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条の規定に基づき市長が定める給付金

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）第16条の規定に基づき市長が定める給付金は、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第374号）の例による。この場合において、同告示中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第12条の2の規定に基づき厚生労働大臣が」とあるのは「熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）第16条の規定に基づき市長が」とする。

告 示 第 2 1 7 号
平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）第30条第2項及び第38条第2項及び第59条第2項及び第101条第2項及び第109条第2項の規定に基づき、熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項に規定する市長が定める者等を次のとおり定め、平成25年4月1日から適用する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項に規定する市長が定める者等

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）第30条第2項及び第38条第2項及び第59条第2項及び第101条第2項及び第109条第2項に規定する市長が定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会（平成23年厚生労働省告示第311号）第1号に掲げる者とする。

告 示 第 2 1 8 号
平成 2 5 年 4 月 1 日

介護保険法第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則第131条の14並びに同法第115条の20及び同法施行規則第140条の31の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
---------------	-------------	------------------------------	-------	---------

439010 1287	グループホーム ライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目4番2号	株式会社クボタライフ九州 熊本市西区花園一丁目4番2号 代表取締役 小林 雅子	平成25年 4月1日	認知症対応型 共同生活介護
439010 1287	グループホーム ライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目4番2号	株式会社クボタライフ九州 熊本市西区花園一丁目4番2号 代表取締役 小林 雅子	平成25年 4月1日	(介護予防) 認知症対応型共同生 活介護

告 示 第 2 1 9 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）第15条、第15条の5の5、第15条の9及び第20条の規定により、平成25年度熊本市国民健康保険料の保険料率及び軽減額を次のとおり決定したので告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 熊本市における国民健康保険料率等について

(1) 基礎課額の保険料率等

所得割	100分の9.2
被保険者均等割	28,400円
世帯別平等割	22,600円
賦課限度額	51万円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率等

所得割	100分の2.3
被保険者均等割	7,300円
世帯別平等割	5,700円
賦課限度額	14万円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率等

所得割	100分の2.2
被保険者均等割	13,400円
賦課限度額	12万円

(4) 1人あたり、1世帯あたりの軽減額

ア 基礎課額

(ア) 7割軽減額

被保険者均等割	19,880円 (賦課額8,520円)
世帯別平等割	15,820円 (賦課額6,780円)

(イ) 5割軽減額

被保険者均等割	14,200円 (賦課額14,200円)
世帯別平等割	11,300円 (賦課額11,300円)

(ウ) 2割軽減額

被保険者均等割	5,680円 (賦課額22,720円)
世帯別平等割	4,520円 (賦課額18,080円)

イ 後期高齢者支援金等賦課額

(ア) 7割軽減額

被保険者均等割	5,110円 (賦課額2,190円)
世帯別平等割	3,990円 (賦課額1,710円)

(イ) 5割軽減額

被保険者均等割	3, 6 5 0 円 (賦課額 3, 6 5 0 円)
世帯別平等割	2, 8 5 0 円 (賦課額 2, 8 5 0 円)
(ウ) 2割軽減額	
被保険者均等割	1, 4 6 0 円 (賦課額 5, 8 4 0 円)
世帯別平等割	1, 1 4 0 円 (賦課額 4, 5 6 0 円)
ウ 介護納付金賦課額	
(ア) 7割軽減額	
被保険者均等割	9, 3 8 0 円 (賦課額 4, 0 2 0 円)
(イ) 5割軽減額	
被保険者均等割	6, 7 0 0 円 (賦課額 6, 7 0 0 円)
(ウ) 2割軽減額	
被保険者均等割	2, 6 8 0 円 (賦課額 10, 7 2 0 円)

2 旧富合町における国民健康保険料率等について

(1) 基礎賦課額の保険料率等

所得割	100分の9. 2
被保険者均等割	28, 400円
世帯別平等割	22, 600円
賦課限度額	51万円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率等

所得割	100分の2. 3
被保険者均等割	7, 300円
世帯別平等割	5, 700円
賦課限度額	14万円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率等

所得割	100分の2. 2
被保険者均等割	13, 400円
賦課限度額	12万円

(4) 1人あたり、1世帯あたりの軽減額

ア 基礎賦課額

(ア) 7割軽減額	
被保険者均等割	19, 880円 (賦課額 8, 520円)
世帯別平等割	15, 820円 (賦課額 6, 780円)
(イ) 5割軽減額	
被保険者均等割	14, 200円 (賦課額 14, 200円)
世帯別平等割	11, 300円 (賦課額 11, 300円)
(ウ) 2割軽減額	
被保険者均等割	5, 680円 (賦課額 22, 720円)
世帯別平等割	4, 520円 (賦課額 18, 080円)

イ 後期高齢者支援金等賦課額

(ア) 7割軽減額	
被保険者均等割	5, 110円 (賦課額 2, 190円)
世帯別平等割	3, 990円 (賦課額 1, 710円)
(イ) 5割軽減額	
被保険者均等割	3, 650円 (賦課額 3, 650円)
世帯別平等割	2, 850円 (賦課額 2, 850円)
(ウ) 2割軽減額	

被保険者均等割	1, 460円 (賦課額5, 840円)
世帯別平等割	1, 140円 (賦課額4, 560円)
ウ 介護納付金賦課額	
(7) 7割軽減額	
被保険者均等割	9, 380円 (賦課額4, 020円)
(4) 5割軽減額	
被保険者均等割	6, 700円 (賦課額6, 700円)
(ウ) 2割軽減額	
被保険者均等割	2, 680円 (賦課額10, 720円)
3 旧城南町における国民健康保険料率等について	
(1) 基礎賦課額の保険料率等	
所得割	100分の8. 80
被保険者均等割	26, 590円
世帯別平等割	23, 250円
賦課限度額	51万円
(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率等	
所得割	100分の2. 45
被保険者均等割	7, 410円
世帯別平等割	6, 160円
賦課限度額	14万円
(3) 介護納付金賦課額の保険料率等	
所得割	100分の2. 03
被保険者均等割	12, 660円
賦課限度額	12万円
(4) 1人あたり、1世帯あたりの軽減額	
ア 基礎賦課額	
(7) 7割軽減額	
被保険者均等割	18, 613円 (賦課額7, 977円)
世帯別平等割	16, 275円 (賦課額6, 975円)
(4) 5割軽減額	
被保険者均等割	13, 295円 (賦課額13, 295円)
世帯別平等割	11, 625円 (賦課額11, 625円)
(ウ) 2割軽減額	
被保険者均等割	5, 318円 (賦課額21, 272円)
世帯別平等割	4, 650円 (賦課額18, 600円)
イ 後期高齢者支援金等賦課額	
(7) 7割軽減額	
被保険者均等割	5, 187円 (賦課額2, 223円)
世帯別平等割	4, 312円 (賦課額1, 848円)
(4) 5割軽減額	
被保険者均等割	3, 705円 (賦課額3, 705円)
世帯別平等割	3, 080円 (賦課額3, 080円)
(ウ) 2割軽減額	
被保険者均等割	1, 482円 (賦課額5, 928円)
世帯別平等割	1, 232円 (賦課額4, 928円)
ウ 介護納付金賦課額	

- (ア) 7割軽減額
被保険者均等割 8, 862円 (賦課額3, 798円)
- (イ) 5割軽減額
被保険者均等割 6, 330円 (賦課額6, 330円)
- (ウ) 2割軽減額
被保険者均等割 2, 532円 (賦課額10, 128円)

4 旧植木町における国民健康保険料率等について

(1) 基礎賦課額の保険料率等

- 所得割 100分の8. 78
被保険者均等割 27, 630円
世帯別平等割 23, 950円
賦課限度額 51万円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率等

- 所得割 100分の2. 23
被保険者均等割 7, 630円
世帯別平等割 4, 560円
賦課限度額 14万円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率等

- 所得割 100分の2. 05
被保険者均等割 12, 920円
賦課限度額 12万円

(4) 1人あたり、1世帯あたりの軽減額

ア 基礎賦課額

- (ア) 7割軽減額
被保険者均等割 19, 341円 (賦課額8, 289円)
世帯別平等割 16, 765円 (賦課額7, 185円)
- (イ) 5割軽減額
被保険者均等割 13, 815円 (賦課額13, 815円)
世帯別平等割 11, 975円 (賦課額11, 975円)
- (ウ) 2割軽減額
被保険者均等割 5, 526円 (賦課額22, 104円)
世帯別平等割 4, 790円 (賦課額19, 160円)

イ 後期高齢者支援金等賦課額

- (ア) 7割軽減額
被保険者均等割 5, 341円 (賦課額2, 289円)
世帯別平等割 3, 192円 (賦課額1, 368円)
- (イ) 5割軽減額
被保険者均等割 3, 815円 (賦課額3, 815円)
世帯別平等割 2, 280円 (賦課額2, 280円)
- (ウ) 2割軽減額
被保険者均等割 1, 526円 (賦課額6, 104円)
世帯別平等割 912円 (賦課額3, 648円)

ウ 介護納付金賦課額

- (ア) 7割軽減額
被保険者均等割 9, 044円 (賦課額3, 876円)
- (イ) 5割軽減額

被保険者均等割 6,460円(賦課額6,460円)
 (ウ) 2割軽減額
 被保険者均等割 2,584円(賦課額10,336円)

5 適用期日 平成25年4月1日

告 示 第 2 2 0 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

介護保険法第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109 458	ケアステーション彩色 熊本市中央区帯山七丁目9番6 9号	合同会社グリーンライフ 熊本市中央区帯山七丁目4番41号 代表社員 毛利 緑	平成25年 4月1日	訪問介護
4370109 458	ケアステーション彩色 熊本市中央区帯山七丁目9番6 9号	合同会社グリーンライフ 熊本市中央区帯山七丁目4番41号 代表社員 毛利 緑	平成25年 4月1日	介護予防訪問介護

告 示 第 2 2 1 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

介護保険法第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則第131条の14並びに同法第115条の20及び同法施行規則第140条の31の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101 303	複合型サービス みやび苑 熊本市南区八幡八丁目4番20号	有限会社 トータルライフケア 熊本市南区富合町南田尻471 代表取締役 奥村 好誠	平成25年 1月15日	複合型サービス

告 示 第 2 2 2 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

介護保険法第78条の2に基づき指定地域密着型サービス事業所の指定を行ったので、次のとおり同法第78条の11及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の14の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101 295	地域密着型介護老人福祉施設 みゆき東館 熊本市南区御幸笛田六丁目6番 71号	社会福祉法人 健成会 熊本市南区御幸笛田六丁目6番7 0号 理事長 富島 ヨシ	平成25年 4月1日	地域密着型介護老 人福祉施設入所者 生活介護

告 示 第 2 2 3 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 0 9 4 7 4	みゆき東館 熊本市南区御幸笹田六丁目 6 番 7 1 号	社会福祉法人 健成会 熊本市南区御幸笹田六丁目 6 番 7 0 号 理事長 富島 ヨシ	平成 2 5 年 4 月 1 日	短期入所生活介護
4 3 7 0 1 0 9 4 7 4	みゆき東館 熊本市南区御幸笹田六丁目 6 番 7 1 号	社会福祉法人 健成会 熊本市南区御幸笹田六丁目 6 番 7 0 号 理事長 富島 ヨシ	平成 2 5 年 4 月 1 日	介護予防短期入所 生活介護

告 示 第 2 2 4 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
レガメ藤崎宮 熊本市中央区北千反畑町 5 番 1 3 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
特定非営利活動法人 I O B スポーツ推進事業団 理事長 福島 貴志
熊本市中央区水前寺三丁目 4 4 番 3 4 号
- 3 指定年月日
平成 2 5 年 3 月 2 6 日
- 4 障害福祉サービスの種類
共同生活援助
- 5 主たる対象とする障害の種類
知的障害者、精神障害者

告 示 第 2 2 5 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 5 年度の一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 2 年条例第 9 8 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

平成 2 5 年度 熊本市一般廃棄物処理実施計画

第 1 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、熊本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進のために必要なごみの減量、リサイクルの推進等に関して必要な事項を

定めるものとする。

2 計画区域

熊本市全域

なお、本計画において、「富合地区」とは旧富合町の区域を、「城南地区」とは旧城南町の区域を、「植木地区」とは旧植木町の区域を、「旧熊本市地区」とは熊本市全域のうち、富合地区、城南地区及び植木地区以外の区域を指すものとする。

3 計画期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

第 2 ごみの処理

1 ごみの排出状況

(1) 旧熊本市地区

旧熊本市地区における平成 22、23 年度のごみの排出状況と、平成 24 年度の見込値は下表のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度 (見込) ※2
総ごみ排出量	235,062t	237,483t	234,877 t
(1 人 1 日当たり)	970g	976g	964g
家庭ごみ	142,218t	143,963t	144,592t
(1 人 1 日当たり) ※1	501g	496g	495g
事業ごみ	90,915t	91,738t	88,287t
その他のごみ	1,929t	1,782t	1,998t

※1) 1 人 1 日当たりの家庭ごみの量は、資源化された量を除いている。

※2) 平成 24 年 7 月の九州北部豪雨に伴う水害ごみの量は除いている。

(2) 富合地区・城南地区・植木地区

各地区における平成 22、23 年度のごみの排出状況は下表のとおりである。

地 区	平成 22 年度			平成 23 年度			増減率
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
富合地区	1,955t	0t	1,955t	1,881t	0t	1,881t	▲3.8%
城南地区	4,466t	0t	4,466t	4,662t	0t	4,662t	4.4%
植木地区	8,235	0t	8,235t	8,609t	0t	8,609t	4.5%

2 ごみ減量及びリサイクルの推進

「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の基本理念や 3 つの基本方針に基づき、今年度は以下に示す取組を主に実施する。

○ 生ごみのリデュースとリサイクルの推進

家庭から排出される燃やすごみの半分近くを占める生ごみについて、「生ごみの減量とリサイクルの推進に関する実施方針」に基づき、リデュース（発生や排出の抑制）とリサイクルを推進するための具体的施策を進める。

- ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進に向けた具体的施策の実施
 - ・ ごみの発生抑制に資する取組の実施を促すよう、国や事業者に対する働きかけを強化する
 - ・ ごみの発生抑制や再使用に関する取組について、市民活動団体や地域団体、個人から情報を集め、広く市民に提供する
- 再生利用（リサイクル）の拡大
 - ・ 小型家電製品の拠点回収とレアメタルリサイクルに関する広域的な取組に協力する
 - ・ プラスチック製容器包装やリサイクルできる紙（その他の紙）のさらなる分別の徹底に向けた啓発を実施する

3 処理の区分

(1) 家庭ごみ

熊本市が処理する一般廃棄物のうち、家庭ごみ（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）の区分及び処理方法等について、以下のとおり定める。

ア 定期収集家庭廃棄物（旧熊本市地区）

家庭ごみのうち、市が定期に収集することとするものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。

市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、居住地区の家庭ごみ・資源収集カレンダーに従いごみステーション（条例第 2 条第 3 号の「収集場所」をいう。以下同じ。）へ搬出することとする。ただし、市民は、1 回の収集日に多量^{※1}の定期収集廃棄物をごみステーションに搬出することはできない。この場合の取扱いについては、別途キー(ア)に定めるものとする。

市は、家庭ごみ・資源収集カレンダーに従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別の 区分	内 容	収集 主体	収集回 数 ^{※2}	搬出時の形態	搬入先	処理 方法
燃や すごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチックごみ (ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず など 	市 (直営) (委託)	週 2 回	指定収集袋 ^{※3} に入れて口を結ぶ。 ただし、剪定枝は長さ 50cm 以下に切って、 透明ごみ袋 ^{※4} に入れて 口を結ぶか、直径 30cm 以下の 束にしてひもで縛る。 また、落ち葉は、透明 ごみ袋 ^{※4} に入れて口 を結ぶ	市の処理施設（東部環境工場又は西部環境工場）	焼 却
埋立 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 ・せとの類 ・小型家電製品 など 	市 (直営) (委託)	月 2 回	指定収集袋 ^{※3} に入れて口を結ぶ。	市の処理施設（扇田環境センター）	埋 立 (必要に 応じ、前処 理として破 砕金属回 収を行 う。)
紙	新聞紙・折込チラシ	市 (直営) (委託)	週 1 回 (水 曜 日)	ひもで十文字に縛る。	委託業者の 処理施設	資源化
	段ボール			ひもで十文字に縛る。		
	その他の紙 (雑誌、書籍、ノート、カタログ、包装紙、紙袋、紙箱、ハガキ、封筒などの再資源化等の対象となる紙)			ひもで十文字に縛る。 又は、 紙袋に入れて出す。 (ただし、紙製以外の 取っ手は外す)		

紙	紙パック (500ml 以上の容量 のもので、内部にアルミ箔等が貼られていないもの。)	市 (直営) (委託)	週 1 回 (水曜日)	ひもで十文字に縛る。		
資源物	空きびん・空き缶	市 (委託)	月 2 回	透明ごみ袋 ^{*4} に入れて口を結ぶ。	委託業者の 処理施設	資源化
	なべ類 (なべ、やかん、フライパンなど)			透明ごみ袋 ^{*4} に入れて口を結ぶ。		
	古着類 (衣類及びシーツ、タオルケットなどの再資源化等の対象となる古布)			透明ごみ袋 ^{*4} に入れて口を結ぶ。		
	使用済み乾電池			透明ごみ袋 ^{*4} に入れて口を結ぶ。		
	自転車			不用品と書いた札をつける。		
ペットボトル	ペットボトル			透明ごみ袋 ^{*4} に入れて口を結ぶ。		
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 (プラスチック製容器包装であって、汚れていないもの(汚れをすすいで乾かしたものを含む))	市 (委託)	週 1 回	透明ごみ袋 ^{*4} に入れて口を結ぶ		

※1 多量： 1回の収集日において、「1人につき縦80cm×横65cmのごみ袋2袋相当」又は「1世帯につき縦80cm×横65cmのごみ袋5袋相当」のうち少ない量を超

える量をいう。ただし、これにより難い特別な事情がある場合にあっては、個別に判断を行うものとする。

- ※2 収集回数： 原則として収集回数は前頁の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取り扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、平成25年度家庭ごみ・資源収集カレンダーによる。

また、収集日は小学校区を基本に市内を18地区に区分けして設定している。

- ※3 指定収集袋： 燃やすごみ用、高密度ポリエチレン製（炭酸カルシウムを混入しないこと）の透明袋であって以下の大きさの4種類

区 分	縦	横	備 考
大 45リットル用	80cm	65cm	まち両側各10cmを含む
中 30リットル用	70cm	50cm	まち両側各7.5cmを含む
小 15リットル用	58cm	40cm	まち両側各7cmを含む
特小 5リットル用	56cm	30cm	まち両側各6cmを含む

： 埋立ごみ用、低密度ポリエチレン製（炭酸カルシウムを混入しないこと）の透明袋であって以下の大きさの3種類

区 分	縦	横	備 考
大 45リットル用	80cm	65cm	まち両側各10cmを含む
中 30リットル用	70cm	50cm	まち両側各7.5cmを含む
小 15リットル用	58cm	40cm	まち両側各7cmを含む

- ※4 透明ごみ袋： 顔料を含まない低密度又は高密度ポリエチレン製の透明の袋であって、縦80cm以下、横65cm以下の大きさのもの（この要件を満たす袋であって内容物が確認できる程度の社名、広告等の印刷のある透明のレジ袋を含む。）をいう。

イ 大型ごみ（旧熊本市地区）

家庭ごみのうち「大型ごみ」とは、指定収集袋大袋1袋に適正に収納する（当該ごみを収納し、収納した袋自身で開口部を結んで閉じることができることをいう。）ことができない大きさのもの（後述する〔大型ごみから除外する品目〕表の「物品」の欄に掲げるものを除く。）をいう。

市民は、大型ごみの処分を市に依頼するときは、事前に次に示す手続きにより収集を申し込んだうえ、申込時に指定された場所まで搬出する。

（ア）事前申込み

市民は、大型ごみの収集を市に依頼しようとするときには、電話でごみゼロコールに事前申込みを行うものとする。市民とごみゼロコールは、この申込みの際に次頁に示す事項の打ち合わせを行い、さらに、ごみゼロコールは次頁に示す事項の案内を行う。

- 打ち合わせ事項：大型ごみを搬出する場所、収集日（ごみゼロコールが案内する収集可能な日からの選択）、収集物、品数、大きさ、重さ、その他必要な事項

※ 大型ごみを搬出する場所について

- ・ 収集車両の進入が可能な道路に面している戸建住居については、申込者の敷地内であって、道路に面した場所であることを条件とする。
- ・ 集合住宅等で当該集合住宅専用埋立ごみステーションが設置されている場合には、これを大型ごみ搬出場所として使用するものとする。専用埋立ごみステーションが設置されていない場合には、戸建住居の場合に準ずる。
- ・ 狭隘路など収集車両が進入できない場所にある住居については、埋立ごみステーションを大型ごみ搬出場所として使用するものとする。

（ただし、埋立ごみ等の定期収集家庭廃棄物の排出・収集の妨げとならないように配慮する

ものとする。)

※ 収集個数の制限について

- ・ 1回の収集日に収集することができる大型ごみの個数は、原則として1世帯につき5個までとする。

○ 案内する事項：収集可能な日、手数料の額（次の表の「処理手数料」の欄参照）、手数料を支払うことができる場所（大型ごみ処理券取扱所）、受付番号、その他必要な事項

(イ) 搬出手順

事前申込みを行った大型ごみの搬出手順は、次のとおりとする。

- 申込みの際案内された手数料を大型ごみ処理券取扱所で支払い、大型ごみ処理券（シール）を受け取る。
- 大型ごみ処理券（シール）に受付番号を記入し、申し込んだ大型ごみのわかりやすい位置に当該券を貼付する。
- 申込みの際の打ち合わせにより決まった日に、打ち合わせた場所に、午前8時30分までにbにより大型ごみ処理券（シール）を貼付した大型ごみを搬出する。

(ウ) 収集後の処理

市が収集した大型ごみは、下表の「区分」欄に従い、「搬入先」欄に示す施設へ搬入し、「処理方法」欄に示す処理を行う。

区 分	収集主体	搬入先	処理方法	処理手数料
可燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	市の処理施設	焼 却	1品目につき 900円又は500円 (品目別に規則で定める。)
不燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	民間の施設	破碎・金属回収後、残さを焼却又は埋立	

ごみゼロコールの受付業務実施日及び受付時間は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	受付時間等
ごみゼロコール	中央区花畑町3-1	月曜日から土曜日（祝日含む） 午前8時30分から午後5時まで

(備考) 12月29日から1月3日は受付をしない。

[大型ごみから除外する品目]

なお、[大型ごみから除外する品目]表の「物品」の欄に掲げるものは、それぞれ同表の「分別の区分」欄に示す区分に従い、それぞれ同表の「搬出形態又は処分方法」の欄に示す搬出形態での搬出又は処分をするものとする。

	物 品	分別の区分	搬出形態又は 処分方法
a	自転車	資源物	不用品と書いた札をつける。
b	段ボール	紙	紐で十文字に縛る。
c	市が収集しないごみ	キの(イ)、(ロ)	キの(イ)、(ロ)に規定する方法で処分
d	庭木の剪定枝 (1本の直径10cm以下で長さ1m以下のものに限る。)	燃やすごみ	長さ50cm以下に切って、直径30cm以下に紐で束ねる。

e	木切れ等 (1本の直径又は断面の対角線が10cm以下で長さ1m以下のものに限る。)	燃やすごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
f	傘 (長さが1m以下のものに限る。)	埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋の小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける (1束はおおむね5本まで。)
g	つえ(松葉杖を含む。)	材質に応じて燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
h	スコップ	埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
i	ほうき、モップ及び 掃除用ブラシ	材質に応じて燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
j	ゴルフクラブ	埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋の小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける (1束はおおむね5本まで。)
k	ゲートボール用スティック	材質に応じて燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
l	野球用バット及び ソフトボール用バット	材質に応じて燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
m	テニス用ラケット及び バドミントン用ラケット	材質に応じて燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
n	竹刀	燃やすごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。

o	直径 10cm 以下で 長さ 1m 以下の 棒状のもの (c から n までに 掲げるものを除く。)	材質に応じて 燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの)以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
---	--	-------------------------------	---

ウ 定期収集家庭廃棄物(富合地区)

家庭ごみのうち、市が定期に収集することとするものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、条例第 2 条第 1 号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、富合地区のごみ収集表に従いごみステーションへ搬出することとする。

市は、富合地区のごみ収集表に従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別 の 区分	内 容	収集 主体	収集 回数 ^{*1}	搬出時の形態	搬入先	処理 方法
燃 える ご み	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチックごみ (ペットボトルを除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず など 	市 (委託)	週 2 回	指定ごみ袋 ^{*2} に入れて 口を結ぶ。	宇城広域連合 宇土・富合 清掃センター	焼 却

燃えないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 ・せともの類 ・小型家電製品 など 	市 (委託)	月 1 回	<p>指定ごみ袋に入れて口を結ぶ。 指定ごみ袋に入らないもので、70cm×50cm×30cm 未満の物については、粗大ごみ処理券※³を貼付する。</p>	宇城広域連合 宇土・富合 清掃センター	埋立 (前処理として、 破砕・金属回収を行う。)
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 新聞紙・折込チラシ 段ボール 雑誌・紙箱類 透明びん 茶色びん その他のびん 生きびん アルミ缶 スチール缶 古着類 (衣及びシャツ、タオルケットなどの再資源化等の対象となる古布) ペットボトル 白色トレイ 発泡スチロール 	市 (委託)	月 1 回 (第1木曜日)	<p>種類別コンテナに入れる。 ひもで十文字に縛る。</p> <p>種類別コンテナに入れる。 栓を外し、すすぐ。</p> <p>種類別コンテナに入れる。 必ずすすぐ。 スプレー缶には必ず穴をあけ、中身を出し切る。</p> <p>種類別コンテナに入れる。 透明ごみ袋に入れて口を結ぶ。</p> <p>種類別コンテナに入れる。 必ず栓を外し、すすぐ。</p> <p>種類別コンテナに入れる。 洗って乾かす。</p>	委託業者の 処理施設	資源化

※1 収集回数：原則として収集回数は上の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取り扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、旧富合町のごみ収集表による。また、収集日は行政区を基本に富合地区内を5地区に区分けして設定して

いる。

※2 指定ごみ袋： 当面の間、旧富合町の指定ごみ袋を使用することとする。指定ごみ袋には燃えるごみ袋（特大・大・小）、燃えないごみ袋がある。

※3 粗大ごみシール： 当面の間、旧富合町の粗大ごみシールをそのまま使用することとする。

エ 定期収集家庭廃棄物（城南地区）

家庭ごみのうち、市が定期に収集することとするものは、次頁の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、条例第2条第1号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次頁の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、城南地区のごみ収集表に従いごみステーションへ搬出することとする。

市は、城南地区のごみ収集表に従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次頁の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別の区分	内容	収集主体	収集回数 ※1	搬出時の形態	搬入先	処理方法
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチック類 (ペットボトルを除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革製品類 ・ゴムくず ・木くず ・おむつ など 	市 (委託)	週2回 (祝日も収集)	指定ごみ袋※2に入れて口を結ぶ。	宇城広域連合 宇城クリーンセンター	焼却
不燃物 (分別収集)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 ・小型家電製品 ・せともの類 ・鍋 ・化粧品ビン ・金属キャップ ・アルミはく ・白熱球 など 	市 (委託)	(第1・第2・第3木曜日) 校区毎月1回	種類別コンテナに入れる(指定のコンテナ容器に入らない物は、粗大ごみとして搬出) 粗大ごみシール※3を貼る	宇城広域連合 宇城クリーンセンター	埋立 (前処理として粉碎・金属回収を行う。)

資源 <small>ごみ</small> (分別収集)	新聞紙・折込チラシ	市 (委託)	(第1・第3水曜日／第2金曜日) 校区毎月1回	種類別コンテナに入れる。	委託業者の 処理施設	資源化
	段ボール					
	雑誌・雑紙類					
	古布類 (衣類及びシーツ、 タオルケット等の再 資源化等の対象とな る古布)					
	生きびん		(第1・第2・第3水曜日) 校区毎月1回	種類別コンテナ に入れる。 栓を外し、必ずす すぐ。		
	アルミ缶					
	スチール缶					
	紙パック					
	ペットボトル					
資源 <small>ごみ</small> (分別収集)	透明びん	市 (委託)	(第1・第2・第3水曜日) 校区毎月1回	種類別コンテナ に入れる。 栓を外し、必ずす すぐ。 スプレー缶は必 ず穴を開け、中身 を出し切る。	宇城広域連合 宇城クリーンセ ンター	資源化
	茶色びん					
	その他の色びん					
	スプレー缶					
	発泡スチロール・トレー					
粗大 <small>ごみ</small> (分別収集)	・電化製品 ・台所用品 ・冷暖房器具 ・寝具 ・家具 ・建具 ・扇風機 ・自転車 など	市 (委託)	(第1・第2・第3木曜日) 校区毎月1回	粗大ごみシール を貼る。 (指定のコンテ ナ容器に入らな い物) (家電・パソコン リサイクル法指 定製品及び産業 廃棄物は除く。)	宇城広域連合 宇城クリーン センター	埋立・焼 却 (前処 理とし て粉碎 ・金属回 収を行 う。)

※1 収集回数： 原則として収集回数は上の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取り扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、旧城南町のごみ収集表による。また、収集日は行政区を基本に城南地区内を41地区に区分けして設定している。

※2 指定ごみ袋： 当面の間、旧城南町の指定ごみ袋を使用することとする。指定ごみ袋は燃えるごみ袋(250)である。

※3 粗大ごみシール： 当面の間、旧城南町の粗大ごみシールをそのまま使用することとする。

オ 定期収集家庭廃棄物(植木地区)

家庭ごみのうち、市が定期的に収集することとするものは、次頁の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、条例第 2 条第 1 号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次頁の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、植木地区のごみ収集表に従いごみステーションへ搬出することとする。

市は、植木地区のごみ収集表に従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次頁の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別 の 区分	内容	収集 主体	収集 回数 ※1	搬出時の形態	搬入先	処理 方法
可燃 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチック類 (資源回収品目を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず ・おむつ など 	市 (直営) (委託)	週 2 回 (祝日は月曜日のみ実施)	指定ごみ袋に入れて口を結ぶ。	山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	焼却
不燃 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 ・せともの (陶器) 類 ・粘土 ・砥石 など 	市 (直営) (委託)	月 1 回	指定ごみ袋に入れて口を結ぶ。	山鹿植木広域行政事務組合 最終処分場	埋立
資源 ごみ (分別収集)	新聞紙・折込チラシ	市 (委託)	い) 月 2 回 (雨天時は収集しない)	紐掛け収集	山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	資 源 化
	段ボール・紙パック					
	雑誌・雑紙類					
	古布類 (衣類等の再資源化等の対象となる古布)	市 (委託)	月 2 回	種類別コンテナに入れる。 栓を外し、必ずすすぐ。 スプレー缶は		
	かん類					
	ペットボトル					
生きびん						
びん類						
白色トレイ						

	プラスチック製 容器包装					
	金物類及び小型家電					
	蛍光灯・電球類					
	電池類					
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 電化製品 (資源回収出来る大きさのものは除く) 家具 建具 扇風機・ 自転車 など 	市 (直営) (委託)	月 1 回	(家電・パソコン リサイクル法指 定製品及び産業 廃棄物は除く。)	山鹿植木広域行 政事務組合 クリーンセンタ ー及びリサイク ルプラザ	焼却 (前 処理 とし て粉 砕・ 金属 回収 を行 う。)

※1 収集回数： 原則として収集回数は上の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取り扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、植木地区のごみ収集表による。また、収集日は校区を基本に植木地区内を9地区に区分けして設定している。

※2 指定ごみ袋： 当面の間、旧植木町の指定ごみ袋を使用することとする。指定ごみ袋には可燃ごみ袋、不燃ごみ袋毎に大中小の3種類がある。

カ 拠点回収

拠点回収とは、家庭ごみのうちで以下に示す7品目について、定期収集とは別に、市が回収拠点及び排出方法を定めて収集し資源化する処理の区分である。

拠点回収は、市民が協力可能な範囲内で利用する処理の区分であり、対象となる7品目の排出方法を拠点回収に限定するものではない。

(ア) 紙パック (500ml以上の容量のもので、内部にアルミ箔等が貼られていないもの。)

家庭から排出される紙パックは、市関連施設である中央区役所などに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった紙パックは、市が直営車両で収集し、委託契約を結んでいる民間事業者の施設に搬入して資源化処理を行うものとする。

(イ) 白色トレイ (色付き、柄付きのものを除く。)

家庭から排出される白色トレイは、市関連施設である南区役所、総合出張所 (城南総合出張所を除く)、公民館及び地域コミュニティセンター (一部) に拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった白色トレイは、市が直営車両で収集し、再生資源として委託契約を結んでいる民間事業者の施設に搬入して資源化処理を行うものとする。

(ウ) 使用済み天ぷら油 (常温で固化している植物油、動物性油が入っているもの、鉱物油を除く)

家庭から排出される使用済み天ぷら油は、市関連施設である各区役所 (西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所 (城南総合出張所を除く)、公民館、植木文化センター、地域コミュニティセンター (一部) 及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった使用済み天ぷら油は、市が直営車両で収集し、再生資源として民間事業者へ売却するものとする。

(エ) 蛍光管 (リサイクル上支障がないように割れていないもの)

家庭から排出される蛍光管は、市関連施設である各区役所 (西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所 (城南総合出張所を除く)、公民館及び地域コミュニティセンター (一

部) 及びリサイクル情報プラザボックスに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった蛍光灯は、市が直営車両で収集し、委託契約を結んでいる民間事業者に取り寄せ資源化処理を行うものとする。

(ハ) 乾燥生ごみ (電気式生ごみ処理機で処理したものに限る)

家庭から排出される乾燥生ごみは、市関連施設である各区役所 (西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所 (城南総合出張所を除く)、公民館及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった乾燥生ごみは、市が直営車両で収集し、リサイクル情報プラザに搬入して資源化処理を行うものとする。

(カ) 使用済み小型家電

家庭から排出される希少金属 (レアメタル) を多く含む小型家電 13 品目は市関連施設である各区役所 (西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所 (城南総合出張所を除く)、公民館、植木文化センター及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった使用済み小型家電は、市が直営車両で収集し、扇田環境センターに一時保管し、再生資源として民間事業者へ売却するものとする。

(キ) 樹木類 (草、花を除く)

家庭から排出される剪定木くず等樹木類は、市が委託契約を結んでいる民間事業者へ市民自らが直接搬入し、搬入先事業者の施設で、資源化処理を行うものとする。

なお、富合・城南・植木の各地区に住む市民も、旧熊本市地区に設置されている拠点回収ボックスや、樹木類の搬入先となっている民間事業者を利用できるものとする。

キ 市が収集しないごみ

(ア) 収集困難物 (旧熊本市地区)

次に示す家庭ごみについては、市の収集能力等に照らして収集が困難であることから、排出者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、下表に示す持ち込み先に持ち込むものとする。その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
臨時ごみ	引っ越しや大掃除、庭木の剪定等に伴い一時的に多量に出るごみ (一時多量ごみ) 及びり災ごみなど	排出者 (自己運搬) 又は 一般廃棄物	市の処理施設 (東部環境工場又は西部環境工場若しくは扇田環境センター)	焼 却 埋 立
重量物 長大物	・重さ 60kg 以上のもの ・長い部分の長さが 250cm を超えるもの ・その他市の収集能力に照らして収集が困難なもの	収集運搬業者へ委託	民間の処理施設	資源化

- (備考)
- ・ 市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを除かなければならない。
 - ・ 市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
 - ・ 家庭から排出されるスプリングマットレスは、市の処理施設では適正な処理が困難であることから受け入れない。排出者 (市民) は大型ごみとして市に収集を依頼するか、民間のリサイクル業者又は購入店等への引き取りを依頼することとする。
 - ・ 富合地区から出たごみについては市の処理施設へ持ち込むことはできない。ただし、宇土・富合清掃センターにおいて、適正処理が困難となる場合は、協議の上、市の処理施設への持ち込みを可能とする。
 - ・ 城南地区から出たごみについては市の処理施設へ持ち込むことはできない。ただし、

宇城クリーンセンターにおいて、適正処理が困難となる場合は、協議により、市の処理施設への持ち込みを可能とする。

- ・ 植木地区から出たごみについては市の処理施設へ持ち込むことはできない。

(イ) 収集困難物（富合地区）

次に示す家庭ごみについては、市の収集能力等に照らして収集が困難であることから、排出者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、下表に示す持ち込み先に持ち込むものとする。その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
臨時ごみ	引っ越しや大掃除、庭木の剪定等に伴い一時的に多量に出るごみ（一時多量ごみ）及びり災ごみなど。 但し、1日2トン車2台までとする。	排出者（自己運搬） 又は 一般廃棄物収集運搬業者へ委託 （但し、事業者に委託する場合は本人が同伴すること）	宇土・富合清掃センター	焼却埋立
長大物	・ 長さ 70cm 以上のもの。宇土・富合清掃センターへ搬入する場合は、長さ 1m、直径 10 cm の長さに切って搬入する。但し、布団や毛布はこの限りではない。 ・ 市の収集能力に照らして収集が困難なもの。		民間の処理施設	資源化

- (備考) ・ 宇土・富合清掃センターにおいて適正処理が困難なごみを除かなければ、宇土・富合清掃センターへ持ち込むことはできない。
- ・ 家庭から排出されるスプリングマットレスは、宇土・富合清掃センターでは適正な処理が困難であることから、排出者（市民）は民間のリサイクル業者又は購入店等への引き取りを依頼することとする。
 - ・ 富合地区から出たごみでなければ、宇土・富合清掃センターへ持ち込むことはできない。
 - ・ 剪定木くず、食品廃棄物など民間業者の資源化施設の処理能力が十分でないものについては、宇土・富合清掃センターでの受け入れを行う。

(ウ) 収集困難物（城南地区）

次に定める家庭から排出されるごみについては、市の収集能力等に照らして収集が困難であることから、排出者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次頁の表に示す持ち込み先に持ち込むものとする。その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
臨時ごみ	引っ越しや大掃除、庭木の剪定等に伴い一時的に多量に出るごみ（一時多量ごみ）及びり災ごみなど。 但し、1日2トン車2台までとする。	排出者（自己運搬） 又は一般廃棄物収集運搬業者へ委託 （但し、事業者に委託する場合は本人が同伴すること）	宇城クリーンセンター又は民間の処理施設	焼却埋立 資源化

長大物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇城クリーンセンターへ搬入する場合は、長さ 1 m 以下、直径 10cm 以下の長さに切って搬入する。但し、布団や毛布はこの限りではない。 ・ 市の収集能力に照らして収集が困難なもの 			
-----	--	--	--	--

(備考) ・ 城南地区から出たごみでなければ、宇城クリーンセンターへ持ち込むことはできない。

(エ) 処理困難物 (城南地区)

処理困難物 (机・椅子類 (パイプ・スチール製)、応接セット、鉄板、トタン類、ベッド) は自己搬入とし、直接、宇城クリーンセンターへ持ち込むこととするが、搬入の際は城南総合出張所で発行する搬入許可証を必要とし、搬入量に応じて処理手数料を負担する。

(オ) 運搬困難物 (植木地区)

運搬困難物は自己搬入とし、直接、山鹿植木広域行政事務組合関連施設クリーンセンター、リサイクルプラザ、最終処分場へ処理品目毎に持ち込むこととするが、熊本市発行の搬入許可証が必要である。

(カ) 排出禁止物

次に定める品目については、リサイクルが可能であることや、施設での処理が困難であること等の理由により、市は収集運搬及び処分 (施設での受入れを含む) を行わない。

持ち込み先や処理等に関しては、各品目の説明に掲げるとおりとし、その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

a 家電 4 品目 (家庭で不要になった特定家庭用機器 [エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ (電池式のものを除く)・プラズマテレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機])

特定家庭用機器再商品化法 (通称「家電リサイクル法」) に基づき、家電小売店による引き取り、もしくは排出者自ら又は廃棄物収集運搬業者による指定引き取り場所への持込み又は収集運搬によることとし、家電小売店に引き取り義務のないもの等については民間事業者が設置する廃家電回収センターによる対応とする。なお、分解した家電 4 品目についても、家電 4 品目として取り扱うこととする。

b 家庭で使用されていたパソコン (家庭で不要になったパーソナルコンピューター [本体、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ、ノート型パソコン、一体型パソコン。以下「パソコン」という。])

資源の有効な利用の促進に関する法律 (通称「リサイクル法」) に基づき、排出者が自ら製造事業者の受付窓口申し込んでリサイクルを依頼するか、熊本市内のリサイクル業者 (一般廃棄物処分業者) 又は有限責任中間法人パソコン 3 R 推進センターにリサイクルを依頼するものとする。

なお、パソコンの内部の部品を換装すること等により不要となる各種部品については、埋立ごみ (植木地区においては資源ごみ) として市の定期の収集に出すことができるが、パソコンのケース (筐体) については、パソコン本体として取り扱うこととする。

c オートバイ

製造業者及び輸入業者が構築し、国から認定を受けた二輪車リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者 (一般廃棄物処分業者) に処分を依頼す

るものとする。

ただし、城南地区においては、排気量 50cc までのものは宇城クリーンセンターに搬入することができる。

d プレジャーボート等のFRP船

製造業者等の団体である社団法人日本舟艇工業会が構築し、国から認定を受けたFRP船リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者（一般廃棄物処分業者）に処分を依頼するものとする。

e 消火器

製造業者が構築し、国から認定を受けた消火器リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者（一般廃棄物処分業者）に処分を依頼するものとする。

ただし、城南地区においては、中身が空の消火器については宇城クリーンセンターに搬入することができる。

f 製造業者等でのリサイクルの取組みが行われているもの

(a) タイヤ・バッテリー

販売店等の専門業者に処分を依頼するものとする。

ただし、城南地区においては、バッテリーは宇城クリーンセンターに搬入することができる。

(b) アルカリボタン型電池、酸化銀電池など

ボタン電池回収箱（緑色）を設置している電器店、時計店、カメラ店などに持ち込むものとする。

(c) ニッケルカドミウム電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などの充電式電池

ボタン電池回収箱（黄色）を設置している電器店、時計店、カメラ店などに持ち込むものとする。

ただし、城南地区においては、(b)、(c)を不燃ごみの収集日に定期収集に排出する、又は宇城クリーンセンターに搬入することができる。

また、植木地区においては、(b)、(c)を資源ごみの「電池類」として定期収集に排出することができる。

g 取扱や設置又は撤去の際に専門業者の知識や技術が必要なもの（ピアノ、大型温水器、太陽熱温水器、ガス湯沸し器、コンクリートがらなど）

製造業者、販売業者、施工業者等に処分を依頼するものとする。

h 取扱いに危険を伴うもの（廃油類、農薬、揮発油〔ガソリン、ペンキ、シンナーなど〕、火薬類、発炎筒、ガスボンベ、感染性を有する恐れのあるもの〔在宅医療廃棄物など〕など）

製造業者、販売業者等に処分を依頼するものとする。

i 一般家庭から排出されることが通常想定されないもの（農機具、ドラム缶、鉄骨など）

製造業者、販売業者、民間リサイクル業者等に処分を依頼するものとする。

ただし、城南地区においては、ドラム缶については宇城クリーンセンターに搬入することができる。

(2) 事業ごみ

事業活動に伴い発生する一般廃棄物（ごみ）（事業の用に供する建築物又は敷地等〔併用住宅のときは事業の用に供する部分に限る。〕から排出されるごみ）の処理方法等については、以下のとおりとする。

ア 旧熊本市地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い市の処理施設又は民間の資源化施設に持ち込むものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	調理くず、リサイクルが困難な紙屑など、タンスなどの木製品	排出事業者 一般廃棄物 収集運搬業者	市の処理施設 (東部環境工場又は西部環境工場)	焼 却
不燃性ごみ	消火薬剤 (リサイクルが不可能な場合に限る。) など		市の処理施設 (扇田環境センター)	埋 立
資源化できるもの	古紙類 (新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど)、衣類、剪定木くず、食品廃棄物など		民間業者の処理施設	資源化

- (備考) ○ 市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを除かなければならない。
- 市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
- 医療関係機関等から排出される感染性的のおそれがある性状を有するごみについては、原則として感染性を有しない状態にしたうえでなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
- 富合・城南・植木地区から出た事業ごみについては、上表に示す持ち込み先へ持ち込むことはできない。ただし、富合・城南地区から出た事業ごみが各地区の処理施設において適正処理が困難となる場合は、協議により、市の処理施設への持ち込みを可能とする。

イ 富合地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い宇土・富合清掃センター又は民間の資源化施設に持ち込む。宇土・富合清掃センターの事業所用ごみ袋を使用する場合には、地区のごみステーションへ排出するものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	料理屑、リサイクルが困難な紙屑など、タンスなどの木製品	排出事業者	宇土・富合清掃センター	焼 却
資源化できるもの	古紙類 (新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど)、衣類、剪定木くず、食品廃棄物など	一般廃棄物 収集運搬業者	民間業者の処理施設	資源化

- (備考) ○ 宇土・富合清掃センターへ持ち込む場合、又は事業所用ごみ袋に入れてごみステーションへ排出する場合には、資源化できるものを除かなければならない。
- ただし、剪定木くずなど民間業者の資源化施設の処理能力が十分でないものについては、宇土・富合清掃センターでの受け入れを行う。
- 宇土・富合清掃センターへ持ち込む場合、又は事業所用ごみ袋に入れてごみステーションへ排出する場合には、適正処理が困難なごみを除かなければならない。
- 医療関係機関等から排出される感染性的のおそれがある性状を有する特別管理廃棄物については、宇土・富合清掃センターへ持ち込むことはできない。
- 富合地区から出た事業ごみでなければ、宇土・富合清掃センターへ持ち込

む事はできない。

ウ 城南地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い宇城クリーンセンター又は民間の資源化施設に持ち込むものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	料理屑、リサイクルが困難な紙屑など タンスなどの木製品	排出事業者	宇城クリーンセンター	焼 却
資源化できるもの	古紙類（新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど）、衣類など	一般廃棄物 収集運搬業者	民間業者の処理施設	資源化

（備考）○ 宇城クリーンセンターへ持ち込む場合には、適正処理が困難なごみを除かなければならない。

○ 医療関係機関等から排出される感染性のおそれがある性状を有する特別管理廃棄物については、宇城クリーンセンターへ持ち込むことはできない。

○ 城南地区から出た事業ごみでなければ、宇城クリーンセンターへ持ち込む事はできない。

エ 植木地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い山鹿植木広域行政事務組合関連施設又は民間の資源化施設に持ち込むものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	料理屑、リサイクルが困難な紙屑など、タンスなどの木製品	排出事業者	山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	焼 却
資源化できるもの	古紙類（新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど）	一般廃棄物 収集運搬業者	山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	資源化

（備考）○ 山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込む場合には、適正処理が困難なごみを除かなければならない。

○ 医療関係機関等から排出される感染性のおそれがある性状を有する特別管理廃棄物については、山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込むことはできない。

○ 植木地区から出た事業ごみでなければ、山鹿植木広域 行政事務組合関連施設へ持ち込む事はできない。

(3) その他

ア ボランティア清掃ごみ（旧熊本市地区）

公共の場所（道路、公園、河川及びその他公共の用に供せられている場所）を、市民や地域団体等が営利を目的とせずボランティアで清掃した際にごみステーションに排出されるごみは、市が収集し、市の処理施設や資源物の委託の資源化施設へ搬入する。

イ 動物の死体

公道上のへい死動物等は、市民の通報等に応じて、市が臨時収集して処理施設へ搬入する。

なお、家庭で飼育していた動物の亡骸については、民間のペット霊園等において火葬し慰霊することを妨げない。この場合は、当該亡骸は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しない。

（ペット霊園等による取り扱いが可能とする。）

種 類	内 容	搬入先	処理方法
旧熊本市地区	市民の通報等による 公道上のへい死動物	東部環境工場 西部環境工場 動物愛護センター	焼 却
富合地区		宇城広域連合 宇土・富合清掃センター	
城南地区		宇城広域連合 宇城クリーンセンター	
植木地区		山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	

ウ 未通関物等

国外から輸入等を目的として熊本市の区域へ持ち込まれ、熊本市内で行われる各種通関手続き（税関・検疫等）において関係法令等に基づく検査等により通関が認められず、廃棄命令等を受けたものは、原則、当事者によって輸出国への返送を行うものとする。

(4) ルール違反への対応

ア 違反シールの貼付

「3 処理の区分」の「(1) 家庭ごみ」、「(2) 事業ごみ」及び「(3) その他」の事項に従わずにごみステーションに排出された違反ごみに対しては、違反シールを貼付し、違反者に対し改善を促すものとする。

イ アによって改善されない場合

アの対応にもかかわらず改善が図られない場合であって、同様の行為が繰り返されるなど悪質な場合には、必要な調査を行い原因者の特定に努め、当該原因者に対し指導を行うものとする。ただし、公衆衛生の確保及び生活環境の保全を勘案し、必要な場合にはやむを得ず収集を行い、適正な処理を行う。

4 収集・運搬体制

(1) 旧熊本市地区

ア 家庭ごみの直営収集体制

本市は、旧熊本市地区の家庭ごみ収集を確実にを行うため、以下の収集車両を保有している。（これらの他に、各クリーンセンターでは車検や故障の際の修理等に対応するためそれぞれ数台の予備車両を保有している。）

○ 北部クリーンセンター

旧熊本市地区の北部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の北部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 2台、パワーゲート車 1台

○ 西部クリーンセンター

旧熊本市地区の西部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の西部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 3台、パワーゲート車 1台

○ 東部クリーンセンター

旧熊本市地区の東部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の東部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 3台、パワーゲート車 1台

イ 家庭ごみの収集運搬業務委託の体制

旧熊本市地区における家庭ごみの分別収集については、一部の地域及び品目について業務委託により収集運搬を行っている。

- 北部地区（西里、北部東及び川上校区）の埋立ごみ・大型ごみ・資源物・ペットボトル
有限会社 オー・エス収集センター
- 北部地区の燃やすごみ及び紙
有限会社 オー・エス収集センター
- 河内地区（河内及び芳野校区）の全てのごみ（プラスチック製容器包装を除く。）
有限会社 平井商会
- 飽田地区（飽田西、飽田東及び飽田南校区）の全てのごみ（プラスチック製容器包装を除く。）
有限会社 村岡商会
- 天明地区（銭塘、奥古閑、川口及び中緑校区）の全てのごみ（プラスチック製容器包装を除く。）
有限会社 前田商会
- 資源物（北部・河内・飽田・天明地区を除く。）
株式会社 熊本市リサイクル事業センター
有価物回収協業組合石坂グループ
- ペットボトル（北部・河内・飽田・天明地区を除く。）
株式会社 熊本市リサイクル事業センター
有価物回収協業組合石坂グループ
- プラスチック製容器包装
有限会社 更正企業
株式会社 永野商店
有限会社 森山商店
株式会社 熊本清掃社
有限会社 クリンケア産業
大東商事株式会社
有限会社 前田商会
- 埋立ごみ（北部・河内・飽田・天明地区を除く旧熊本市地区の約6割の地区）
有限会社 九州ビルメンテナンス社
株式会社 熊本清掃社
- 燃やすごみ及び紙（北部・河内・飽田・天明地区を除く旧熊本市地区の約5割の地区）
有限会社 都環境開発サービスセンター
有限会社 旭清掃社
金岡商店株式会社
有限会社 クリンケア産業
大東商事株式会社
株式会社 東部流通
株式会社 明光
株式会社 八木運送
有限会社 エステーサービス
九州郵弘有限会社
株式会社 永野商店
- ごみステーションに排出された違反ごみ及び不法投棄ごみ等（富合・城南・植木地区を除く。）

金岡商店株式会社

ウ 事業ごみ等の収集運搬体制

旧熊本市地区における事業ごみや家庭からの一時多量排出ごみの収集運搬は排出者自らが施設へ直接搬入するか、熊本市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して実施することとする。

(2) 富合地区

富合地区におけるごみの収集運搬体制は、次の表に示すとおりである。

ごみの種類		収集主体	収集方法	収集回数	ごみ袋等	収集運搬業者
家庭ごみ	燃えるごみ	委 託	ステーション	週 2 回	指定袋	有限会社エステーサービス
	資源ごみ	委 託	ステーション	月 1 回	コンテナ	
	燃えないごみ	委 託	ステーション	月 1 回	指定袋	
	粗大ごみ	委 託	ステーション	月 1 回	粗大用シート	
直接搬入、又は許可業者へ委託			随 時		許可業者	
事業ごみ		委 託	ステーション	週 2 回	指定袋	有限会社エステーサービス
	直接搬入、又は許可業者へ委託			随 時		許可業者

(3) 城南地区

城南地区において家庭ごみの収集を行うために、委託により収集を行っている。

また、事業系一般廃棄物は排出者自らが処分場へ搬入するか、市の許可業者に委託して搬入することとする。

ごみの種類		収集主体	収集方法	収集回数	ごみ袋等	収集運搬業者
家庭ごみ	可燃ごみ	委 託	ステーション	週 2 回	指定袋	有限会社東野商会
	資源ごみ	委 託	ステーション	月 1 回	コンテナ	
	不燃物	委 託	ステーション	月 1 回	コンテナ	
	粗大ごみ	委 託	ステーション	月 1 回	シート	
事業ごみ	直接搬入、又は許可業者へ委託			随 時		許可業者

(4) 植木地区

ア 収集運搬するごみの種類と方法

(ア) 排出者

収集運搬は一般家庭から排出されるごみとし、事業活動によって生じるごみ（事業系一般廃棄物）は収集運搬を行わないので、自ら適正な処理を行うか、山鹿植木広域行政事務組合の施設へ直接搬入するか、又は収集運搬許可業者に収集運搬を委ねるものとする。

(イ) 分別

収集運搬は、可燃ごみ（紙くず、厨芥等）、不燃ごみ（ガラスごみ、陶器類等）粗大ごみ（木製家具・食器棚等）、資源ごみ（缶類、びん、びん類、ペットボトル、白色トレイ、金物類、プラスチック製容器包装、紙パック、段ボール、雑誌、新聞紙等、古布、乾電池、蛍光灯）の 4 種類に分けて実施する。

(ウ) 収集主体

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは直営（一部委託）、資源ごみは委託業者、事業活動によって生じるごみは許可業者で収集運搬する。

ごみの種類		収集主体	収集方式	収集回数	収集袋	備 考
家 庭 ご み	可燃ごみ	直営、 一部委託	ステーション	週 2 回	指定	(一部委託業者) 有限会社松岡清 掃公社
	不燃ごみ	直営、 一部委託	ステーション	月 1 回	指定	
	粗大ごみ	直営、 一部委託	ステーション	月 1 回	無指定	
	資源ごみ	委託	ステーション	月 2 回	コンテナ他	
事 業 ご み		直接搬入、又は許可業者へ委託			収集運搬許可業者 ・株式会社中山商店 ・ヒロタクリーンサービス ・有限会社松岡清掃公社 ・肥後産興有限会社 ・ユートピアグリーン有限会社 ・セイコー開発有限会社 ・株式会社永野商店	

(5) ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションまで排出することが困難な世帯に対する支援措置として、「熊本市ふれあい収集実施要綱」に基づき、当該世帯の居宅の玄関前から戸別に家庭ごみを収集するふれあい収集を実施する。

(6) 一般廃棄物の収集運搬業許可業者

事業ごみや家庭からの一時多量排出ごみの収集を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を行っており、平成 25 年度に許可を受けている業者は別表 1 に示すとおりである。

ただし、富合・城南・植木地区において許可業者が一般廃棄物の収集運搬を行う際には、当該地区内のみで使用する許可車両を登録することとする。

なお、一般廃棄物収集運搬業の許可業者については、熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や本計画におけるごみ発生量の見込値等に応じて、今後、業者数の適正化を図るものとする。

5 中間処理体制

(1) 焼却施設（旧熊本市地区）

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、次に定める市の処理施設において焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所 在 地
東部環境工場	燃やすごみ、 資源化残さ (可燃性) など	全連続燃焼式	300t/日・炉 × 2 炉	東区戸島町 2 5 7 0 番地

西部環境工場	全連続燃焼式	225t/日・炉 × 2 炉	西区域山薬師二丁 目 1 2 番 1 号
--------	--------	-------------------	-------------------------

(注) ・ 焼却施設への受け入れ時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている民間事業者であって、廃棄物処理手数料の徴収方法として後納の承認を受けている者のうち、市に「早朝搬入受け入れ依頼書兼誓約書」を提出して早朝搬入の承認を得た者については、午前 6 時から午前 7 時 30 分まで搬入を受け入れるものとする（年始を除く）。

- ・ リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(2) 焼却施設（富合地区）

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、宇城広域連合宇土・富合清掃センターの処理施設において焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所 在 地
宇城広域連合 宇土・富合 清掃センター	燃やすごみ、 資源化残さ (可燃性) など	旋回流型流動床式	26t/8h・炉 × 2 炉	宇土市松山町 3 3 8 6 番地

(注) ・ 焼却施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで、及び午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分までとする。

- ・ リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(3) 焼却施設（城南地区）

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、宇城広域連合宇城クリーンセンターの処理施設において焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所 在 地
宇城広域連合 宇城クリーンセン ター	燃やすごみ、 資源化残さ (可燃性) など	准連続燃焼式	47.5t/16h・炉 × 2 炉	宇城市松橋町 大字萩尾 1 1 7 5 番地 3

(注) ・ 焼却施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から正午まで、及び午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分までとする。

- ・ リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(4) 焼却施設（植木地区）

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンターの処理施設において焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所 在 地
山鹿植木広域 行政事務組合 クリーンセンター	燃やすごみ、 資源化残さ (可燃性) など	連続燃焼式	60.0t/24h・炉 × 2 炉	山鹿市鹿央町合里 1 6 3 4 番地

(注) ・ 焼却施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

- ・ リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(5) 資源化施設（旧熊本市地区）

ア 市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ及び紙パックについては、次に定める委託業者の資源化施設において選別・圧縮加工等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社熊本市リサイクル事業センター	紙、ペットボトル、資源物、白色トレイ、紙パック	選別	約 50 t/日	南区近見八丁目 8 番 3 5 号
		圧縮など	約 20 t/日	
有価物回収協業組合石坂グループ	紙、ペットボトル、資源物、白色トレイ、紙パック	選別	約 40 t/日	東区戸島町 2 8 7 4 番地
		圧縮など	約 17 t/日	
有限会社オー・エス収集センター	資源物 (古着を除く)	選別	約 5 t/日	北区楠野町 1 0 4 6 番地 2
		圧縮など	約 0.65 t/日	

イ 市が収集するプラスチック製容器包装については、次に定める委託業者の施設において選別・圧縮梱包等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社エコポート九州	プラスチック製容器包装	選別	約 48 t/日	西区新港一丁目 4 番 1 0 号
		圧縮など	約 34 t/日	
有価物回収協業組合石坂グループ	プラスチック製容器包装	選別	約 24 t/日	東区戸島町 2 8 7 4 番地
		圧縮など	約 26 t/日	

ウ 市が収集する不燃性大型ごみについては、次頁に定める委託業者の資源化施設において破碎・選別等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協業組合石坂グループ	市が収集する不燃性大型ごみ 不法投棄されたパソコン	破碎・選別	4.1 t/日	東区戸島町 2 8 7 4 番地
熊本新明産業株式会社			約 160 t/日	南区南高江三丁目 3 番 5 3 号
株式会社 星山商店			230.4 t/日	北区武蔵ヶ丘九丁目 5 番 7 6 号

エ ごみステーションに不法投棄された家電 4 品目のうち市が回収した次のものについては、次に定める委託業者の資源化施設において破碎・選別等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協業組合石坂グループ	洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	廃掃法で定める基準に適合した破碎・選別等	4.1 t/日	東区戸島町 2 8 7 4 番地
熊本新明産業株式会社	ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ		約 100 台/日	南区南高江三丁目 3 番 5 3 号

オ ごみステーションに不法投棄された家電 4 品目のうち市が回収した冷蔵庫及び冷凍庫については、特定家庭用機器の製造者が指定する次の指定引取場所へ運搬し、引き渡す。

名 称	廃棄物の種類	主な製造者	所 在 地
熊本新明産業株式会社	冷蔵庫及び冷凍庫	松下、東芝など 三洋、シャープ、ソニー、日立、三菱 富士通ゼネラル、指定法人委託業者など	南区南高江三丁目 3 番 5 3 号
九州産交運輸株式会社 熊本支社			上益城郡益城町平田 字深迫 2 5 2 6

(6) 資源化施設 (富合地区)

市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ及び紙パックについては、次に定める委託業者の資源化施設において選別・圧縮加工等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社熊本市リサイクル事業センター	ペットボトル、無色びん、茶色びん、その他びん、生きびん、缶類、白色トレイ	選別	約 50 t / 日	南区近見八丁目 8 番 3 5 号
		圧縮など	約 20 t / 日	
有限会社熊本ウエス川野商店	紙類	選別	約 40 t / 日	南区富合町田尻 5 8 6 番地
		圧縮など	約 40 t / 日	
有限会社大和観光資源開発	古布類	選別	約 20 t / 日	南区富合町田尻 4 2 7 番地 1
		圧縮など	約 40 t / 日	

(7) 資源化施設 (城南地区)

市が収集する紙、資源物、ペットボトル、トレイ及び紙パックについては、次に定める委託業者の資源化施設において選別・圧縮加工等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社 西原商店 城南営業所	ペットボトル、生きびん、アルミ缶、スチール缶、新聞、チラシ、雑誌、雑紙、段ボール、紙パック、古布	選別、 圧縮梱包 など	約 4.6 t / 日	南区城南町下宮地 9 0 3 番地 1
宇城クリーンセンター (リサイクルプラザ)	茶色びん、その他の色の瓶 トレイ、スプレー缶 など	圧縮など	約 23 t / 5 h	宇城市松橋町大字 萩尾 1 1 7 5 番地 3

(8) 資源化施設 (植木地区)

市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ及び紙パック等の資源ごみについては、山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザにおいて選別・圧縮加工等を行う。

名 称	資源物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	ペットボトル、瓶、生きびん、アルミ・スチール缶、金物類、新聞、チラシ、本・その他紙類、段ボール、紙パック、古布、プラスチック製容器包装、白色トレイ、蛍光灯、電球類、電池類	破 碎 ・ 選 別 ・ 圧 縮 ・ 貯 留 等	約 30 t / 5 h	北区植木町轟 2 5 9 8 番地 1

(注) ・ 受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日（祝日は除く）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分までとする。

(9) 一般廃棄物の処分業の許可業者

市の施設において受け入れを行っていないリサイクルが可能なものについて適正処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項に規定する一般廃棄物処分業の許可を行っており、平成 24 年度に許可を受けている業者は別表 2 に示すとおりである。

なお、一般廃棄物処分業の許可業者については、熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や本計画におけるごみ発生量の見込値等に応じて、今後、処理能力及び業者数の適正化を図るものとする。

(10) 容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物等の引き渡し

ア 本市が旧熊本市地区において資源物として収集・選別したガラスびんのうち、売却先が確保できないものについて、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に引き渡すことにより再商品化を委託する。その場合の再商品化事業者は次表のとおりである。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社熊本市リサイクル事業センター	その他の色のガラスびん（全量）	有価物回収協業組合石坂グループ （東区戸島町 2 8 7 4 番地）	ガラスびん原料
有価物回収協業組合石坂グループ	その他の色のガラスびん（全量）		

イ 本市が旧熊本市地区において資源物として収集・選別したプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）に引き渡すことにより再商品化を委託する。その場合の再商品化事業者は以下のとおりである。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社エコポート九州	プラスチック製容器包装	株式会社エコポート九州 （西区新港一丁目 4-10）	プラスチック原料
有価物回収協業組合石坂グループ	プラスチック製容器包装		

ウ 本市が富合地区において資源物として収集・選別したガラスびんのうち、売却先が確保できないものについて、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）に引き渡すことにより再商品化を委託する。その場合の再商品化事業者は以下のとおりである。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社熊本市リサイクル事業センター	その他の色のガラスびん（全量）	有価物回収協業組合石坂グループ （東区戸島町 2 8 7 4 番地）	ガラスびん原料

6 最終処分体制

(1) 埋立施設（旧熊本市地区）

焼却灰や埋立ごみなどの不燃性ごみは、次頁に掲げる市の処理施設において埋立処分する。なお、ごみの性状によっては埋立処分の前処理として破碎処理し、鉄、不燃性ごみ及び可燃性ごみとに選別した上で、不燃性ごみのみを埋立処分し、鉄については売却、可燃性ごみについては市の処理施設で焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所在地
扇田環境 センター	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	埋立処分方式：サンドイッチ セル併用方式 (即日覆土)	埋立容量 605 千 m^3	北区貢町 1 5 6 7 番地
		前処理 破碎：二軸式破碎机 選別：トロンメル メッシュ：40mm 金属回収：磁力選別	30 t/日 (4H)	
		水処理 生物処理・凝集沈殿・砂ろ過 処理後公共下水道圧送	処理能力 400 m^3 /日 調整槽 12,500 m^3	

(注) ・ 埋立施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

- ・ リサイクルできる品目並びに埋立地及び排水処理施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(2) 埋立施設 (富合地区)

焼却灰や埋立ごみなどの不燃性ごみは、宇土・富合清掃センターの処理施設において埋立処分する。なお、ごみの性状によっては埋立処分の前処理として破碎処理し、鉄、不燃性ごみ及び可燃性ごみとに選別した上で、不燃性ごみのみを埋立処分し、鉄については売却、可燃性ごみについては宇土・富合清掃センターで焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所在地
宇土・富合清掃 センター	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	埋立処分方式：準好気性サ ンドイッチ方式	埋立容量 42 千 m^3	宇土市松山町 3 3 8 6 番地
		前処理 破碎：衝撃型破碎机 選別：傾斜型トロンメル 25mm 金属回収：磁力選別	20 t/日 (5H)	

(注) ・ 埋立施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで、及び午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分までとする。

- ・ リサイクルできる品目並びに埋立地及び排水処理施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(3) 埋立施設 (城南地区)

宇城クリーンセンターの処理施設において、ごみの性状によっては埋立処分の前処理として破碎処理し、鉄、不燃性ごみ及び可燃性ごみとに選別した上で、不燃性ごみのみを次頁の施設で埋立処分し、鉄については売却、可燃性ごみについては宇城クリーンセンターで焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所 在 地
九州産廃株式会社	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	安定型埋立、管理型埋立	安定型埋立容量 133 千 m ³ 管理型埋立容量 273 千 m ³	菊池市西寺 6 3 3 - 2
栗崎処分場	飛灰	管理型埋立	管理型埋立容量 1.82 千 m ³	下益城郡美里 町栗崎 1 - 2

- (注) ・ 九州産廃株の埋立施設の受け入れ時間は、同社の業務時間内とする。
 ・ 栗崎処分場は、宇城広域連合処理施設で宇城クリーンセンターから出る飛灰の量により搬入する(週 2 から 3 回。)
 ・ リサイクルできる品目並びに埋立地及び排水処理施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については、九州産廃株の業務内容に準ずる。
 ・ 処理方式としては九州産廃株の処理業務内容に準ずる。

(4) 埋立施設(植木地区)

埋立ごみや焼却残さなどのごみは、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場の処理施設において埋立処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所 在 地
山鹿植木広域行政事務組合最終処分場	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	管理型埋立	管理型埋立容量 242 千 m ³	北区植木町轟 2 6 4 4 番地 1

- (注) ・ 受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日(祝日は除く)までの午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分までとする。

7 その他

(1) 関係市町村との協力による適正なリサイクルの促進

本市及び他市町村の間での一般廃棄物の移動(本市域内で発生する一般廃棄物が他市町村で処理される場合及び他市町村で発生した一般廃棄物が本市内の一般廃棄物処理施設で処理される場合をいう。ただし、本市又は他市町村がその事務として一般廃棄物の処理を委託する場合を除く。)については、関係市町村間における一般廃棄物処理計画の調和が保たれていることが必要であることから、このための調整等に必要な事務手続きを行い、本市と当該関係市町村のそれぞれの一般廃棄物処理計画の整合が図られた場合のみこれを認めるものとする。

本市では、事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクルの対象となる特定の一般廃棄物の市町村間での移動について関係市町村と調整を行い、次の場合についてのみ市内への持込み又は市外への持出しを認めることとする。

ア 市外から市内への搬入

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持ち込みであって、排出事業者又はこれらを処理する本市の一般廃棄物処分業者があらかじめ本市の承認を受けた場合

イ 市内から市外への搬出

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持ち出しであって、排出事業者又は本市の一般廃棄物収集運搬業者があらかじめこれらを処理する処分施設を管轄する市町村の書面による承認を受けた場合

(2) 災害ごみ

災害に伴い発生するごみについては、必要に応じて環境局防災計画に基づき適正処理を行う

ものとする。

第3 し尿処理

1 し尿及び浄化槽汚泥の排出の状況

(1) 旧熊本市地区

種 類		収集者	年 間 総 量
し 尿	くみ取り便槽のし尿	許可業者	見込み値 10,000 kl
	浄化槽の汚泥		見込み値 39,000 kl

(2) 富合地区・城南地区・植木地区

各地区における過去2年間のし尿及び浄化槽汚泥の排出状況は下表のとおりである。

地 区	平成22年度			平成23年度			増減率
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
富合地区	2,952kl	0kl	2,952kl	2,864	0kl	2,864kl	▲3.0%
城南地区	8,552kl	0kl	8,552kl	8,574	0kl	8,574kl	0.3%
植木地区	19,219kl	0kl	19,219kl	19,490	0kl	19,490kl	1.4%

2 し尿の処理

(1) 旧熊本市地区におけるし尿の処理

ア 処理の区域

旧熊本市地区で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して市の処理施設に持ち込むものとする。

種 類	収集運搬	収集回数	持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	許可業者	原則として月1回	市の処理施設
浄化槽の汚泥		年1回以上	

(備考) 合併処理浄化槽の汚泥を除き、小学校区ごとに市長が許可業者を指定する。

ウ 処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、次表に定める市の処理施設において処理する。

名 称	種 類	処理方法	処理能力	所在地
秋津浄化センター	くみ取り便槽のし尿 浄化槽の汚泥	前処理後 下水道投入	※1	東区秋津三丁目17-1
中部浄化センター		活性汚泥	210kl/日	西区蓮台寺五丁目7-2

※1 秋津浄化センターの下水道投入量は日量最大90キロリットルである。

(2) 富合地区、城南地区におけるし尿の処理

ア 処理の区域

富合地区内及び城南地区内で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して処理施設に持ち込むものとする。

種 類	収集運搬	収集回数	持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	許可業者	おおむね月 1 回	宇城広域連合浄化センター
浄化槽の汚泥		年 1 回以上	

(備考) 区域を定め市長が許可業者を指定する。

ウ 処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、宇城広域連合浄化センターにおいて処理する。

名 称	種 類	処理方法	処理能力	所在地
宇城広域連合 浄化センター	くみ取り便槽のし尿 浄化槽の汚泥	嫌気性消化、活性 汚泥高度処理、河 川放流	200 kℓ/日 (8 時間)	宇土市松原町 3 8 6 番地

(3) 植木地区におけるし尿の処理

ア 処理の区域

植木地区内で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して処理施設に持ち込むものとする。

種 類	収集運搬	収集回数	持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	許可業者	おおむね月 1 回	山鹿植木広域行政事務組合 山鹿衛生処理センター
浄化槽の汚泥		年 1 回以上	

(備考) 区域を定め市長が許可業者を指定する。

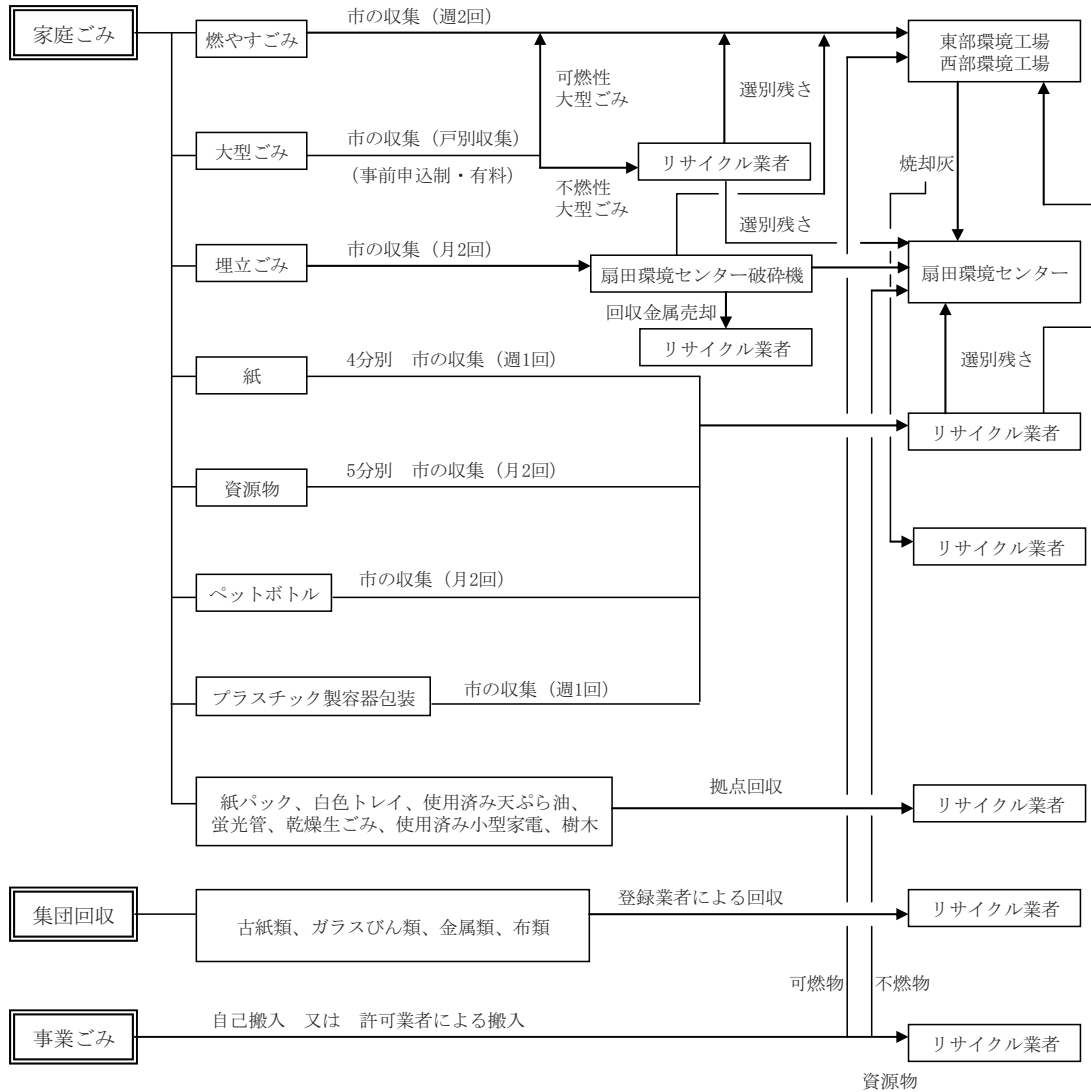
ウ 処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、山鹿植木広域行政事務組合山鹿衛生処理センターにおいて処理する。

名 称	種 類	処理方法	処理能力	所在地
山鹿植木広域行政事務 組合 山鹿衛生処理センター	くみ取り便槽のし尿 浄化槽の汚泥	活性汚泥高度処理、 河川放流	92 kℓ/日 (24 時間)	山鹿市山鹿 2 0 5 5 番地

図 1 - (1) 平成25年度の一般廃棄物の処理システム (旧熊本市地区)

【 ご み 】



【 し 尿 】

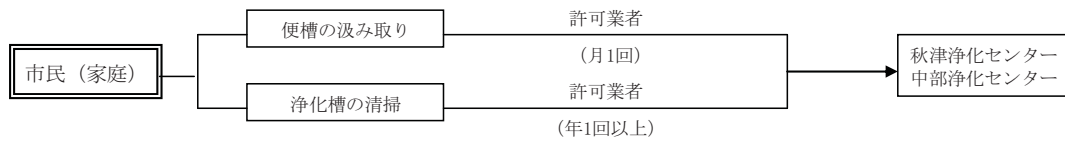
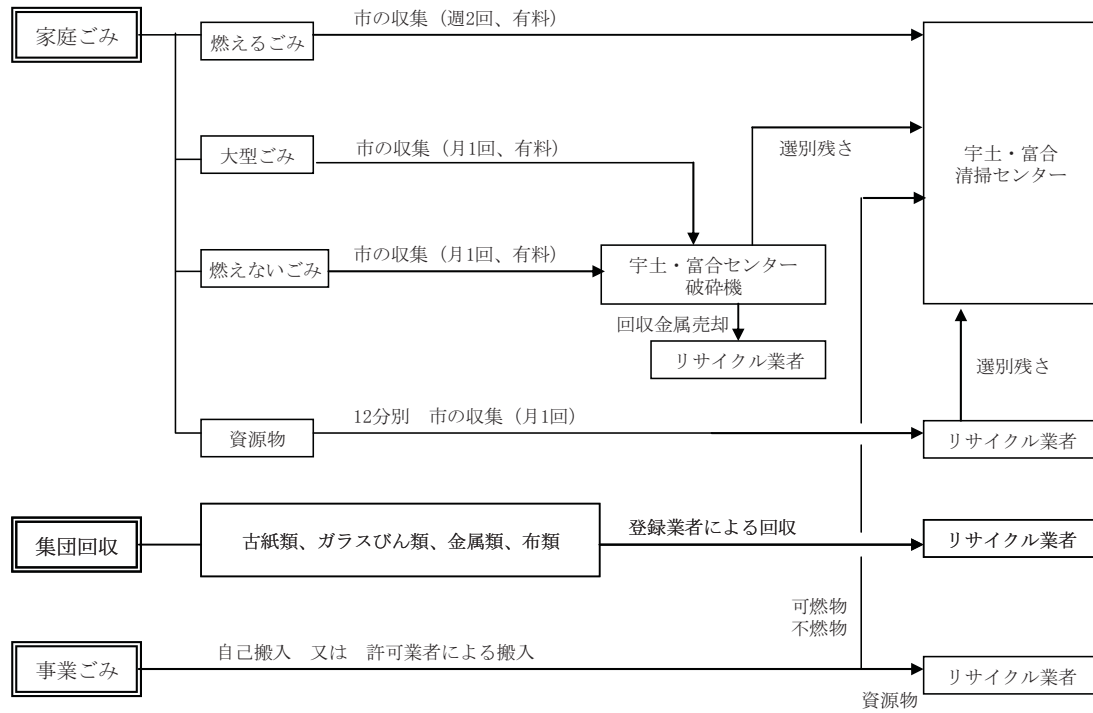


図 1 - (2) 平成25年度の一般廃棄物の処理システム (富合地区)

【 ご み 】



【 し 尿 】

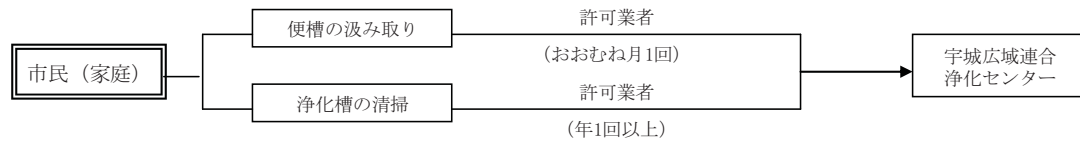
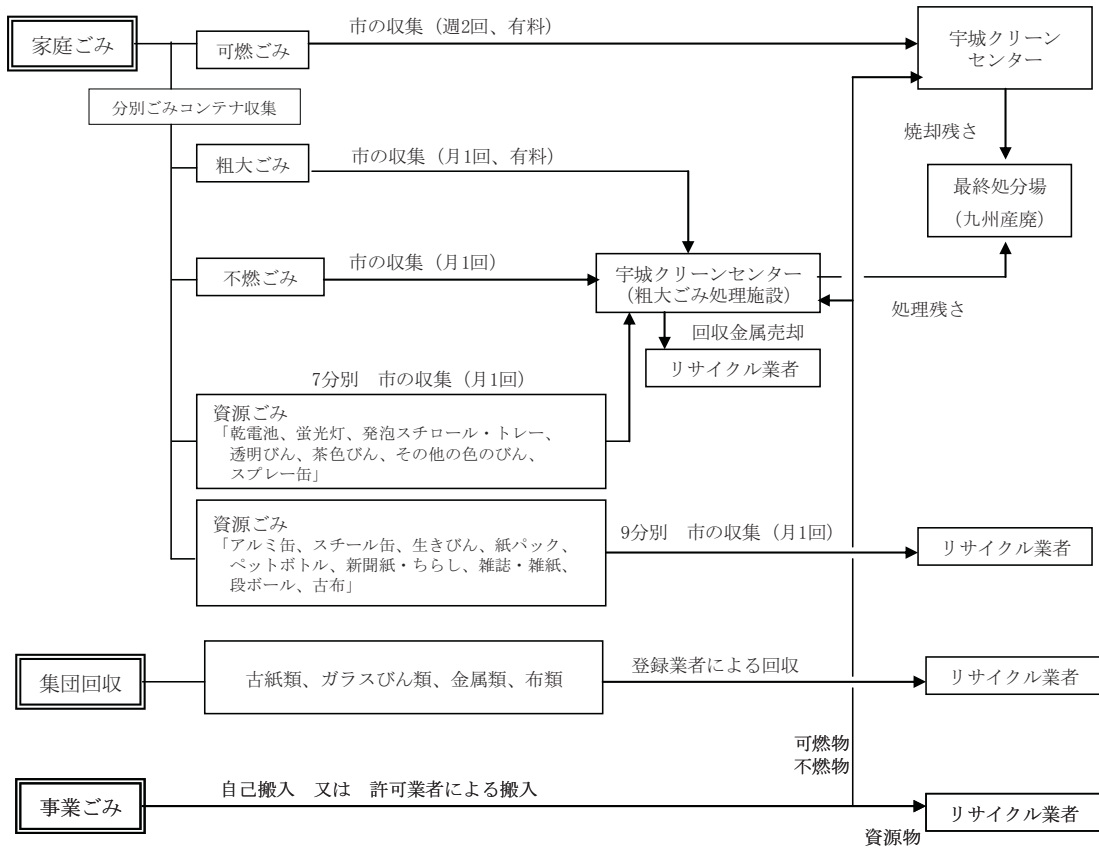


図 1 - (3) 平成25年度の一般廃棄物の処理システム (城南地区)

【 ご み 】



【 し 尿 】

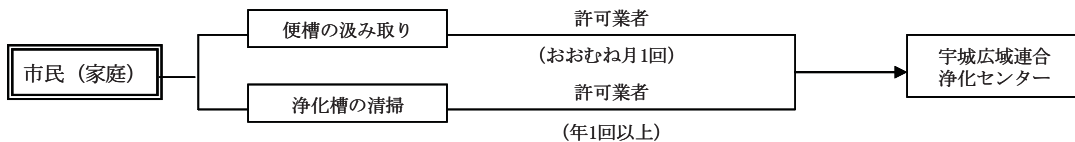
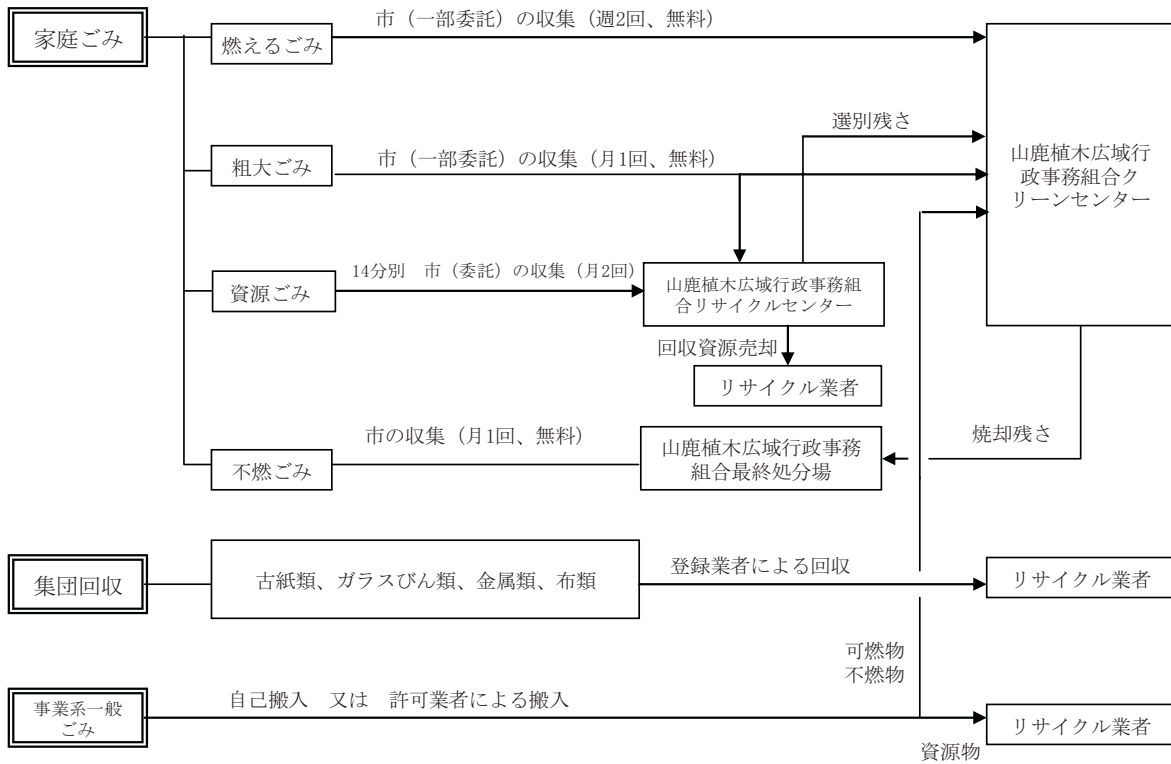
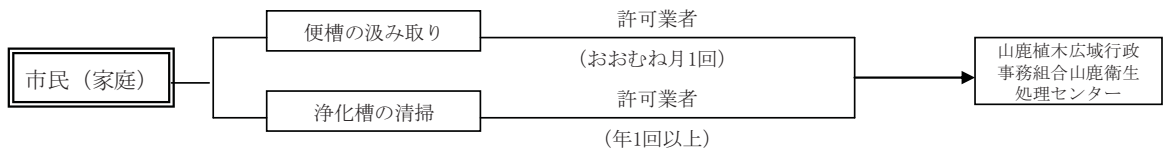


図 1 - (4) 平成25年度の一般廃棄物の処理システム (植木地区)

【 ご み 】



【 し 尿 】



別表 1 平成 25 年度一般廃棄物収集運搬業許可業者 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

No.	名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
1	有限会社都環境開発サービスセンター	861-4101	熊本県熊本市南区近見 8-13-92	096-353-2906
2	株式会社熊本清掃社	860-0048	熊本県熊本市西区池上町 1000-5	096-325-5353
3	有限会社エステーサービス	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西 7-16-1	096-365-6644
4	株式会社明光	860-0812	熊本県熊本市中央区南熊本 5-10-4	096-371-5977
5	株式会社熊本県弘済会	862-0917	熊本県熊本市東区榎町 16-7	096-360-2266
6	金岡商店株式会社	861-4144	熊本県熊本市南区富合町釈迦堂 611	096-358-3500
7	有限会社高倉智将産業	861-4112	熊本県熊本市南区白藤 4-26-22	096-357-5364
8	クリーンライン株式会社	861-5253	熊本県熊本市南区八分字町 360-8	096-227-1450
9	有限会社平井商会	861-5347	熊本県熊本市西区河内町船津 2048	096-276-0144
10	有限会社東部流通	861-2118	熊本県熊本市東区花立 3-15-20	096-369-3111
11	有価物回収協業組合石坂グループ	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町 2874	096-389-5501
12	株式会社八木運送	862-0911	熊本県熊本市東区健軍 3-3-5-101	096-286-8611
13	飯島 キヨミ (飯島産業)	862-0970	熊本県熊本市東区渡鹿 8-2-1	096-366-7032
14	九州郵弘有限会社	860-0085	熊本県熊本市北区高平 2-2-23	096-343-6667
15	有限会社聖光クリーン	861-8081	熊本県熊本市北区麻生田 5-33-6	096-339-5796
16	大東商事株式会社	861-5511	熊本県熊本市北区楠野町 453-1	096-245-4800
17	株式会社永野商店	861-8072	熊本県熊本市北区室園町 10-22	096-343-4970
18	ジェイアール九州メンテナンス株式会社	860-0051	熊本県熊本市西区二本木 5-7-5	096-324-5696
19	有限会社更正企業	861-8035	熊本県熊本市東区御領 5-10-18	096-284-9991
20	有限会社九州ビルメンテナンス社	861-5283	熊本県熊本市西区松尾町上松尾 14-4	096-329-4159
21	株式会社西原商店	860-0831	熊本県熊本市中央区八王寺町 29-8	096-378-0657
22	有限会社前田商会	861-4124	熊本県熊本市南区海路口町 3333	096-223-0970
23	有限会社クリンケア産業	860-0834	熊本県熊本市南区江越 2-7-12	096-379-7011
24	有限会社旭清掃社	861-8010	熊本県熊本市東区上南部 2-19-1	096-389-1911
25	有限会社森山商店	860-0004	熊本県熊本市中央区新町 1-6-26	096-352-4956
26	山下 鶴住 (山下商店)	861-8030	熊本県熊本市東区小山町 1667-11	096-380-2756
27	有限会社ケイケイ環境サービス	860-0068	熊本県熊本市西区上代 5-9-18	096-353-2452
28	有限会社村岡商会	861-5263	熊本県熊本市南区並建町 541	096-227-0153
29	ひろせ梱包運輸株式会社	862-0967	熊本県熊本市南区流通団地 2-15-1	096-377-2229
30	株式会社東和	861-8041	熊本県熊本市東区戸島 1-8-27	096-380-6011
31	株式会社サンレイメディカル	861-8041	熊本県熊本市東区戸島 1-3-111	096-279-4311
32	株式会社くまもと流通	862-0913	熊本県熊本市東区尾ノ上 2-18-10	096-384-9162
33	熊本総合管理株式会社	861-8046	熊本県熊本市東区石原 1-11-24	096-389-1122
34	林田 清隆 (肥後環境サービス)	861-4106	熊本県熊本市南区南高江 1-15-36	096-358-3961
35	有限会社林産業	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町 1205-5	096-389-7151

36	株式会社三勢	862-0924	熊本県熊本市中央区帯山 3-8-44	096-383-2341
37	株式会社協働社	861-8035	熊本県熊本市東区御領 5-9-75	096-389-2720
38	株式会社中山商店	861-0133	熊本県熊本市北区植木町滴水 98	096-272-0100
39	株式会社星山商店	861-8001	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘 9-5-76	096-338-6421
40	株式会社前田産業	861-4133	熊本県熊本市南区島町 5-7-3	096-358-6600
41	株式会社熊本市リサイクル事業センター	861-4101	熊本県熊本市南区近見 8-8-35	096-357-0070
42	西部環境開発株式会社	860-0054	熊本県熊本市西区八島 2-1-25	096-356-4359
43	有限会社オー・エス収集センター	861-5511	熊本県熊本市北区榑野町 1046-2	096-245-0110
44	赤帽熊本県軽自動車運送協同組合	862-0967	熊本県熊本市南区流通団地 1-31	096-379-8100
45	有限会社クリーンテック	861-4101	熊本県熊本市南区近見 7-13-70	096-356-5658
46	株式会社環境総合	860-0821	熊本県熊本市中央区本山 4-3-13	096-325-2911
47	有限会社宇都宮産業	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町葉山 132-93	096-245-1005
48	有限会社銀杏ビルサービス	860-0048	熊本県熊本市西区池上町 1516	096-322-2588
49	有限会社タケシタ	861-4155	熊本県熊本市南区富合町南田尻字辻 524-1	096-206-6268
50	有限会社西原運輸	860-0831	熊本県熊本市中央区八王寺町 29-8	096-378-0657
51	株式会社熊本環境エンジニアリング	861-8035	熊本県熊本市東区御領 2-3-36	096-380-0900
52	熊本新明産業株式会社	861-4106	熊本県熊本市南区南高江 3-3-53	096-357-1773
53	有限会社ケンコー	861-8045	熊本県熊本市東区小山 2-28-23	096-388-7229
54	有限会社肥後産興	861-0155	熊本県熊本市北区植木町轟 1309-1	096-275-5801
55	有限会社RiverField	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町 302	096-344-6668
56	協業組合熊本清掃公社	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町 757-14	096-368-3788
57	有限会社徳臣商事	860-0823	熊本県熊本市中央区世安町 172	096-361-3106
58	有限会社升富	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町 682-10	096-242-1057
59	株式会社グリーンロジスティクス	861-0000	熊本県熊本市北区鶴羽田 4-7-206	096-345-8543
60	有限会社勲栄総建	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西 4-3-1	096-341-6155
61	株式会社坂井幸吉商店	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町 1055-21	096-346-6667
62	有限会社サニーライフ	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町 276-4	096-275-2660
63	河原 和典 (GAMADAS)	860-0863	熊本県熊本市中央区坪井 5-2-14	096-356-7325
64	有限会社トライアングル	861-8041	熊本県熊本市東区戸島 2-5-105	096-213-3223
65	下田 国子 (娛美社)	862-0924	熊本県熊本市中央区帯山 3-16-11	096-385-2855
66	植木 祐成 (リサイクルセンタースツ キリ)	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西 4-2-58	096-284-5300
67	株式会社熊本スキルサービス	861-4101	熊本県熊本市南区近見 3-15-49	096-324-1292
68	株式会社めがクリーン	861-2102	熊本県熊本市東区沼山津 2-12-18	096-367-7009
69	株式会社リサイクルくる	861-8041	熊本県熊本市東区戸島 5-10-187	096-388-0912
70	有限会社熊本ウエス川野商店	861-4156	熊本県熊本市南区富合町田尻 586	096-357-6631
71	栗原 志保 (リサイクルワンピース)	861-8003	熊本県熊本市北区楠 5-8-1	096-288-1821

72	有限会社松崎産業	861-5252	熊本県熊本市南区土河原町 261	096-227-1552
73	有限会社緒方清掃	869-0405	熊本県宇土市馬之瀬町 186	0964-23-2518
74	有限会社ソーシャルクリーン熊本リサイクル	869-0543	熊本県宇城市松橋町南豊崎 779	0964-33-3132
75	株式会社オカムラ	869-0532	熊本県宇城市松橋町久具 1948-1	0964-33-0131
76	有限会社プログレ	861-4402	熊本県下益城郡美里町堅志田 356	0964-46-2563
77	株式会社松清	869-0542	熊本県宇城市松橋町豊崎 2104	0964-33-4659
78	廣田 晴夫 (ヒロタクリーンサービス)	861-0121	熊本県熊本市北区植木町平井 693-2	096-273-5920
79	有限会社ユートピア・グリーン	861-0103	熊本県熊本市北区植木町清水 3916-2	096-273-5377
80	有限会社松岡清掃公社	861-0104	熊本県熊本市北区植木町今藤 413-1	096-272-0301
81	東洋工業株式会社	860-0055	熊本県熊本市西区蓮台寺 5-4-15	096-359-6161
82	石原運送有限会社	861-4125	熊本県熊本市南区奥古閑町 4059-2	096-223-2926
83	株式会社東宝	862-0915	熊本県熊本市東区山ノ神 1-10-38	096-367-5023
84	株式会社みなかみ	862-0947	熊本県熊本市東区画図町大字重富 511-2	096-370-5448
85	社会福祉法人環友會	861-4101	熊本県熊本市南区近見 9-10-50	096-325-0007
86	木村 泰樹 (ライフサポート助)	860-0086	熊本県熊本市北区打越町 7-5	096-344-2841
87	中川 二男 (城山環境)	860-0068	熊本県熊本市西区上代 8-20-25	096-329-6528
88	株式会社エコ・クリーン	861-4131	熊本県熊本市南区薄場 1-10-38	096-327-9004
89	株式会社アースT・K	860-0064	熊本県熊本市西区城山半田 3-5-29	096-342-4787

別表 2 一般廃棄物処分業（中間処理）の許可業者（平成 25 年 4 月 1 日現在）

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
有価物回収協 業組合石坂グ ループ	熊本市東区戸島町 2874	選別	平成 12 年 12 月 20 日	16 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、 廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁 器製品類
		破碎	平成 12 年 12 月 20 日	4.1 t/日 (8H)	
		破碎・選別	平成 17 年 4 月 26 日	32 t/日 (8H)	
		選別	平成 3 年 3 月 1 日	48 t/日 (8H)	廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁 器製品類
		圧縮	平成 3 年 3 月 1 日	16 t/日 (8H)	廃金属製品類（飲料用スチール缶又はアルミ 缶に限る。）
		圧縮	平成 3 年 3 月 1 日	5.6 t/日 (8H)	廃金属製品類（飲料用スチール缶又はアルミ 缶に限る。）
		破碎・分級	平成 12 年 9 月 30 日	16 t/日 (8H)	廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（廃飲 料用容器に限る。）
		選別	平成 10 年 3 月 25 日	4 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
		圧縮	平成 10 年 3 月 25 日	4.5 t/日 (8H)	
		破碎	平成 13 年 9 月 27 日	1 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガ ラス製品類、廃陶磁器製品類（廃蛍光管 に限る。）
		破碎・減容	平成 17 年 3 月 15 日	0.96 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
		選別	平成 12 年 8 月 31 日	40 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮	平成 12 年 8 月 31 日	168 t/日 (8H)	
		破碎（移動 式）・選別	平成 16 年 8 月 20 日	280 t/日 (8H)	廃木製品類、剪定木くず類、草類（他 の一般廃棄物と分別して収集されたも のに限る。）
		選別・破 碎・洗浄	平成 20 年 9 月 19 日	14.4 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類（廃ペットボトルに限る。）
		選別・破 碎・洗浄	平成 17 年 4 月 26 日	200 t/日 (8H)	廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（廃飲 料用容器に限る。）
		破碎	平成 17 年 4 月 26 日	45.5 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃木製品類、剪定木 くず類、古紙類、廃繊維類
		破碎・固化	平成 17 年 4 月 26 日	24 t/日 (8H)	
		破碎	平成 20 年 9 月 26 日	9.6 t/日 (8H)	古紙類
		選別・圧縮	平成 20 年 9 月 26 日	100 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、 廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁 器製品類
選別、圧 縮・梱包	平成 23 年 8 月 9 日	48 t/日 (8H)			

熊本新明産業株式会社	熊本市南区南高江 3-3-53	選別	平成2年9月	60 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃木製品類
			平成2年9月	20 t/日 (8H)	
			平成2年9月	80 t/日 (8H)	
			昭和60年5月	40 t/日 (8H)	
		破碎	平成2年9月	160 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃木製品類
		切断	昭和60年5月	80 t/日 (8H)	廃金属製品類
株式会社熊本市リサイクル事業センター	熊本市南区近見 8-8-35	選別	平成元年4月8日	60 t/日	廃ガラス製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類
		圧縮	平成7年9月4日	30t/日	廃金属製品類 (フェール缶に限る。)
		圧縮	平成9年3月4日	30t/日	廃金属製品類 (アル缶に限る。)
		破碎	平成11年9月10日	24 t/日	廃ガラス製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類
		選別	平成10年5月10日	80 t/日	廃繊維類、古紙類、廃プラスチック製品類、廃木製品類、剪定木くず、廃ガラス製品類、廃金属製品類
			平成21年10月8日	4.86 t/日	
		圧縮	平成10年5月10日	80 t/日	廃繊維類、古紙類、廃プラスチック製品類
	破碎	平成7年9月4日	5.5 t/日	古紙類、廃プラスチック製品類、廃木製品類、剪定木くず、廃ガラス製品類、廃金属製品類、廃ゴム製品類	
	熊本市西区新港 1-4-21	選別・破碎	平成20年6月16日	12 t/日	廃プラスチック製品類
株式会社熊本清掃社	熊本市西区沖新町字津端 4243-1	発酵堆肥化	平成13年9月6日	108 t/日	食品廃棄物、草類、木類、ペーパーシュレッダダスト (事業系一般廃棄物に限る。)
有限会社アクトフォーアース	熊本市北区釜尾町 422-2	破碎 (移动式)	平成17年7月28日	62.2 t/日	剪定木くず、根株、草等
		破碎	平成14年6月5日	4.15 t/日	
大東商事株式会社	熊本市西区新港 1-4-22	破碎・選別・分級	平成19年10月30日	762.3 t/日 (24H)	廃プラスチック製品類
				1,143.6 t/日 (24H)	古紙類
				1,528.5 t/日 (24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
				457.3 t/日 (24H)	廃繊維類
				4,307.5 t/日 (24H)	廃金属製品類
				5,718 t/日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類

		選別・分級 (移動式) (トロンメル)	平成 19 年 10 月 30 日	1127.2 t/日 (24H)	焼却灰
				150.3 t/日(24H)	廃プラスチック製品類
				263 t/日(24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
				225.4 t/日(24H)	古紙類
				90.2 t/日(24H)	廃繊維類
				849.2 t/日(24H)	廃金属製品類
				1,127.2 t/日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
				1,277.5 t/日 (24H)	廃コンクリートくず類
		選別・分級 (移動式) (傾斜スクリーン)	平成 19 年 10 月 30 日	1,245.6 t/日 (24H)	焼却灰
				165.6 t/日(24H)	廃プラスチック製品類
				290.4 t/日(24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
				249.6 t/日(24H)	古紙類
				98.4 t/日(24H)	廃繊維類
				938.4 t/日(24H)	廃金属製品類
				1,245.6 t/日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
				1,411.2 t/日 (24H)	廃コンクリートくず類
		選別	平成 19 年 10 月 30 日	1094.27 t/日 (24H)	
		圧縮	平成 19 年 10 月 30 日	158.4 t/日(24H)	廃プラスチック製品類
				237.6 t/日(24H)	古紙類
				95.04 t/日(24H)	廃繊維類
				984.96 t/日 (24H)	廃金属製品類
1,188 t/日(24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類				
社会福祉法人 環友會	熊本市南区近見 9-1439-1	選別	平成 21 年 3 月 12 日	53.2 t/日(8H)	廃プラスチック製品類
				59.8 t/日(8H)	古紙類
				40 t/日(8H)	廃金属製品類
				40 t/日(8H)	廃ガラス製品類

				40 t/日 (8H)	廃陶磁器製品類
		圧縮	平成 21 年 3 月 12 日	51.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
				60.8 t/日 (8H)	古紙類
		選別・圧縮	平成 21 年 3 月 12 日	5.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
				5.84 t/日 (8H)	廃繊維類
		破碎	平成 21 年 3 月 12 日	4.8 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
		溶融	平成 21 年 3 月 12 日	3.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
有限会社大和 観光資源開発	熊本市南区富合町田尻 427-1	選別	昭和 52 年 4 月 8 日	40 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮・梱包	平成 2 年 11 月 1 日	16 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮・梱包	昭和 52 年 9 月 1 日	24 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
株式会社城南 曙生コンクリ ート	熊本市南区城南町塚原 204-1	破碎	平成 21 年 4 月 23 日	4.5 t/日 (8H)	剪定木くず類
株式会社西原 商店	熊本市南区城南町下宮 地 903-1	選別、圧 縮・梱包	平成 21 年 12 月 16 日	1.92 t/日 (8H)	廃金属製品類
				0.6 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
				1.2 t/日 (8H)	古紙類
				0.88 t/日 (8H)	廃繊維類
				0.5 t/日 (8H)	廃ガラス製品類
株式会社はま 造園土木	熊本市北区龍田町弓削 字東鶴 595-3 外	破碎	平成 22 年 4 月 7 日	4.532 t/日	剪定木くず類
株式会社エコ ポート九州	熊本市西区新港 1-4-9	溶解	平成 22 年 7 月 15 日	80 t/日 (16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、 廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コン クリートくず類
		溶解・製紙	平成 22 年 7 月 15 日	4.8 t/日 (16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、 廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コン クリートくず類
		破碎・選別	平成 22 年 7 月 15 日	77.5 t/日 (24H)	廃木製品類、廃金属製品類
		破碎・選 別・造粒	平成 22 年 7 月 15 日	74.9 t/日 (24H)	廃木製品類、廃金属製品類

		選別、圧縮・梱包	平成 22 年 7 月 15 日	840 t/日 (24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、 廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コン クリートくず類	
		破碎・洗 浄・造粒	平成 22 年 7 月 15 日	521.2 t/日 (24H)	廃プラスチック製品類	
		破碎・選別	平成 22 年 7 月 15 日	250.9 t/日 (24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、 廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コン クリートくず類	
		破碎・固化	平成 22 年 7 月 15 日	72 t/日 (24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 廃繊維類、廃ゴム製品類	
		選別、圧縮・梱包	平成 22 年 7 月 15 日	1094.4 t/日 (24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃ゴム製品 類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃 陶磁器製品類（これらのうち内容物が 封入されたものを含む。）、廃木製品 類、廃繊維類、廃コンクリートくず類	
		圧縮・梱包	平成 22 年 7 月 15 日	340.8 t/日 (24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、 廃ゴム製品類、廃金属製品類	
株式会社星山 商店	熊本市北区武蔵ヶ丘 9-5-76	選別・切断	切断:昭和 55 年 4 月 1 日	300 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、 廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃コンク リートくず、廃陶磁器製品類	
			選別:平成 16 年 7 月 21 日			
		選別・破碎	平成 19 年 11 月 27 日	230.4 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類	
				144.0 t/日 (8H)	廃木製品類、剪定木くず類	
				178.4 t/日 (8H)	廃コンクリートくず	
				230.4 t/日 (8H)	古紙類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金 属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製 品類	
		選別・圧縮	平成 19 年 11 月 27 日	圧縮:昭和 55 年 4 月 1 日	10 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃金属製品 類
				選別:平成 16 年 7 月 21 日		
		選 別	平成 19 年 11 月 27 日	32 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、 廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃コンク リート製品類、廃陶磁器製品類	
		圧 縮	平成 19 年 11 月 27 日	115.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、 廃金属製品類	
分解・分別	平成 14 年 8 月 6 日	2.7 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガ ラス製品類、廃陶磁器製品類			

株式会社星山 商店	熊本市北区武蔵ヶ丘 9-5-76	選別・破碎	平成 23 年 2 月 7 日	2.4 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類		
				2.1 t/日 (8H)	古紙類		
				3.8 t/日 (8H)	廃木製品類、剪定木くず類		
				0.8 t/日 (8H)	廃繊維類		
				3.6 t/日 (8H)	廃ゴム製品類		
				3.5 t/日 (8H)	廃金属製品類		
	選別・切断	平成 23 年 2 月 7 日	4.9 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類			
			4.8 t/日 (8H)	古紙類			
			4.2 t/日 (8H)	廃木製品類、剪定木くず類			
			4.6 t/日 (8H)	廃繊維類			
			4.9 t/日 (8H)	廃ゴム製品類			
			4.4 t/日 (8H)	廃金属製品類			
有限会社オ ー・エス収集 センター	熊本市北区楠野町字板 倉 1010 外	選別・圧縮	平成 22 年 10 月 13 日	25 t/日 (7H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 剪定木くず類、廃繊維類、廃金属製品 類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類		
株式会社永野 商店	熊本市北区室園町 10-22	選別・圧縮	平成 11 年 4 月 11 日	48.87 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類		
				115.04 t/日 (8H)	古紙類		
				103.2 t/日 (8H)	廃繊維類		
		選別・破碎	平成 22 年 9 月 14 日	17.8 t/日 (8H)	古紙類		
				選 別	平成 22 年 9 月 14 日	175.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
						217.6 t/日 (8H)	古紙類
		選 別	平成 21 年 11 月 5 日	205.6 t/日 (8H)	廃繊維類		
				選別・圧縮	平成 21 年 11 月 5 日	222.96 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
						222.96 t/日 (8H)	古紙類
	201.84 t/日 (8H)	廃繊維類					
	熊本市北区四方寄町 1444	圧縮	平成 22 年 9 月 14 日	198.88 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類		
				198.88 t/日 (8H)	古紙類		
180.4 t/日 (8H)				廃繊維類			

選別	平成 17 年 3 月 18 日	20 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（廃飲料水等が封入されたものを含む。）
圧縮	平成 21 年 11 月 5 日	9.6 t/日 (8H)	廃金属製品類（アル缶用）
		19.8 t/日 (8H)	廃金属製品類
圧縮	平成 22 年 9 月 14 日	14.48 t/日 (8H)	廃金属製品類
圧縮	平成 22 年 9 月 14 日	60.7 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
		43.93 t/日 (8H)	廃金属製品類
圧縮	平成 22 年 9 月 14 日	4 t/日 (8H)	廃金属製品類（アル缶用）
破碎・減容 固化	平成 15 年 10 月 28 日	0.96 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
選別	平成 19 年 3 月 6 日	3.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃木製品類

告 示 第 2 2 6 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

介護保険法第 1 1 3 条の規定による届出がされたので、同法第 1 1 5 条の 2 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定辞退年月日	サービスの種類
4 3 1 0 1 1 8 4 3 7	武蔵ヶ丘病院 熊本市北区楠七丁目 1 5 番 1 号	医療法人 田中会 熊本市中央区新市街 7 - 1 7 理事長 田中 英一	平成 2 5 年 3 月 3 1 日	介護療養型医療施設

告 示 第 2 2 7 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

介護保険法第 7 5 条の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4 3 1 0 1 1 8 4 3 7	武蔵ヶ丘病院 熊本市北区楠七丁目 1 5 番 1 号	医療法人 田中会 熊本市中央区新市街 7 - 1 7 理事長 田中 英一	平成 2 5 年 3 月 3 1 日	(介護予防) 短期入所療養介護

告 示 第 2 2 8 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地	指定日
心臓血管外科	上杉 英之	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目3番1号	平成25年3月27日
外 科	水流添 周	武蔵ヶ丘病院	熊本市北区楠七丁目15番1号	平成25年3月27日

告 示 第 2 2 9 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定医療機関	所 在 地	担当すべき 医療の種類	主として担当 する医師（薬剤 師）氏名	指定年月日
出田眼科病院	熊本市中央区呉服町一丁目35	眼科	出田 隆一	平成25年4月1日
済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目3番1号	心臓脈管外科	平山 統一	平成25年4月1日
熊本大学医学部 附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	腎臓	江藤 正俊	平成25年4月1日
熊本大学医学部 附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	腎臓	北村 健一郎	平成25年4月1日
仁誠会クリニック黒 髪	熊本市中央区黒髪六丁目29番37号	腎臓	若松 志保	平成25年4月1日
仁誠会クリニック新 屋敷	熊本市中央区新屋敷一丁目14番2号	腎臓	田添 昇	平成25年4月1日
仁誠会クリニックな がみね	熊本市東区戸島二丁目3番10号	腎臓	田尻 哲也	平成25年4月1日
熊本第一病院	熊本市南区田迎町田井島224番地	免疫	松野 文彦	平成25年4月1日
えず調剤薬局	熊本市東区江津二丁目27番32号	調剤	村上 健	平成25年4月1日
九品寺調剤薬局	熊本市中央区九品寺五丁目7番5号	調剤	奥田 信也	平成25年4月1日
本山ごぶく薬局	熊本市中央区本山四丁目8番38号	調剤	落合 敬史	平成25年4月1日
クローバー 調剤薬局	熊本市南区白藤一丁目26番12号	調剤	前田 美穂	平成25年4月1日
ハート調剤薬局	熊本市東区三郎一丁目14-21	調剤	前田 栄紀	平成25年4月1日

フジタ薬局	熊本市中央区神水一丁目 24番8号	調剤	菊地 泰樹	平成25年4月1日
京塚薬局	熊本市中央区帯山三丁目 40番55号	調剤	永田 朋大	平成25年4月1日
さくら調剤薬局武蔵ヶ丘店	熊本市北区武蔵ヶ丘七丁目 1番4号	調剤	横川 みや子	平成25年4月1日
とみあい薬局	熊本市南区富合町田尻2 94番地1	調剤	森田 満	平成25年4月1日
よもぎ薬局	熊本市北区四方寄町12 86番地3	調剤	柏田 好文	平成25年4月1日
いちかど薬局新外店	熊本市東区新外二丁目6 番40号	調剤	高木 真由美	平成25年4月1日
城山薬局	熊本市西区上代七丁目2 9番17号	調剤	古庄 美雪	平成25年4月1日
植木中央調剤薬局	熊本市北区植木町舞尾5 89番地1	調剤	武市 和政	平成25年4月1日
すみれ調剤薬局	熊本市北区植木町一木1 73番地3	調剤	白水 貴子	平成25年4月1日
坂梨薬局	熊本市西区上熊本三丁目 2番4号	調剤	杉本 啓子	平成25年4月1日
くまもと西部薬局	熊本市中央区古城町1番 2号	調剤	後藤 美和	平成25年4月1日
たくま中央薬局	熊本市東区西原一丁目2 番67号	調剤	稲葉 たづる	平成25年4月1日

告示第230号

平成25年4月1日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定居宅介護事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
有限会社 せせらぎ 熊本県上益城郡甲佐町大字白旗98 6番地 代表取締役 高橋 恵子	ヘルパーステーション はなもも 熊本市中央区帯山三丁目16番1 8号	居宅介護 重度訪問介護	平成25年 4月1日

告示第231号

平成25年4月1日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定生活介護事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする 障害の種類	指定年月日
社会福祉法人ライン工房 熊本市東区戸島五丁目8番6号 理事長 武田 幸之助	社会就労センターライン工房 熊本市東区戸島五丁目8番6号	特定無し	平成25年 4月1日
株式会社紅い華ヘルパーステーション 熊本市南区元三町二丁目9番22号 代表取締役 河添 佐恵子	デイサービスセンター 紅い華 熊本市南区元三町二丁目9番22号	特定無し	平成25年 4月1日
社会福祉法人 大輪会 熊本市西区花園七丁目1090番地2 理事長 松村 敏人	つばき学園 熊本市西区花園七丁目1090番地2	知的障害者	平成25年 4月1日
株式会社 ココロ発達療育センター 東京都杉並区西荻北三丁目33番9号 代表取締役 石井 聖	コロコロ遥風 熊本市東区若葉三丁目15番16号	知的障害者	平成25年 4月1日

告示第 232 号

平成 25 年 4 月 1 日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定自立訓練事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする 障害の種類	指定年月日
株式会社紅い華ヘルパーステーション 熊本市南区元三町二丁目9番22号 代表取締役 河添 佐恵子	デイサービスセンター 紅い華 熊本市南区元三町二丁目9番22号	身体障害者	平成25年 4月1日
社会福祉法人 大輪会 熊本市西区花園七丁目1090番地2 理事長 松村 敏人	野ばら 熊本市西区花園七丁目1992番地2	特定無し	平成25年 4月1日

告示第 233 号

平成 25 年 4 月 1 日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定就労移行支援事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする障 害の種類	指定年月日
----------------------	---------------	-------------------	-------

社団法人 熊本県精神障害者福祉会連 合会 熊本市南区南高江七丁目 8 番 7 7 号 理事長 津田 史朗	熊本きぼう福祉センター 熊本市南区南高江七丁目 8 番 7 7 号	精神障害者	平成 25 年 4 月 1 日
社会福祉法人 熊本県コロニー協会 熊本市西区二本木三丁目 1 2 番 3 7 号 理事長 西山 敬直	熊本コロニー作業所 熊本市西区二本木三丁目 1 2 番 3 7 号	特定無し	平成 25 年 4 月 1 日

告 示 第 2 3 4 号

平成 25 年 4 月 1 日

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定就労継続支援 A 型事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とす る障害の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 イルカの会 熊本市中央区黒髪五丁目 2 7 番 1 9 号 理事長 松本 美紀子	心水堂 熊本市中央区黒髪五丁目 2 7 番 1 9 号	知的障害者 精神障害者	平成 25 年 4 月 1 日

告 示 第 2 3 5 号

平成 25 年 4 月 1 日

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定就労継続支援 B 型事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とす る障害の種類	指定年月日
社団法人 熊本県精神障害者福祉 会連合会 熊本市南区南高江七丁目 8 番 7 7 号 理事長 津田 史朗	熊本きぼう福祉センター 熊本市南区南高江七丁目 8 番 7 7 号	精神障害者	平成 25 年 4 月 1 日
社会福祉法人 熊本県コロニー協 会 熊本市西区二本木三丁目 1 2 番 3 7 号 理事長 西山 敬直	熊本コロニー作業所 熊本市西区二本木三丁目 1 2 番 3 7 号	特定無し	平成 25 年 4 月 1 日
社会福祉法人ライン工房 熊本市東区戸島五丁目 8 番 6 号 理事長 武田 幸之助	社会就労センターライン工房 熊本市東区戸島五丁目 8 番 6 号	特定無し	平成 25 年 4 月 1 日

社会福祉法人 大輪会 熊本市西区花園七丁目 1 0 9 0 番地 2 理事長 松村 敏人	野ばら 熊本市西区花園七丁目 1 9 9 2 番地 2	特定無し	平成 2 5 年 4 月 1 日
特定非営利活動法人 ころもみ会 熊本市東区画図町下無田 1 5 6 2 番地 1 理事長 北岡 司	トライハウス 熊本市東区画図町下無田 1 5 6 2 番地 1	特定無し	平成 2 5 年 4 月 1 日
社会福祉法人 わくわく 熊本市北区龍田陳内四丁目 2 3 番地 8 号 理事長 小笠原 嘉祐	ふれあいワーク 熊本市北区龍田陳内四丁目 2 3 番地 8 号	特定無し	平成 2 5 年 4 月 1 日
医療法人 横田会 熊本市北区植木町鑑田 1 0 2 5 番地 理事長 横田 周三	Works みらい 熊本市北区植木町鑑田 1 0 3 1 番地 2	知的障害者 精神障害者	平成 2 5 年 4 月 1 日
社会福祉法人 博心会 熊本県玉名郡和水町下津原 3 9 5 1 番地 理事長 渡邊 悟朗	さくらワーク熊本 熊本市西区松尾町上松尾 5 番地 1	知的障害者 精神障害者	平成 2 5 年 4 月 1 日

告示 第 2 3 6 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の指定共同生活援助事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする障害の種類	指定年月日
社会福祉法人 新生会 熊本市西区沖新町 3 9 9 4 番地 1 理事長 古島 英昭	グループホームしんせい 熊本市西区沖新町 3 9 9 4 番地 1	特定無し	平成 2 5 年 4 月 1 日

告示 第 2 3 7 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の指定障害者支援施設を指定したので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする障害の種類	指定年月日
社会福祉法人 大輪会 熊本市西区花園七丁目 1 0 9 0 番地 2 理事長 松村 敏人	つばき学園 熊本市西区花園七丁目 1 0 9 0 番地 2	知的障害者	平成 2 5 年 4 月 1 日

告 示 第 2 3 8 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	地域相談 支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 志友会 熊本県葦北郡芦北町大字芦北281 3番地 理事長 篠原 誠	えづこ相談支援センター 熊本市東区画図町大字重富575番 地	地域移行支援 地域定着支援	平成25年 4月1日
社会福祉法人 慶信会 熊本市南区城南町藤山1276番地 2 理事長 甲斐 孝子	相談支援センター じょうなん 熊本市南区城南町藤山1263番地	地域移行支援 地域定着支援	平成25年 4月1日
特定非営利活動法人 自立生活セン ター ヒューマンネットワーク熊本 熊本市中央区白山二丁目1番17号 1F 代表 日隈 辰彦	地域活動支援センターいんくる 熊本市中央区白山二丁目4番1号	地域移行支援 地域定着支援	平成25年 4月1日
NPO法人 熊本DARC 熊本市中央区大江二丁目14番14 号 理事長 谷川 誠	相談支援センター 熊本ダルク 熊本市中央区大江二丁目14番14 号	地域移行支援	平成25年 4月1日
社会福祉法人 新生会 熊本市西区沖新町3994番地1 理事長 古島 英昭	しんせい相談支援センター 熊本市西区沖新町3994番地1	地域移行支援 地域定着支援	平成25年 4月1日

告 示 第 2 3 9 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	指定年月日
社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団 熊本市東区長嶺南二丁目3番2号 理事長 若本 隆治	熊本県社会福祉事業団 相談支援事業所 熊本市東区長嶺南二丁目3番2号	平成25年 4月1日
社会福祉法人 新生会 熊本市西区沖新町3994番地1 理事長 古島 英昭	しんせい相談支援センター 熊本市西区沖新町3994番地1	平成25年 4月1日
社会福祉法人 富合福祉会 熊本市南区富合町木原101番地 理事長 紫垣 洋伸	相談支援センター心陽 熊本市南区富合町木原101番地	平成25年 4月1日

告 示 第 2 4 0 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 第 4 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

- (1) ひなた事業所 熊本市東区月出六丁目 5 番 1 0 号
- (2) えづこホットクラブ 熊本市東区画図町大字重富 5 7 5 番地
- (3) 児童発達支援事業ひまわりクラブ 熊本市東区佐土原一丁目 2 2 番 2 0 号
- (4) 学校法人湖東学園西原幼稚園ちゅうりっぷクラブ 熊本市東区新南部三丁目 3 番 5 1 号
- (5) 児童デイサービスおひさまクラブ 熊本市北区鹿子木町 3 5 6 番地
- (6) 熊本市立麻生田保育園ぺんぎんさんくらぶ 熊本市北区麻生田四丁目 1 0 番 2 3 号
- (7) 熊本市立横手保育園あひるさんくらぶ 熊本市中央区横手二丁目 1 番 1 1 号
- (8) 熊本市立中島保育園かもめさんくらぶ 熊本市西区沖新町 6 7 5 番地
- (9) 児童発達支援事業所まいすてつぷ 熊本市南区富合町志々水大坪 8 1 番地 3
- (10) 児童発達支援事業所ドムス・ラエタ 熊本市中央区白山二丁目 8 番 1 2 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 一般社団法人ひなた 理事長 堀添 雅子
熊本市東区月出六丁目 5 番 1 0 号
- (2) 社会福祉法人志友会 理事長 篠原 誠
葦北郡芦北町芦北 2 8 1 3 番地
- (3) 社会福祉法人佐土原福祉会 理事長 佐土原 博嗣
熊本市東区佐土原一丁目 2 2 番 2 0 号
- (4) 学校法人湖東学園 理事長 森 浩人
熊本市東区湖東一丁目 1 2 番 2 6 号
- (5) 特定非営利活動法人子どもアシストセンターわくわく 理事長 清田 明子
熊本市北区鹿子木町 3 5 6 番地
- (6) 熊本市 熊本市長 幸山 政史
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
- (7) 熊本市 熊本市長 幸山 政史
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
- (8) 熊本市 熊本市長 幸山 政史
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
- (9) NPO 法人 L a e t a 理事長 安永 アイ子
熊本市中央区坪井六丁目 1 4 番 3 0 号
- (10) NPO 法人 L a e t a 理事長 安永 アイ子
熊本市中央区坪井六丁目 1 4 番 3 0 号

3 指定年月日

平成 2 5 年 4 月 1 日

4 障害者通所支援の種類

- (1) 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (2) から (4) まで 児童発達支援
- (5) 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (6) から (8) まで 児童発達支援
- (9) 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (10) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

5 主たる対象とする障害の種類

- (1)から(2)まで 特定無し
- (3)から(4)まで 障害児
- (5) 特定無し
- (6)から(8)まで 障害児
- (9)から(10)まで 特定無し

告 示 第 2 4 1 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 2 4 条の 3 7 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	指定年月日
社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団 熊本市東区長嶺南二丁目 3 番 2 号 理事長 若本 隆治	熊本県社会福祉事業団 相談支援事業 所 熊本市東区長嶺南二丁目 3 番 2 号	平成 2 5 年 4 月 1 日
社会福祉法人 新生会 熊本市西区沖新町 3 9 9 4 番地 1 理事長 古島 英昭	しんせい相談支援センター 熊本市西区沖新町 3 9 9 4 番地 1	平成 2 5 年 4 月 1 日

告 示 第 2 4 3 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

第 1

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
新熊本市史販売及び収納事務	熊本市北区大窪一丁目 7 番 4 7 号	熊本県書店商業組合	理事長 長崎 晴作
熊本市役所駐車場使用料	熊本市中央区下通一丁目 1 番 8 号	株式会社 セーフティガード	代表取締役 福岡 常一
熊本市保健衛生事務に関する手数料条例に規定する別表第 1 及び別表第 2 で定めるもののうち食品衛生関係・環境衛生関係の営業許可申請手数料及び熊本市手数料条例第 2 条で定める閲覧手数料・証明手数料	熊本市中央区大江五丁目 1 番 1 号	熊本市食品衛生協会	会長 本田 一
と畜検査手数料	熊本市東区若葉二丁目 1 4 番 1 号	ジェイエスピー株式会社	代表取締役 大浜 恵美子

熊本市老人福祉センター浴場使用料	熊本市南区平成一丁目16番18号	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	理事長 宗村 収
熊本市城南老人福祉センター浴場使用料	宇城市松橋町久具1948番地1	株式会社 オカムラ	代表取締役 岡村 謙一
熊本市介護予防支援事業推進のための施設に係る使用料(熊本市お達者文化会館、熊本市南部万年青年会館、熊本市東部はつらつ交流会館)	熊本市南区平成一丁目16番18号	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	理事長 宗村 収
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料	熊本市中央区京町二丁目6-68	有限会社 熊本動物医療センター	代表取締役 小澄 正敬
	熊本市北区小糸山町758	神西動物病院	代表者 神西 晃聖
	熊本市東区東野三丁目2-2	有限会社 やまもと動物病院	代表取締役 山本 浩史
	熊本市北区徳王一丁目14-19	とくお動物病院	代表者 田尻 充
	熊本市東区長嶺南三丁目4-157	小坂動物病院	小坂 亮一
	熊本市中央区白山二丁目11-21	有限会社 総合病院ペットセンター 名越	代表取締役 名越 嗣洋
	熊本市東区尾ノ上一丁目43-18	たかた動物病院	高田 和宏
	熊本市中央区帯山三丁目15-19	宮山動物病院	宮山 牧子
	熊本市中央区出水一丁目9-20	水前寺公園ペットクリニック	中田 至郎
	熊本市中央区渡鹿七丁目8-67	有限会社 エイチ・エー・アール	代表取締役 梶原 啓史
	熊本市中央区神水本町20-1	有限会社 佐藤動物病院	代表取締役 佐藤 浩光
	熊本市南区田迎四丁目9-37	けやき通り動物病院	魚住 昌史
	熊本市東区下南部二丁目16-3-101	しもなべ動物クリニック	谷崎 映子
	熊本市西区新土河原二丁目3-5	いけだ動物病院	池田 和弘
	熊本市東区戸島二丁目7-11-203	みうら動物病院	三浦 浩史
	熊本市東区桜木一丁目18-16	園田動物病院	園田 健司
	熊本市南区出仲間四丁目2-59	くりさきペットクリニック	栗崎 民子
	熊本市中央区新大江三丁目19-7	ごとう動物病院	後藤 誠史
	熊本市東区小山三丁目1-5	ビッグベア動物病院	長尾 孝之
	熊本市中央区本荘六丁目16-34	株式会社 竜之介	代表取締役 徳田 昭彦
熊本市北区四方寄町1631-1	よもぎ動物病院	山口 豊太郎	
熊本市北区龍田六丁目12-91	有限会社 中央ペット美容室	本武 れい子	

	熊本市西区池田一丁目 3 2-2 7	げんき動物病院	代表 前田 尚俊
	熊本市西区島崎二丁目 2 2-4 1	段山犬猫病院	鶴口 敏朗
	熊本市中央区細工町 3-1 3	オヤマ獣医科医院	小山 隆茂
	熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目 1 1-1 5	下城犬猫病院	下城 一文
	熊本市中央区南熊本二丁目 7-2	タイラ動物病院	平 芳男
	熊本市中央区坪井四丁目 1 1-3 0	ともた動物病院	塘田 健治
	熊本市中央区保田窪二丁目 1 1-7	熊本動物病院	土井口 修
	熊本市北区清水亀井町 1 9-1 9	中村愛犬病院	中村 紘
	熊本市東区江津一丁目 4-8	江津動物病院	永松 昭武
	熊本市中央区大江一丁目 1 8-1 7	大江動物病院	院長 西生 美顕
	熊本市東区新外一丁目 5-4 9	滝川ペットクリニック	滝川 晋史
	熊本市南区出仲間二丁目 1-1 2	松田動物病院	松田 光太郎
	熊本市東区长嶺東五丁目 2 4-1	松永動物病院	松永 豊
	熊本市北区楠五丁目 1 7-2 7	ムサシ動物医療センター	宮尾 與志郎
	熊本市東区保田窪五丁目 7-1	森動物クリニック	森 茂雄
	熊本市東区尾ノ上一丁目 2-2	吉田獣医科病院	吉田 博
	熊本市東区健軍五丁目 3-1 7	吉野獣医科医院	吉野 辰敏
	熊本市南区無田口町 1 6 1 7	永田獣医科	永田 悦生
	熊本市南区近見七丁目 8-8	ござん動物病院	小山 洋一
	熊本市西区上代一丁目 1 0-1	松村犬猫病院	松村 将之
	熊本市東区花立六丁目 2-2 2	こが動物病院花立	古閑 賢二
	熊本市西区谷尾崎町 1-6	尾崎ペットクリニック	尾崎 公俊
	熊本市南区平成一丁目 9-8 7	アート動物病院	金子 哲人
	熊本市北区植木町植木 1 0 5-1	なかた動物病院	中田 宏伸
	熊本市北区植木町滴水 4 4 3	こげ獣医科クリニック	磯江 源太郎
	熊本市南区城南町東阿高 2 0-3	有限会社 城南さくま動物病院	代表取締役 佐久間 優美
大型ごみ処理手数料	東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社 セブン-イレブ ン・ジャパン	代表取締役 井阪 隆一
	福岡市博多博多駅前二丁目 6 番 1 2 号	株式会社 ローソン 九州 ローソン支社	支社長 廣金 保彦
	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号	株式会社 ファミリーマー ト	代表取締役 上田 準二
	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号	株式会社 デイリーヤマザ キ	代表取締役社長 水野 渉
	広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1	株式会社 ポプラ	代表取締役社長 目黒 真 司
	鹿児島市中央町 1 8 番地 1	南九州サンクス株式会社	代表取締役 古川 道博
	熊本市南区流通団地二丁目 1 1 番 地	株式会社 ココストアウエ スト	代表取締役 富田 晋

	熊本市南区奥古閑町280番地	協同組合天明町ショッピングセンター	代表理事 田中 敏
	熊本市南区川口町2007番地	Yショップ白石酒店	白石 勝也
	熊本市南区銭塘町2695番地-2	ドラッグストアータナカ	田中 博行
	熊本市南区並建町268番地2	大野食料品店	代表者 大野 澄雄
	熊本市南区畠口町1370番地	コンビニエンスキタムラ	代表 北村 啓助
	熊本市中央区手取本町1番1号	熊本市役所職員組合	執行委員長 峯 潔
廃棄物処理手数料	熊本市西区春日五丁目16-6	高本米穀店	高本 文雄
	熊本市東区御領一丁目1番25号	淡路機材株式会社	代表取締役 本田 勝蔵
	熊本市中央区出水一丁目2番20号	有限会社 坂本金物店	代表取締役 坂本 正信
	熊本市西区野中一丁目8-10	有限会社 住まいるタグチ	代表取締役 田口 俊彦
	熊本市東区健軍本町53-9	有限会社 丸勢	代表取締役 森 茂遠
	熊本市西区花園七丁目41-15	森米穀店	森 隆繁
	大分市東春日町13-11	有限会社 マルシヨク	代表取締役 大久保 和彦
	熊本市東区三郎二丁目7-1	有限会社 上田薬品	代表取締役 上田 俊一
	熊本市西区春日四丁目6-13	井田酒店	井田 順夫
	熊本市北区大窪一丁目1-17	株式会社 ホームブラザナ フコ北熊本店	店長 徳田 洋介
	熊本市中央区黒髪一丁目13-1	株式会社 ホームブラザナ フコ黒髪店	店長 西 晃秀
	熊本市東区江津二丁目37-47	株式会社 ホームブラザナ フコ江津店	店長 末松 大典
	合志市須屋1936-1	株式会社 ホームブラザナ フコ菊南店	店長 坂本 文利
	熊本市東区上南部二丁目2-2	株式会社 ゆめマート	代表取締役 松本 淳
	熊本市南区日吉二丁目3-69	株式会社 ダイエー総業	代表取締役 橋本 徹
	熊本市東区東町二丁目1-15	株式会社 ホームセンター サンコー	代表取締役社長 橘 映一
	熊本市南区川尻四丁目6-44	フカガワ	深川 征子
	熊本市東区尾ノ上二丁目22-15	株式会社 鮮ど市場	代表取締役 田中 敏弘
	熊本市東区桜木六丁目6-1	株式会社 ホームセンター フタバ	代表取締役 木下 龍起
	熊本市西区出町4-7	酒井商店	酒井 福幸
	福岡市博多区博多駅東二丁目10-1第一福岡ビルS館4階	株式会社 コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃
	熊本市西区小島七丁目10-1	有限会社 加納米穀	代表取締役 加納 裕士
	熊本市中央区水前寺四丁目1-17	有限会社 本田築男商店	代表取締役 本田 正一
	熊本市西区城山半田一丁目2-25	有限会社 華山	代表取締役 葉山 廣行
	熊本市西区高橋町一丁目4-5	志垣商店	佐藤 ちえ
	熊本市中央区薬園町4-30	宮本商店	宮本 康昭

福岡県朝倉市一ツ木 1 1 4 8 - 1	ナチュラル株式会社	代表取締役 森 信
熊本市中央区手取本町 1 - 1	熊本市役所職員売店	執行委員長 峯 潔
熊本市東区上南部四丁目 1 4 - 5 5	石坂酒店	石坂 代志子
大分県佐伯市野岡町二丁目 1 - 1 0	株式会社 マルミヤストア	代表取締役 池邊 恭行
熊本市西区河内町船津 1 9 7 5	有限会社 サンフードてら もと	代表取締役 寺本 治海
熊本市西区河内町船津 9 8 2 - 8 2	潮崎商店	潮崎 千恵美
熊本市西区松尾町平山 7 5	吉田酒店	吉田 久蔵
熊本市東区錦ヶ丘 3 0 - 1 0	株式会社 ホームプラザナ フコ健軍店	店長 河野 和博
熊本市西区野中三丁目 4 - 2 2	株式会社 熊本生鮮市場 野中店	代表取締役 廣田 美貴子
熊本市中央区萩原町 7 - 4 0	有限会社 萩原センター	代表取締役 原 信幸
熊本市中央区出水七丁目 7 1 - 8	米原商店	米原 美由紀
熊本市北区植木町植木 3 1	有限会社 財頭種苗園	代表取締役 財頭 正次郎
熊本市北区清水岩倉二丁目 5 - 2	吉村商店	吉村 美知子
熊本市中央区新町一丁目 7 - 1 7	有限会社 ドラッグマツム ラ	代表取締役 松村 清徳
熊本市東区戸島七丁目 1 0 - 7	辻徳彦商店	辻 徳彦
熊本市東区戸島三丁目 8 - 2 8	萬寿屋	辻 多美子
熊本市南区良町二丁目 4 - 1	パナソニックショップ エ ースデンキ	坂本 州明
熊本市西区河内町船津 2 4 6 9	株式会社 谷口ショップ	代表取締役 谷口 紀一
熊本市南区近見二丁目 2 1 - 3 1	有限会社 かねしん	代表取締役 深川 博
熊本市中央区桜町 5 - 1 6	フューチャー	廣森 彬伯
熊本市南区銭塘町 2 6 9 5 - 1	ドラッグストア タナカ	田中 博行
熊本市中央区京町二丁目 1 - 4 0	合資会社 京町薬局	代表社員 江上 洋子
東京都北区赤羽二丁目 1 - 1	合同会社 西友	職務執行者 スティーブ ン・ヘイズ・デイカス
熊本市中央区南千反畑町 9 - 4	中山清酒店	中山 美津子
熊本市南区御幸笛田一丁目 5 - 1 3	園田商店	園田 敏子
熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目 2 5 - 1 5	デグチ酒店	出口 秋子
熊本市中央区水前寺三丁目 1 0 - 2 4	合資会社 吉岡建材店	代表社員 吉岡 啓一
熊本市東区西原二丁目 2 8 - 2 4	有限会社 真和商事	代表取締役 河口 義宏
熊本市北区飛田四丁目 5 - 2 5	有限会社 坂本商店	代表取締役 坂本 修三
熊本市西区蓮台寺二丁目 9 - 5	まつや	森脇 隆
熊本市南区出仲間五丁目 6 - 1 1	ごとう商店	後藤 安雄
熊本市西区池田一丁目 1 5 - 8 3	坂本商店	坂本 英男

熊本市西区花園六丁目 8-53	田村商店	田村 玲子
熊本市中央区神水本町 21-23	有限会社 谷田商店	代表取締役 谷田 純一朗
熊本市中央区本山四丁目 12-6	柴田文具店	柴田 清子
熊本市中央区黒髪二丁目 36-41	株式会社 キヨナガ	代表取締役 清永 純平
福岡県福岡市博多区住吉二丁目 2-1 スクエア博多イーストビル 9階	株式会社 マツモトキョシ九州販売	代表取締役 渡邊 孝男
熊本市南区会富町 142	西村商店	西村 博
熊本市西区河内町船津 2288	合資会社 堀尾由太郎商店	無限責任社員 長尾 浩行
大野城市山田五丁目 3-1	株式会社 マルキョウ	代表取締役 斉田 敏夫
熊本市中央区手取本町 6-1	株式会社 鶴屋百貨店	代表取締役社長 久我 彰登
熊本市南区畠口町 2124	光永商店	光永 定
熊本市北区植木町滴水 91-2	山田産業株式会社 入船市場	代表取締役 山田 耕司
熊本市西区河内町白浜 879	村上謙吾商店	村上 満子
熊本市南区内田町 63	広瀬商店	廣瀬 武範
熊本市西区上高橋二丁目 16-35	まえた電器商会	前田 徹
熊本市北区硯川町 1130	徳永商店	徳永 捷三
熊本市中央区新町三丁目 10-13	合資会社 藤原商店	代表者 藤原 謙吾
熊本市中央区京町一丁目 5-19	戸泉酒店	戸泉 博規
熊本市南区砂原町 1194	植村青果	植村 尚文
熊本市北区楠野町 566	タシロ商店	田代 正利
熊本市北区清水新地五丁目 14-1	マルシン薬品	田原 ウメノ
熊本市東区桜木五丁目 8-18	とぎた商店	福島 良基
熊本市南区奥古閑町 1861	合資会社 馬場商店	代表社員 馬場 茂美
熊本市中央区九品寺五丁目 15-8	有限会社 松岡商店	代表取締役 松岡 ひさし
熊本市東区沼山津一丁目 17-6	大新屋	塚本 巖男
熊本市中央区壺川一丁目 8-17	池田屋	池田 静雄
熊本市北区明徳町 707-1	社会福祉法人 明徳会	理事長 樺嶋 潤一郎
熊本市中央区春竹町大字春竹 55	緒方誠文堂	和仁古 隆
熊本市中央区大江二丁目 16-5	有限会社 安岡フーズ	代表取締役 安岡 正憲
熊本市西区河内町河内 888	有限会社 岩崎商店	代表取締役 岩崎 三十三
福岡市早良区飯倉六丁目 24-20	セガミメディクス株式会社	代表取締役 上原 俊二
熊本市南区奥古閑町 1906-1	熊本市天明商工会	会長 岩上 國男
熊本市西区河内町船津 2104-4	熊本市河内商工会	会長 田尻 秀昭

熊本市東区水源二丁目 1-1	柳澤米穀店	柳澤 久志
熊本市東区長嶺東四丁目 15-1	有限会社 松村興産	代表取締役 松村 賢治
熊本市中央区帯山三丁目 4-19	一般社団法人 クリーン帯山	代表理事 青木 スミエ
熊本市中央区下通一丁目 8-29	株式会社 三国屋本店	代表取締役 西田 武彦
熊本市南区近見一丁目 9-32	上野酒店	上野 ユリ子
熊本市西区中原町 1273-1	株式会社 ピースクロージング(あぶろーち)	代表取締役 井上 輝
福岡市南区中尾 3-12-17	株式会社 新生堂薬局	代表取締役 水田 雅幸
熊本市西区池田四丁目 22-1	株式会社 メデクス	代表取締役 堀内 久子
熊本市中央区世安町 172	熊本日日新聞販売店協同組合	代表理事 合志 英典
熊本市西区河内町野出 948-1	株式会社 村上産業	代表取締役 村上 和也
愛知県稲沢市天池五反田町 1	株式会社 サークルKサンクス	代表取締役 竹内 修一
熊本市西区辻町 4-5	朝日屋出町店	西岡 雅治
神戸市中央区港島中町四丁目 1-1	株式会社 ダイエー	代表取締役 桑原 道夫
広島市南区京橋町 2-22	株式会社 イズミ	代表取締役 山西 泰明
熊本市中央区白山一丁目 1-28	合資会社 中山酒店	代表社員 中山 紀雄
熊本市東区長嶺東七丁目 9-8	熊本市印刷商工会	会長 伊東 昭正
大分市古国分 243-9	株式会社 ホームインプレメントひろせ	代表取締役 廣瀬 舜一
上益城郡益城町福富 1107	株式会社 アールリカー	代表取締役 竹下 光伸
熊本市北区植木町植木 133-1	株式会社 ロッキー	代表取締役 竹下 光伸
東京都豊島区東池袋三丁目 1-1	株式会社 ファミリーマート	代表取締役社長 上田 準二
熊本市南区川口町 1932-1	くすりのウエムラ	上村 明生
熊本市東区小山六丁目 3-16	有限会社 東一成商店	代表取締役 北原 博文
熊本市西区島崎三丁目 11-18	ふくやま化粧品店	福山 共子
熊本市南区浜口町 497-2	株式会社 タケウチ包装	代表取締役 竹内 伸一郎
熊本市南区海路口町 3333	有限会社 前田商会	代表取締役 前田 洋子
熊本市中央区岡田町 1-1	セラ商店	世良 栄一
熊本市中央区黒髪一丁目 10-41	有限会社 永村米穀店	代表取締役 永村 寅雄
熊本市中央区安政町 3-35	鶴屋商事株式会社 (鶴屋フーディワン)	代表取締役 佐藤 幹夫
熊本市東区上南部三丁目 13-7-101	デイリーヤマザキ熊本長嶺南店	坂田 綾
熊本市西区谷尾崎町 980-3	フレッシュフードウエムラ	上村 利治
熊本市中央区島崎一丁目 29-33 クレスト島崎 203号	ホワイト急便 一新営業所	川良 慶次
熊本市中央区千葉城町 5-14	デイリーヤマザキ熊本改寄店	吉本 勝利

熊本市西区沖新町847-1	山野商店	山野 千鶴子
熊本市西区中島町536	谷口商店	谷口 順子
富崎県都城市吉尾町2080	株式会社 ハンズマン	代表取締役社長 大藪 誠司
熊本市中央区大江五丁目10-22	有限会社 ホールサム	代表取締役 嘉悦 廣行
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	代表取締役 井阪 隆一
熊本市中央区出水六丁目22-2	有限会社 平山酒店	代表取締役 平山 幸人
熊本市中央区帯山四丁目3-28	徳永たばこ店	徳永 定務
熊本市北区立福寺町852	有限会社 村上商店	代表取締役 村上 洋一
熊本市西区沖新町1220-1	山木酒店	山木 繁成
熊本市東区下南部一丁目4-58	白石商店	白石 敬子
熊本市北区硯川町904	宮崎酒店	宮崎 欣治
熊本市中央区白山一丁目9-13	株式会社 エス・エス・齋藤	代表取締役 齋藤 誠治
熊本市中央区本山四丁目4-1	株式会社 イワサキ	代表取締役 岩崎 敏男
熊本市中央区本荘町657-5	ラ・フォンテーヌ	松下 博之
福岡市東区松田一丁目5-7	株式会社 ミスターマックス	代表取締役社長 平野 能章
熊本市東区東町一丁目1番1号	有限会社 健軍ストア	代表取締役 甲斐 憲明
熊本市北区楠四丁目11-8	ジュアイ しまる	四丸 スミ子
熊本市東区新生一丁目20-2	朝日新聞サービスアンカー ASA 熊本健軍西部	小原 友孝
熊本市北区楠六丁目1-38	深浦薬局	深浦 恵子
熊本市西区田崎町426番地	株式会社 黒潮市場	代表取締役 緒方 達郎
熊本市北区楠七丁目8-10	株式会社 アレス	代表取締役 蒲原 晴生
熊本市北区八景水谷二丁目5-26	山崎商店	山崎 シヅ子
熊本市北区清水新地六丁目7-3	新地薬品	堀 修次
熊本市南区流通団地一丁目66	株式会社 広栄	代表取締役 瀧崎 正
熊本市北区龍田陳内三丁目37-47	丸尾商店	丸尾 カズコ
熊本市東区新南部二丁目2-2	株式会社 西紅	代表取締役 松本 淳
熊本市中央区上通町2-7	株式会社 同仁堂	取締役社長 上野 景昭
熊本市西区花園一丁目15-31	香月荒物店	島田 十喜子
熊本市西区小島三丁目34-10	村上酒店	村上 一弘
熊本市中央区新町四丁目11-3-1101	Yショップ清水本町店	松本 良一
福岡市博多区上牟田一丁目11-28	三菱食品株式会社 中九州SDC(ローソン)	理事九州支社長 長沢 秀人
熊本市南区刈草一丁目5-15	株式会社 吉本商事	代表取締役 吉本 光康
熊本市西区二本木二丁目5-30	有限会社 鳥井商店	代表取締役 本塩 司朗

熊本市南区鷹町二丁目 6-1	有限会社 坂口薬品	代表取締役 坂口 義彦
熊本市東区若葉一丁目 39-2	合名会社 丸善	代表社員 小畑 政幸
熊本市北区武蔵ヶ丘七丁目 2-47	community cafe 634	城門 維文
熊本市北区龍田八丁目 21-36	有限会社 ドラッグ中野	代表取締役 中野 昌弘
熊本市中央区花畑町 13-2	薬局 くすりのタケハ	福田 智三朗
熊本市西区花園七丁目 40-19	山栄ストア	小山 清孝
熊本市中央区迎町一丁目 4-7	池田タバコ店	池田 キミ子
熊本市西区沖新町 2390	桑田酒店	桑田 享
熊本市西区横手三丁目 1-9	株式会社 青山商店	代表社員 青山 武司
福岡市博多区博多駅東三丁目 13-21	マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 柴田 英二
下関市山の田本町 1-9	株式会社 レッドキャベツ	代表取締役 岩下 良
菊池市片角 290	株式会社 ビッグミカエル	代表取締役 古閑 達郎
熊本市南区並建町 268-2	大野食料品店	大野 澄雄
熊本市中央区古大工町 17	有限会社 西川食品	代表取締役 西川 速孝
熊本市南区城南町隈庄 552	合資会社 台信商店 スーパーストアダイノブ	代表社員 台信 康明
熊本市東区長嶺西一丁目 5-1	株式会社 熊本ハローディ	代表取締役 松元 孝一
上益城郡益城町古閑 107-1	コープ熊本学校生活協同組合	代表理事 迫 和久
熊本市中央区水道町 1-27	大森合資会社	代表社員 大森 慶二
熊本市南区白藤一丁目 21-1	藤城酒店	藤城 守
熊本市中央区黒髪二丁目 40-1	熊本大学生生活協同組合	専務理事 深見 隆久
熊本市南区砂原町 427	前出酒店	前出 信子
熊本市北区龍田一丁目 3-8	有限会社 やま弥	代表取締役 野島 規子
熊本市中央区本荘一丁目 1-1	財団法人 恵和会	理事長 廣瀬 育生
熊本市西区島崎七丁目 25-6	Yショップ柿原第一ストア	島田 俊一
熊本市中央区東子飼町 8-44	有限会社 エンタープライズ・フルジョウ	代表取締役 古庄 研次
熊本市西区新土河原二丁目 1-1	グリーンコープ生活協同組合くまもと	専務理事 河添 文彦
熊本市西区花園二丁目 8-13	村井商店	村井 一熙
大分県佐伯市大字池田 1107	株式会社 アタックスマート	代表取締役 宮野 雅良
熊本市北区八景水谷二丁目 17-1	有限会社 プロGRESS	代表取締役 矢野 正勝
熊本市西区二本木二丁目 13-17	合資会社 中村食品センター	代表社員 中村 昌一
熊本市東区御領三丁目 15-60	有限会社 御領屋	取締役 大嶋 純一
佐賀市高木瀬町大字長瀬 930	ダイレックス株式会社	代表取締役 大鳥 秀昭
熊本市北区清水亀井町 23-17	株式会社 島津商店	代表取締役 島津 修治

熊本市中央区九品寺三丁目16-61	株式会社 下川薬局	代表取締役 下川 泰
熊本市中央区国府三丁目13-3	有限会社 ケイマート	代表取締役 佐藤 正邦
熊本市西区二本木三丁目3-26	勝木米穀店	勝木 俊郎
熊本市北区大窪一丁目1-22	有限会社 博寿	代表取締役 永戸 邦彦
上益城郡御船町大字小坂1259-2	有限会社 くまもと有機の会	代表取締役 眞田 一廣
熊本市南区流通団地一丁目64	株式会社 西本真生堂	代表取締役 西本 光宏
熊本市中央区帯山七丁目21-9	有限会社 ドラッグ アバ	代表取締役 下田 トシ子
熊本市西区中島町1863	吉村商店	吉村 晴世
熊本市西区池上町1537-3	有限会社 お菓子のあさい	代表取締役 浅井 茂宏
熊本市中央区大江五丁目14-12	株式会社 サンフード・イワナガ	代表取締役 岩永 基文
熊本市南区流通団地二丁目11	株式会社 ココストアウエスト(エブリワン、ココストア)	代表取締役 富田 晋
熊本市西区田崎本町5-21	有限会社 たかもと米穀	代表取締役 高本 哲男
熊本市中央区新屋敷三丁目13-4	合資会社 森本金物店	代表社員 森本 正治郎
熊本市中央区出水七丁目51-1	有限会社 神原	代表取締役 神原 稔
熊本市中央区細工町五丁目30	有限会社 WaiWai マート	代表取締役 重元 さやか
熊本市南区川尻六丁目9-77	有限会社 マスナガ	代表取締役 増永 良徳
熊本市中央区神水本町2-5	株式会社 進栄塗料商事	代表取締役 太田 力夫
熊本市中央区新町四丁目2-5	有限会社 山崎商店	代表取締役 奥村 孝
高知市一宮徳谷3-14	株式会社 西日本セイムス	代表取締役 末田 義彦
熊本市中央区九品寺一丁目18-7	合資会社 湛酒店	代表社員 湛 直樹
熊本市中央区桜町3-22	株式会社 県民百貨店	代表取締役 松本 丞治
熊本市南区南高江六丁目2-30	株式会社 北星堂 熊本営業所	熊本営業所所長 西島 成俊
熊本市中央区水前寺六丁目23-15	株式会社 クスリのカワツ	代表取締役 河津 信明
神奈川県秦野市南矢名三丁目10-35	株式会社 富士サービス(東海大学売店)	代表取締役 鎌田 篤孝
熊本市西区島崎二丁目33-30	ふくい電器	福井 秀一
熊本市中央区国府四丁目3-16	ますや商店	益本 節子
熊本市南区畠口町1370	コンビニエンスキタムラ	北村 秋男
熊本市南区近見二丁目6-16	株式会社 タカキフーズ	代表取締役 高木 明
熊本市東区月出三丁目2-1	有限会社 天野製印	代表取締役 天野 哲男
熊本市中央区大江六丁目30-11	有限会社 ホリジム	代表取締役 堀 展彰
熊本市中央区新町四丁目2-7	有限会社 貴美屋	代表取締役 伊東 聡美
熊本市北区大窪二丁目7-14	株式会社 アイティーエス	代表取締役 岩本 好史

上益城郡益城町古閑107-14	財団法人 防衛弘済会熊本 事業所	事業所長 小林 健郎
熊本市中央区新屋敷二丁目13- 12	株式会社 ハウスレッシュ	代表取締役 川口 雄三
熊本市北区龍田陳内一丁目1-5 8	村上酒米店	村上 時子
熊本市南区会富町54-1	株式会社 橋本屋	代表取締役社長 橋本 敏 男
熊本市南区浜口町124	熊本市飽田商工会	会長 出口 起秋
熊本市中央区東子飼町3-1	有限会社 三葉商事	代表取締役 永村 成人
熊本市西区上代三丁目15-30	株式会社 堀川	代表取締役 堀川 貴史
大野城市川久保一丁目2-1	JR九州ドラッグイレブン 株式会社	代表取締役 馬場 義文
熊本市西区出町5-40	有限会社 ケンコウ堂メデ カル	代表取締役 丸目 新一
熊本市東区新生一丁目25-11	Yショップ新生一丁目店	田中 勢道
熊本市中央区京町一丁目5-5	堀川食品センター	勝村 美江
熊本市中央区平成三丁目16-2 7	株式会社 九建ホーム	代表取締役 福嶋 正夫
熊本市北区龍田陳内四丁目23- 6	穴見酒店	穴見 光弘
熊本市西区小島六丁目1-24	宮本商店	宮本 利一
熊本市西区出町1-2	有限会社 曾我薬局	代表取締役 曾我 臻
熊本市南区川尻四丁目14-1	林田酒店	林田 文人
熊本市北区小糸山町768-5	有限会社 元田商店	代表取締役 元田 徹明
福岡市博多区博多駅南二丁目9- 11	イオン九州 株式会社	代表取締役 山口 聡一
神戸市東灘区向洋町西五丁目9	株式会社 トーホーキャッ シュアンドキャリアー	代表取締役 奥野 邦治
熊本市中央区出水一丁目9-16	合資会社 永塩商店	無限責任社員 永塩 正三
熊本市北区鹿子木町85	松岡商店	松岡 則子
熊本市西区小島下町3675-3	園田商店	園田 ヨシノ
熊本市北区徳王町97	田上酒店	田上 弘規
熊本市南区幸田一丁目6-6	志垣商店	志垣 美津子
熊本市西区島崎三丁目20-36	平岡商店	平岡 篤範
熊本市東区新生一丁目15-7	乾商店	恵村 久子
東京都千代田区岩本町三丁目10 -1	株式会社 デイリーヤマザ キ	代表取締役社長 水野 涉
熊本市中央区渡鹿五丁目14-8	デイリーヤマザキ	時里 篤
熊本市南区流通団地二丁目5	株式会社 木村	代表取締役 木村 光男
東京都府中市若松町一丁目38- 1	株式会社 サンドラッグ	代表取締役 才津 達郎
熊本市西区城山大塘1-11-7	有限会社 ツカチク	代表取締役 塚本 康弘
熊本市西区出町1-9-101	有限会社 誠晋グループ	代表取締役 田口 誠

熊本市北区植木町岩野 6 4-1	有限会社 三河屋スーパー	代表取締役 緒続 勝
熊本市南区御幸西一丁目 1 5-1 6	有限会社 あさくら(Yシ ョップ)	代表取締役 朝倉 宏介
熊本市東区上南部四丁目 9-2 1	ショップ パル	木下 由美子
千葉県松戸市新松戸東 9-1	株式会社 マツモトキヨシ	代表取締役社長 松本 清 雄
熊本市中央区大江五丁目 1 4-2 0	田中商店	田中 良兒
熊本市東区尾ノ上一丁目 8-1 1	有限会社 西口晴秀堂	代表取締役 西口 賢太郎
玉名市松木 1 1 番地 3	株式会社 マルエイ	代表取締役 島本 和幸
熊本市北区鹿子木町 5 2-1	徳永文具店	徳永 鈴子
熊本市中央区帯山三丁目 3 8-1 5	株式会社 ディ・エムエル	代表取締役 松田 浩一
熊本市西区中原町 6 2 5-2	夢さき通り ふれあい市	代表 西山 朋宏
熊本市北区八景水谷一丁目 2 4- 6	株式会社 島津商会	代表取締役 島津 裕成
広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5-1	株式会社 ポプラ(ポプラ、 生活彩家)	代表取締役社長 目黒 真 司
熊本市東区戸島七丁目 8-1 2	スーパーマツイ	松井 幸教
熊本市北区鹿子木町 1 5 1-1	熊本市北部商工会	会長 坂田 弘實
熊本市北区西梶尾町 4 5 0-4	有限会社 ヘアーサロン さかた	代表取締役 坂田 弘實
大阪市中央区南船場町三丁目 5- 1 7	株式会社 ダイコク	代表取締役 新川 友寛
熊本市南区富合町清藤 6 8	株式会社 ホームプラザナ フコ富合店	店長 亀本 晋典
熊本市中央区神水本町 2 1-3 6	デイリーヤマザキ新市街大 通り店	菊池 津二
熊本市北区貢町 1 4 6 9	岩下酒店	岩下 忠允
東京都目黒区青葉台 2-1 9-1 0	株式会社 ドン・キホーテ	代表取締役 成沢 潤治
福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目 6 1	嘉徳無線 株式会社	代表取締役 柳瀬 真澄
熊本市東区桜木一丁目 1 7-1 7 ローズガーデンⅡ 1 0 5	グリーンサラダ	上野 健太郎
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘一丁目 3- 1	佐藤商店	佐藤 良一
阿蘇市一の宮町宮地 1 9 8 5-2	有限会社 みやはら たく ま店	代表取締役 宮原 ミツ子
熊本市北区清水本町 1 9-3 2	株式会社 岩下樹木園	代表取締役 池田 浩至
福岡市東区多の津一丁目 1 2-2 トライアルビル 2 F	株式会社 トライアルカン パニー	代表取締役 永田 久男
熊本市東区佐土原二丁目 4-2 0	合同会社有機生活	代表社員 田上 辰也
熊本市中央区通町 2 8	株式会社 カトー	代表取締役 加藤 強
熊本市西区田崎一丁目 5-5 7	有限会社 中九州みどり	代表取締役 赤星 孝明

	玉名市築地 8 0	株式会社 熊本大倉青果	代表取締役 大倉 喜運
	南区奥古隈町 2 8 0 番地	有限会社 興陽堂	代表取締役 本田 陽子
	熊本市北区打越町 4 0 - 2 1	株式会社 くわのみクラブ	代表取締役 跡部 尚子
	熊本市西区春日八丁目 1 0 番 3 号	デイリーヤマザキ熊本島崎店	高木 洋
	宇城市松橋町曲野 5 3 4 - 2	デイリーヤマザキ熊本石原店	杉浦 功一
	上天草市大矢野町登立 1 3 1 5 9	デイリーヤマザキ熊本馬渡二丁目店	兼尾 敏行
	熊本市中央区黒髪二丁目 3 4 - 1 4	デイリーヤマザキ熊本水道町店	羽山 泰弘
三山荘使用料	熊本市東区戸島町 2 5 7 3 番地	熊本市戸島地域環境保全協議会	会長 島村 徳昭
東部交流センター使用料	熊本市中央区本山二丁目 7 番 1 号	株式会社 パブリックビジネスジャパン	代表取締役 萩原 宣
食肉センター場内警備及び収納事務等業務委託(と畜場使用料・と畜解体手数料・内臓洗い手数料)	熊本市東区若葉二丁目 1 4 番 1 号	ジェイエスピー株式会社	代表取締役 大浜 恵美子
熊本市職業訓練施設使用料	熊本市西区花園七丁目 1 9 番 1 0 号	職業訓練法人 熊本市職業訓練センター	会長 笹原 博次
くまもと森都心プラザ使用料	熊本市中央区大江六丁目 2 4 番 1 9 号	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	代表者 九州綜合サービス株式会社 代表取締役 尾池 千佳子
電気式はかり検査手数料	熊本市東区水源二丁目 1 番 4 号	熊本市計量保全会	会長 園田 耕一
熊本市現代美術館使用料(駐車場使用料を除く)	熊本市中央区上通町 2 番 3 号	公益財団法人 熊本市美術文化振興財団	理事長 谷口 博通
熊本城駐車場使用料(二の丸・三の丸第一・三の丸第二・宮内駐車場)	熊本市中央区帯山三丁目 8 - 4 4	株式会社 三勢	代表取締役 福原 英喜
熊本競輪場入場料	熊本市中央区練兵町 8 5 番地 7	株式会社 JAMアドシステム	代表取締役 山田 義治
熊本市観光施設共通入場券販売及び販売代金収納事務委託	熊本市中央区水前寺公園 8 番 1 号	宗教法人 出水神社	代表役員 宮司 岩成 邦忠
熊本市公設運動施設使用料(熊本市総合体育館・青年会館・田迎公園運動施設、南部総合スポーツセンター、熊本市総合屋内)	熊本市中央区出水二丁目 7 番 1 号	財団法人 熊本市社会教育振興事業団	理事長 寺本 敬司

プール、託麻スポーツセンター、水前寺野球場、水前寺競技場)			
熊本市現代美術館駐車場使用料	熊本市中央区上通町2番33号	株式会社 熊日会館	代表取締役 荒牧 邦三
熊本城入園料及び熊本城駐車場使用料(二の丸・三の丸第一・三の丸第二・宮内駐車場)	熊本市北区龍田陣内三丁目10番1号	株式会社 セーフティガード	代表取締役 福岡 常一
熊本市観光施設共通入場券販売及び販売代金収納事務委託	熊本市北区龍田一丁目5番2号	財団法人 熊本国際民藝館	館長 井上 泰秋
	東京都中央区日本橋室町3-1-9	株式会社 三井不動産ホテルマネジメント	代表取締役社長 石田 健
	熊本市中央区下通一丁目7番18号	株式会社 ホテルサンルート熊本	代表取締役 谷脇 美代子
	熊本市中央区城東町4番2号	株式会社 ホテルキャッスル	代表取締役社長 斉藤 隆士
	熊本市中央区上通町11番10号	合資会社 丸小ホテル	代表社員 小山 真司
	熊本市西区春日一丁目13番1号	熊本駅前ビル株式会社	代表取締役 森 大介
	熊本市中央区新市街7-25	熊本東急イン	総支配人 田邊 一明
	熊本市西区二本木一丁目6-26	合資会社 ホテル白金	代表社員 木村 秀行
	熊本市中央区東阿弥陀寺町2番地	株式会社 ニュースカイホテル	代表取締役社長 櫻井 孝一
	熊本市南区城南町藤山1660	城南観光株式会社	代表取締役社長 米澤 義一
	熊本市中央区手取本町6番1号	株式会社 鶴屋百貨店	取締役社長 久我 彰登
	熊本市中央区新市街6番16号	リッチモンドホテル熊本新市街	支配人 田中 浩之
	熊本市中央区上通町2番1号	ホテル日航熊本 くまもと市新世紀株式会社	代表取締役社長 田川 憲生
	福岡市博多区博多駅東一丁目12番35号	ジェイアール九州都市開発株式会社	代表取締役社長 小濱 和彦
	熊本市中央区桜町3番10号	九州産交ツーリズム株式会社	代表取締役 藤井 誠也
	上益城郡益城町大字小谷1802番地2号	熊本空港ビルディング株式会社	代表取締役社長 安田 宏正
	熊本市中央区下通一丁目10番28号	わくわく市場株式会社	代表取締役 谷口 征也
熊本市中央区大江六丁目24番19号	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体 代表 九州綜合サービス株式会社	代表取締役 尾池 千佳子	
東京都品川区大井一丁目35番3号	株式会社 アークホテル	代表取締役 永山 勝利	
熊本市中央区水前寺公園23番1号	有限会社 松屋本館	代表取締役 西上 佳孝	

熊本城・歴史文化体験施設湧々座共通入場券販売代金	熊本市中央区上通町3番31号	熊本城観光交流サービス株式会社	代表取締役 江崎 純生
熊本市有料レンタサイクル社会実験の自転車貸出料	熊本市中央区紺屋今町3番10号	株式会社 パスト24	代表取締役 太田 康隆
	熊本市中央区東阿弥陀寺町2	株式会社 ニュースカイホテル	代表取締役社長 櫻井 孝一
	熊本市中央区黒髪三丁目7番29号	熊本電気鉄道株式会社	代表取締役 中島 敬高
	熊本市西区春日一丁目13番1号	熊本駅前ビル株式会社	代表取締役 森 大介
	熊本市中央区上通町3番31号	熊本城観光交流サービス株式会社	代表取締役 江崎 純生
水前寺江津湖公園(庄口地区)運動施設使用料	熊本市東区健軍四丁目529-1ほか	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター	理事長 荒木 哲美
石神山公園使用料	熊本市中央区花畑町3番1号	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター	理事長 荒木 哲美
坪井川緑地公園運動施設使用料	熊本市中央区花畑3番1号	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター	理事長 荒木 哲美
熊本みかん実験農場生産物販売委託業務	熊本市西区田崎町484	熊本大同青果 株式会社	代表取締役 月田 求仁敬
川尻公会堂附属器具使用料	熊本市中央区花畑町3番1号	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター	理事長 荒木 哲美
指定袋等手数料収納事務	熊本市南区城南町宮地1080-1	熊本市城南商工会	会長 菊池 正弘
	熊本市南区城南町宮地1077-7	有限会社 井上文具店	代表取締役 井上 正志
	熊本市南区城南町下宮地905-3	上田商店	上田 健也
	熊本市南区城南町隈庄609	うえた履物店	川部 枝子
	熊本市南区城南町隈庄673	内山青果店	内山 正子
	熊本市南区城南町築地1096番地1	有限会社 緒方産業	緒方 きみ子
	熊本市南区城南町宮地1232	柿原酒店	柿原 正行
	熊本市南区城南町隈庄600	川越電機店	川越 建一
	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階	株式会社 コスモス薬品	専務取締役 小野 幸弘
	熊本市南区城南町鶴瀬85番地2	有限会社 サトモト	代表取締役 福田 次良
	熊本市南区城南町鶴瀬65	里本商店	里本 関交
	熊本市南区城南町礎1213-1	サンクス熊本城南礎店	西明 信博
	熊本市南区城南町赤見1415-1	サンクス熊本城南赤見店	村上 誠
	熊本市東区御領五丁目11-52	有限会社 シーズユー	代表取締役社長 上野 浩一
	熊本市南区城南町六田740	下山酒店	下山 徹子
	熊本市南区城南町隈庄556	株式会社 城南ガス	代表取締役 徳永 栄一郎

	熊本市南区城南町隈庄 4 8 3	有限会社 杉山建材	代表取締役 杉山 隆
	熊本市南区城南町東阿高 2 番地 1	合資会社 荒木商店(セブンイレブン城南バイパス店)	代表社員 荒木 英知
	熊本市南区城南町宮地 1 0 8 0-1	合資会社 荒木商店(セブンイレブン城南舞原店)	代表社員 荒木 英知
	熊本市南区城南町隈庄 5 5 2 番地	合資会社 台信商店	代表社員 台信 康明
	熊本市南区城南町藤山 3 2 2 5	高橋酒店	高橋 正
	熊本市南区城南町坂野 2 0 4 4	竹田商店	竹田 光江
	熊本市南区城南町隈庄 6 0 4	有限会社 徳永農園	代表取締役 徳永 一夫
	熊本市南区城南町東阿高 1 8 番地 1	有限会社 にしだ	代表取締役 西田 眞實
	熊本市南区城南町隈庄 6 0 5	林商店	林 重晴
	熊本市南区城南町東阿高 1 4 8 5	株式会社 ナフコ ホームプラザナフコ城南店	店長 亀本 晋典
	熊本市南区城南町隈庄 5 4 1 番地 2	堀内履物店	堀内 将弘
	熊本市南区城南町千町 1 5 6 2	ローソン下益城城南町店	今村 善一
	大分県佐伯市大字池田 1 1 0 7	株式会社 マミーズマーケット	代表取締役 金田 賢二
	熊本市南区城南町宮地 5 4 2-1	有限会社 熊日城南町販売センター	代表取締役 松田 光男
	熊本市南区城南町千町 1 6 3 0-1	セブンイレブン城南千町店	興梠 裕二
	熊本市南区城南町今吉野 5-1	ローソン熊本さんさん城南店	今村 善一
	熊本市南区城南町阿高 3 0 6-1	ナチュラル株式会社 ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信
	熊本市南区城南町六田 7 6 5	山田商店	山田 益人
熊本市富合町指定ごみ袋・粗大ごみ用シール手数料収納事務	熊本市南区富合町木原 2 0 4 9 番地	高浜商店	高浜 孝行
	熊本市南区富合町木原 7 0 0 番地	荒木商店	荒木 靖男
	熊本市南区富合町木原 1 6 7 3 番地 2	箆酒店	箆 京子
	熊本市南区富合町平原 7 8 8 番地 1	平木商店	平木 博成
	熊本市南区富合町平原 5 0 7 番地 2	セブンイレブン熊本富合町店	改原 聖貴
	熊本市南区富合町南田尻 5 4 6 番地 1	ファミリーマート富合南田尻店	猪股 孝義
	熊本市南区富合町古閑 1 0 8 3 番地 3	ファミリーマート熊本富合町店	満所 義則
	熊本市南区富合町清藤 4 5 番地 1	ローソン下益城富合町店	光永 幸司
	熊本市南区富合町清藤 2 2 番地 5	住まいる SAKAI	坂井 雄一郎
	熊本市南区富合町清藤 1 9 6 番地	中村商店	中村 孝則

	熊本市南区富合町新605番地1	改原酒店	改原 千鶴子
	熊本市南区富合町大町1104番地2	木村酒店	木村 哲
	熊本市南区富合町上杉235番地	北村商店	北村 一枝
	熊本市南区富合町杉島1142番地4	三角商店	三角 星一
	熊本市南区富合町杉島1145番地	北岡商店	北岡 昭治
	熊本市南区富合町小岩瀬471番地	三隅商店	三隅 澄子
	熊本市南区富合町小岩瀬981番地	志垣商店	志垣 孝子
	熊本市南区富合町小岩瀬990番地1	川端酒店	川端 義幸
	熊本市南区富合町廻江724番地2	吉田光治商店	吉田 光治
	熊本市南区富合町南田尻856番地1	セブンイレブン熊本富合南田尻店	岡崎 浩信
	熊本市南区富合町志々水6番地1	セブンイレブン熊本志々水店	渡辺 和也
	熊本市南区富合町廻江673番地	廻江区長	区長 野口 俊昭
	熊本市南区富合町釈迦堂421番地	釈迦堂区長	区長 内野 純爾
	熊本市南区富合町西田尻879番地	西田尻区長	区長 石井 義浩
	熊本市南区富合町沙崎405番地	沙崎区長	区長 佐藤 哲三
	熊本市南区富合町清藤68番地	ホームプラザナフコ富合店	店長 亀本 晋典
	熊本市南区富合町釈迦堂640番地1	セブンイレブン熊本富合釈迦堂店	改原 聖貴
	熊本市南区富合町榎津54番地	熊本宇城農業協同組合 グリーンセンター下北	店長 荒木 誠也
廃棄物処理手数料	福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地	嘉徳無線株式会社	代表取締役 柳瀬 真澄
	福岡県大野城市山田五丁目3番1号	株式会社 マルキョウ	代表取締役 斉田 敏夫
	玉名市松木11番地3	株式会社 マルエイ	代表取締役 島本 和幸
	新潟市南区清水4501番地1	株式会社 コメリ	代表取締役 捧 雄一郎
	熊本市東区尾ノ上二丁目2番15号	株式会社 鮮ど市場	代表取締役 田中 敏弘
	熊本市北区西梶尾町577番地5 前田ハイツII203号	田川 敬祐	
	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	株式会社 コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃

熊本市北区植木町岩野 6 4 番地の 1	有限会社 三河屋スーパー	代表取締役 緒統 勝
熊本市北区植木町投刀塚 3 7 9 番 地 1	山田産業株式会社	代表取締役 山田 耕司
熊本市北区植木町植木 1 3 3 番地 の 1	株式会社 ロッキー	代表取締役 竹下 光伸
熊本市北区植木町鞍掛 1 5 4 9 番 地	内田 利弘	
熊本市北区植木町滴水 2 1 番地の 5	株式会社 きくかわ	代表取締役 菊川 照久
熊本市北区植木町植木 1 8 6 番地 1	株式会社 いけだ	代表取締役 池田 良行
山鹿市鹿央町持松 1 5 9 番地 1	鹿本農業協同組合	代表理事組合長 松下 隆 裕
熊本市北区植木町大和 2 6 番地 5	—	木村 高幸
熊本市北区池田三丁目 5 7 番 3- 3 0 1 号	—	木村 安佐子
山鹿市山鹿 1 4 4 0 番地	—	豊嶋 裕一
熊本市北区植木町内 2 0 2 番地	—	田中 まつ子
熊本市南区近見三丁目 4 番 8 号	—	田中 幸彦
山鹿市鹿本町来民 6 8 7 番地	合資会社 木村飼料店	代表社員 木村 寿雄
熊本市中央区千葉城町 5 番 1 4 号	—	吉本 勝利
熊本市北区植木町豊田 5 0 0 番地 2 3	—	吉本 隆徳
熊本市東区月出一丁目 7 番 1 3 号	大森産業株式会社	代表取締役 大森 敏雄
熊本市中央区大江六丁目 2 8 番 6 号	株式会社 MR	代表取締役 山川 由修
熊本市北区植木町宮原 1 5 3 番地 4	—	藤井 幸助
熊本市北区植木町鞍掛 1 5 4 7 番 地	—	内田 久美子
熊本市北区植木町滴水 5 3 番地 4	—	淵田 松子
熊本市北区植木町木留 1 7 9 2 番 地	—	宮崎 ひとみ
熊本市北区植木町植木 3 1 番地	有限会社 財頭種苗園	代表取締役 財頭 正次郎
熊本市北区植木町広住 3 8 9 番地 6	—	若木 英之
熊本市北区植木町正清 5 3 6 番地	—	代表取締役 田中 龍男
熊本市北区改寄町 2 4 8 6 番地 5	—	加藤 勝憲
荒尾市川登 4 8 3 番地 4	—	高野 常吉

第 2

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
動植物園施設使用料	大阪市住之江区北加賀屋五丁目2番7号	サノヤス・ライド株式会社	代表取締役社長 白神 敬治
熊本市動植物園駐車場料金収納事務委託	熊本市東区健軍五丁目14番2号	ジェイエスピー 株式会社	代表取締役 大浜 恵美子

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

第 3

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
熊本市斎場使用料	熊本市東区戸島町796番地	熊本M・K・G斎場管理共同企業体	代表者 株式会社宮本工業所 代表取締役 宮本 芳樹

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

告 示 第 2 4 4 号

平成 25 年 4 月 2 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701094 66	デイサービス彩色 熊本市中央区帯山七丁目9番69号	合同会社グリーンライフ 熊本市中央区帯山七丁目4番 41号 代表社員 毛利 緑	平成 25 年 4 月 1 日	通所介護
43701094 66	デイサービス彩色 熊本市中央区帯山七丁目9番69号	合同会社グリーンライフ 熊本市中央区帯山七丁目4番 41号 代表社員 毛利 緑	平成 25 年 4 月 1 日	介護予防通所介護

告 示 第 2 4 5 号

平成 25 年 4 月 2 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109 433	きらく苑 熊本市中央区出水七丁目2 6番地1	株式会社愛仁福祉会 熊本市中央区琴平本町12番36号 代表取締役 宮崎 鉄也	平成25年 4月1日	通所介護
4370109 433	きらく苑 熊本市中央区出水七丁目2 6番地1	株式会社愛仁福祉会 熊本市中央区琴平本町12番36号 代表取締役 宮崎 鉄也	平成25年 4月1日	介護予防通所介護

告示第 246 号

平成 25 年 4 月 2 日

介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109 482	歩行リハビリセンターHOKORU 熊本市東区月出二丁目4番42号	株式会社 I S I G N 熊本市北区龍田二丁目35番1 2号 代表取締役 国中 優治	平成25年 4月2日	通所介護
4370109 482	歩行リハビリセンターHOKORU 熊本市東区月出二丁目4番42号	株式会社 I S I G N 熊本市北区龍田二丁目35番1 2号 代表取締役 国中 優治	平成25年 4月2日	介護予防通所介護

告示第 247 号

平成 25 年 4 月 2 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事 業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 09441	ふうの木 ケアプランセンター 熊本市東区西原一丁目11番63 号	社会福祉法人永幸福社会 熊本市東区西原一丁目11番63 号 理事長 米澤 義一	平成25年 4月16日	居宅介護支援

告示第 248 号

平成 25 年 4 月 2 日

介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定、同法第 46 条第 1 項本文の指定、同法第 53 条第 1 項本文の指定、同法第 94 条第 1 項本文の許可を更新したので、同法第 78 条及び同法施行規則第 131 条の 2、同法第 85 条及び同法施行規則第 133 条の 2、同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 1

40条の23の規定、同法第104条の2及び同法施行規則第137条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

事業所番号	サービス名	指定(更新)日	事業所名称	所在地	申請者名称	主事務所所在地	代表者職名	代表者名
4350180222	介護老人保健施設	平成25年6月4日	介護老人保健施設葵の森	熊本県熊本市西区松尾町近津1480番地	社会福祉法人 諒和会	熊本県熊本市西区松尾町近津1361番地	理事長	下川 亨
4352580031	訪問リハビリテーション	平成25年6月8日	介護老人保健施設かなこぎ苑	熊本県熊本市北区硯川町768-1	医療法人社 団郁栄会	熊本県熊本市北区植木町滴水1652-9	理事長	伊東山洋一
4352580031	介護予防訪問リハビリテーション	平成25年6月8日	介護老人保健施設かなこぎ苑	熊本県熊本市北区硯川町768-1	医療法人社 団郁栄会	熊本県熊本市北区植木町滴水1652-9	理事長	伊東山洋一
4370105829	通所介護	平成25年4月2日	黒髪介護センターゆうデイサービスセンター	熊本県熊本市中央区黒髪六丁目7-7	医療法人杏友会	熊本県熊本市中央区黒髪六丁目1-23	理事長	野津原昭
4370105829	介護予防通所介護	平成25年4月2日	黒髪介護センターゆうデイサービスセンター	熊本県熊本市中央区黒髪六丁目7-7	医療法人杏友会	熊本県熊本市中央区黒髪六丁目1-23	理事長	野津原昭
4370105837	居宅介護支援	平成25年4月3日	弥勒	熊本県熊本市中央区九品寺四丁目22番22号	株式会社 ハートフレンド	熊本県熊本市北区大窪五丁目12番4号	代表取締役	安本 美恵子
4370105860	居宅介護支援	平成25年5月11日	はなぞのケアセンター	熊本県熊本市西区花園五丁目24-54	社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会	熊本県熊本市中央区本荘五丁目10-23	理事長	野口 駿
4370105894	通所介護	平成25年6月1日	ゆたーつと	熊本県熊本市北区龍田2-19-1	有限会社 アイシー企画	熊本県熊本市東区東京塚町18-46	代表取締役	濱田 庄太郎
4370105894	介護予防通所介護	平成25年6月1日	ゆたーつと	熊本県熊本市北区龍田2-19-1	有限会社 アイシー企画	熊本県熊本市東区東京塚町18-46	代表取締役	濱田 庄太郎
4370105902	居宅介護支援	平成25年6月1日	愛郷	熊本県熊本市東区京塚本町22番2号	愛郷株式会社	熊本県熊本市東区京塚本町45番2号	代表取締役	松田順子

4370 1059 10	訪問介護	平成25年 6月1日	愛郷	熊本県熊本市 東区京塚本町 22-2	愛郷株式会 社	熊本県熊本市東 区京塚本町45 -2	代表取 締役	松田順子
4370 1059 10	介護予防訪 問介護	平成25年 6月1日	愛郷	熊本県熊本市 東区京塚本町 22-2	愛郷株式会 社	熊本県熊本市東 区京塚本町45 -2	代表取 締役	松田順子
4370 1059 36	福祉用具貸 与	平成25年 7月1日	ライフシ ョップま こと	熊本県熊本市 南区田迎町田 井島224番 地	特定医療法 人萬生会	熊本県熊本市南 区田迎町田井島 224番地	理事長	河北 誠
4370 1059 36	特定福祉用 具販売	平成25年 7月1日	ライフシ ョップま こと	熊本県熊本市 南区田迎町田 井島224番 地	特定医療法 人萬生会	熊本県熊本市南 区田迎町田井島 224番地	理事長	河北 誠
4370 1059 36	介護予防福 祉用具貸与	平成25年 7月1日	ライフシ ョップま こと	熊本県熊本市 南区田迎町田 井島224番 地	特定医療法 人萬生会	熊本県熊本市南 区田迎町田井島 224番地	理事長	河北 誠
4370 1059 36	特定介護予 防福祉用具 販売	平成25年 7月1日	ライフシ ョップま こと	熊本県熊本市 南区田迎町田 井島224番 地	特定医療法 人萬生会	熊本県熊本市南 区田迎町田井島 224番地	理事長	河北 誠
4372 3013 76	訪問介護	平成25年 5月11日	訪問介護 ステーシ ョン彩	熊本県熊本市 南区城南町鰐 瀬865-1	株式会社笑 福	熊本県熊本市東 区東本町1-7 7	代表取 締役	上田 フ タ江
4372 3013 76	介護予防訪 問介護	平成25年 5月11日	訪問介護 ステーシ ョン彩	熊本県熊本市 南区城南町鰐 瀬865-1	株式会社笑 福	熊本県熊本市東 区東本町1-7 7	代表取 締役	上田 フ タ江

告示第249号

平成25年4月2日

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山 政史

送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)

1人

告示第250号

平成25年4月2日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車等を移動・保管したので、同条例第14

条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 自転車等が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車等を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成 25 年 3 月 7 日 武蔵塚駅バイク置場
 - イ 平成 25 年 3 月 11 日 庄口公園
 - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成 25 年 7 月 2 日まで
- 2 移動・保管台数

自転車等 3 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項

自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車等の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市南区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 2 5 1 号

平成 25 年 4 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称	医療機関所在地	指定期間
秋津レークタウンクリニック	熊本市東区秋津町秋田 3441 番地 20	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
医療法人熊愛会 熊本脳神経外科病院	熊本市中央区本荘六丁目 1 番 21 号	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
川口消化器内科	熊本市東区新南部二丁目 7-58	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
熊本地域医療センター	熊本市中央区本荘五丁目 16 番 10 号	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
くまもと青明病院	熊本市中央区渡鹿五丁目 1 番 37 号	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
くまもと麻酔科クリニック	熊本市東区沼山津一丁目 3-1	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
くまもと悠心病院	熊本市東区小山町 1808 番 2 号	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
くろかみ心身クリニック	熊本市中央区黒髪一丁目 3 番 16 号	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
くわみず病院	熊本市中央区神水一丁目 14-41	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
くわみず病院附属くすのきクリニック	熊本市北区龍田五丁目 1-41	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日

済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目3番1号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
さかいレディス・メンタルクリニック	熊本市中央区辛島町6-2 ペアレントビル6F	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
佐々木脳神経外科	熊本市南区荒尾一丁目8-63	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
城南病院	熊本市南区城南町舞原無番地	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
青磁野リハビリテーション病院	熊本市西区島崎二丁目22番15号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
西部脳神経外科内科	熊本市西区上代七丁目29-20	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
そのだ脳神経外科医院	熊本市東区画区町所島135-1	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
ニキハーティーホスピタル	熊本市東区月出四丁目6番100号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
西村内科・脳神経外科病院	熊本市中央区南熊本二丁目7-7	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
はっとり心療クリニック	熊本市中央区水前寺一丁目21-30-201	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
ピネル記念病院	熊本市東区佐土原一丁目8-33	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
ヘルスアートクリニックくまもと	熊本市中央区花畑町1-1	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
みとま神経内科クリニック	熊本市中央区新大江二丁目5番12号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
師井医院	熊本市北区植木町植木186	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
よやすクリニック	熊本市中央区世安町231-9	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
賀来脳神経外科	熊本市中央区呉服町三丁目60番地	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
弓削病院	熊本市北区龍田町弓削679-2	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
銀座通りクリニック	熊本市中央区中央街4-28	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
窪田病院	熊本市東区長嶺東二丁目11-95	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
熊本機能病院	熊本市北区山室六丁目8番1号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
熊本県立こころの医療センター	熊本市南区富合町平原391	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
熊本市立熊本市民病院	熊本市東区湖東一丁目1番60号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目1-1	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
熊本誠心台病院	熊本市東区尾ノ上一丁目14番27号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
熊本内科病院	熊本市中央区手取本町7-1	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
古賀クリニック	熊本市中央区本山4-1-43	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
向陽台病院	熊本市北区植木町鏡田1025	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日

国立病院機構熊本医療センター	熊本市中央区二の丸1番5号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
桜が丘病院	熊本市西区池田三丁目44-1	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
自由が丘病院	熊本市北区龍田陳内1-3-10	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
守屋医院	熊本市東区若葉3-9-2	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
小柳病院	熊本市東区山ノ神二丁目2番8号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
上熊本内科	熊本市西区上熊本一丁目3-4	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
上通りメンタルクリニック	熊本市中央区上通町5-20-202	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
城山病院	熊本市西区上代九丁目2番20号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
植木シルバークリニック	熊本市北区植木町岩野24	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
森病院	熊本市南区近見一丁目3-36	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
水前寺内科循環器科	熊本市中央区水前寺四丁目19-24	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
川尻尾崎内科	熊本市南区川尻五丁目1-62	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
池田病院	熊本市北区打越町36番48号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
天神内科医院	熊本市中央区大江六丁目22-11	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
砥上内科胃腸科医院	熊本市中央区黒髪六丁目27-1	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
藤崎宮前心療クリニック	熊本市中央区北千反畑町1-1	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
日隈病院	熊本市中央区萩原町9番30号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
比良こころのクリニック	熊本市中央区水前寺1-17-32	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
明生病院	熊本市北区大窪二丁目6番20号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
龍田病院	熊本市中央区黒髪六丁目12番51号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
D. ML京塚中央薬局	熊本市中央区帯山三丁目38番15号-102	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
EL (エル) 薬局	熊本市南区馬渡2-3-29	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
アイリス薬局	熊本市西区池田一丁目32-2	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
あおぞら薬局	熊本市中央区大江一丁目31番17号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
あすか薬局	熊本市東区花立二丁目6番11号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
アップル薬局	熊本市中央区渡鹿四丁目18番1号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
アリス薬局	熊本市東区新外三丁目1-100	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
いちかど薬局	熊本市東区榎町3番52号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
うえき町薬局	熊本市北区植木町岩野939-2	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
うさぎ薬局	熊本市西区中原町骨居込688-13	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日

エコー薬局	熊本市西区田崎一丁目 3-76	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
エステー調剤薬局 萩原店	熊本市中央区萩原町 7-27	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
えず調剤薬局	熊本市東区江津二丁目 27-32	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
おざき薬局	熊本市東区健軍三丁目 50-22-1F	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
おびやま薬局	熊本市中央区帯山二丁目 12-28	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
小峯薬局	熊本市東区長嶺南五丁目 1-1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
カトレア薬局	熊本市西区花園一丁目 20 番 63 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
かぬこ調剤薬局	熊本市北区小糸山町 761-1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
株式会社アガペー 保 田窪薬局	熊本市東区保田窪五丁目 10-31	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
くじら薬局	熊本市南区奥古閑町手永開 4395 番 5	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
くすの木薬局	熊本市北区龍田五丁目 1-43	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
くすりのハーモニー みなみくまもと薬局	熊本市中央区南熊本四丁目 3 番 39 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
九品寺調剤薬局	熊本市中央区九品寺五丁目 7-5	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
くまもと西部薬局	熊本市中央区古城町 1 番 2 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
くまもと中央薬局	熊本市中央区本庄五丁目 16-1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
くまもと東部薬局	熊本市中央区湖東一丁目 1-65	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
グリーン薬局長嶺店	熊本市東区戸島西三丁目 2 番 50 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
クローバー調剤薬局	熊本市南区白藤一丁目 26-12	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
恵和会保険薬局	熊本市中央区九品寺一丁目 19-11	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
慶徳調剤薬局	熊本市中央区船場町下 1-17	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
調剤薬局ケンコー堂 新大江店	熊本市中央区新大江 2-2-3	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ケンコウ堂薬局 上 熊本店	熊本市西区上熊本 3-16-17	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
こうざん調剤薬局	熊本市中央区本山町 79 番地	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ことう薬局	熊本市東区湖東一丁目 2 番 20 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ごふく薬局	熊本市中央区呉服町一丁目 30 番	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
さくら調剤薬局 小 峯店	熊本市東区小峯二丁目 1-7	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
さくら調剤薬局 小 島店	熊本市西区小島三丁目 39-5	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
さくら調剤薬局 植 木店	熊本市北区植木町広住 461-9	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
さくら調剤薬局 坪 井店	熊本市中央区坪井一丁目 2-24	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日

さくら調剤薬局 楠店	熊本市北区楠七丁目1-65	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
さくら調剤薬局 城南店	熊本市南区城南町藤山355-3	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
さくら調剤薬局 武蔵ヶ丘店	熊本市北区武蔵ヶ丘七丁目1-4	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
三進堂薬局	熊本市北区飛田三丁目9番21号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
しまさき調剤薬局	熊本市西区島崎二丁目22-29	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
シモカワオークス通り調剤薬局	熊本市中央区城東町4番7号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
シモカワ熊大前調剤薬局	熊本市中央区九品寺一丁目18番15号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
シモカワ江津調剤薬局	熊本市東区江津一丁目1番5号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
シモカワ大江調剤薬局	熊本市中央区大江五丁目5番1号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
シモカワ萩原調剤薬局	熊本市中央区萩原町3番15号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
シモカワ薬局センター店	熊本市中央区桜町3番10号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
シモカワ薬局下通店	熊本市中央区安政町1番27号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
城山薬局	熊本市西区上代七丁目29-17	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
しらふじ調剤薬局	熊本市南区白藤五丁目876-6	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
しらゆり薬局	熊本市西区春日一丁目11-18	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
しんち調剤薬局	熊本市北区清水新地6-8-22	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
すこやか薬局	熊本市中央区世安町231	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
すずらん堂薬局	熊本市西区城山代三丁目1-5	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
すずらん薬局	熊本市中央区坪井一丁目9-28	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
好生堂薬局	熊本市中央区新町三丁目3番2号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
すみれ薬局	熊本市中央区本庄二丁目14-13	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
セガミ薬局江津店	熊本市南区田井島一丁目11番6号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
せびあ調剤薬局	熊本市東区新生二丁目3-8	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
セブン薬局	熊本市東区長嶺西三丁目2番120号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
そうごう薬局西里店	熊本市北区硯川町1131	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
そうごう薬局 みゆき店	熊本市南区御幸笛田六丁目8-3	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
そうごう薬局会富店	熊本市南区会富町1127-2	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日
そうごう薬局帯山店	熊本市中央区帯山四丁目2番84号	平成25年4月1日	～	平成31年3月31日

タチバナ薬局	熊本市中央区南熊本四丁目 2 番 1 4 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
土山天祐堂薬局	熊本市中央区水前寺公園 3 番 4 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
つばさ薬局	熊本市北区清水岩倉二丁目 1-5	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
とみあい薬局	熊本市南区富合町田尻 2 9 4 番地 1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
中村盛大堂薬局	熊本市中央区琴平二丁目 1 番 3 2 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ハート調剤薬局	熊本市東区三郎一丁目 1 4-2 1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
はくざん中央薬局	熊本市中央区菅原町 1 番 1 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ハッピー薬局	熊本市東区長嶺南二丁目 4-3	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
はなぞの調剤薬局	熊本市西区花園二丁目 1-6 1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
パンダ調剤薬局	熊本市中央区水前寺五丁目 2 8-7	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ひまわり薬局	熊本市中央区神水一丁目 2 0-7	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
日吉薬局	熊本市南区日吉二丁目 7 番 5 4 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ファーマダイワ薬局	熊本市南区流通団地 1-5 6	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ファミリー調剤薬局	熊本市中央区国府一丁目 1 1-7	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ファルコはやぶさ薬 局植木店	熊本市北区植木町岩野字相田 9 3 9-1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ファルコはやぶさ薬 局辛島店	熊本市中央区新市街 7 番 2 1 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
フジタ薬局	熊本市中央区神水一丁目 2 4 番 8 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ほたくぼ薬局	熊本市東区保田窪本町 1 0 番 1 0 7 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ほたる薬局	熊本市北区鶴羽田一丁目 1 4-5	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
松林堂薬局田崎店	熊本市西区春日七丁目 2 1-3	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
松林堂薬局北部店	熊本市北区西梶尾町 4 5 1-1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ミカサ薬局	熊本市中央区下通一丁目 6 番 1 3 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ミドリ薬局水前寺店	熊本市中央区水前寺三丁目 1 1-1 1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
みなみ調剤薬局	熊本市西区田崎三丁目 6 0 2-9	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
みのり調剤薬局	熊本市北区植木町豊田 6 0 2-4	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
みのり薬局	熊本市東区尾ノ上一丁目 4 8 番 1 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
武蔵ヶ丘調剤薬局	熊本市北区武蔵ヶ丘 4-1 0-1 1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
むさし塚駅前調剤薬 局	熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目 8 番 2 1 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
むさし薬局	熊本市北区楠七丁目 1 5 番 8 5 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
むつみ薬局	熊本市中央区九品寺一丁目 1 5 番 1 0 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ムラセ薬局	熊本市南区御幸笛田四丁目 1 4 番 1 7 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日

ムラセ薬局武蔵ヶ丘店	熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目 2-1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ユアファーマシー薬局	熊本市北区植木町舞尾 620 番地	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
よもぎ薬局	熊本市北区四方寄町 1286-3	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
ライフ薬局清水店	熊本市北区高平三丁目 36-24	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
りんどろ薬局	熊本市北区植木町岩野 458 番地	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
レインボー薬局	熊本市北区山室 6-9-1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
花みずき薬局	熊本市中央区新町一丁目 8 番 13 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
弓削薬局	熊本市北区龍田町弓削 646-137	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
月出薬局	熊本市東区月出二丁目 4-77	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
健軍ファーマシー薬局	熊本市東区若葉三丁目 14-3	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
県庁通薬局	熊本市中央区水前寺公園 28 番 38 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
古山薬局	熊本市中央区九品寺六丁目 1-25	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
古川町調剤薬局	熊本市中央区古川町 18	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
五丁目むさし薬局	熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目 13-10	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
好和堂薬局	熊本市中央区辛島町 5 番 9 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
広田薬局	熊本市中央区出水 4-36-30	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
高橋薬局	熊本市中央区白山 1-1-2	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
国立前薬局	熊本市中央区古城町 2 番 16 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
黒髪薬局	熊本市中央区黒髪 1-8-48	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
坂梨薬局	熊本市西区上熊本 3-2-4	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
三恵薬局新地店	熊本市北区清水新地七丁目 9-23	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
三恵薬局田迎店	熊本市南区馬渡二丁目 12-26	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
三恵薬局浜線店	熊本市南区田迎町田井島 223-3	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
参道薬局	熊本市中央区北千反畑町 2-18	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
秋津薬局	熊本市東区花立二丁目 16 番 14 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
十字堂調剤薬局	熊本市中央区新町二丁目 12 番 37 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
出町薬局	熊本市西区出町 4-20	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
緒方健康堂薬局	熊本市西区出町 5-40	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
小幡調剤薬局	熊本市中央区子飼本町 1 番 21 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
上熊本薬局	熊本市西区上熊本 1-188-9	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
植木中央調剤薬局	熊本市北区植木町舞尾 589-1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
植木病院前薬局	熊本市北区植木町大字広住 503-3	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日

深浦薬局	熊本市北区楠六丁目 1-38	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
仁愛堂薬局	熊本市中央区新屋敷一丁目 21 番 6 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
水前寺ごふく薬局	熊本市中央区水前寺二丁目 2-5 カーサ水前寺 2F	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
水前寺薬局	熊本市中央区水前寺四丁目 19 番 29 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
清水本町調剤薬局	熊本市北区清水本町 6-1	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
聖心堂薬局	熊本市西区二本木二丁目 4-4	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
赤星薬局	熊本市東区花立三丁目 15-24	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
川尻調剤薬局	熊本市南区川尻五丁目 1 番 59 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
曾我薬局	熊本市西区出町 1-2	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
草葉調剤薬局	熊本市中央区草葉町 2 番 35 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
太陽堂薬局並木坂店	熊本市中央区南坪井町 1-5	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
大学堂薬局	熊本市中央区水道町 1 番 27 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
長寿堂薬局	熊本市中央区大江六丁目 23 番 2 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
田崎調剤薬局	熊本市西区田崎一丁目 5-57	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
同仁堂下通店	熊本市中央区下通一丁目 7 番 11 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
同仁堂上通店	熊本市中央区上通町 2 番 7 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
南熊本調剤薬局	熊本市中央区南熊本四丁目 3-20	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
日本調剤熊本薬局	熊本市東区湖東一丁目 12 番 26 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
八王寺団地アップル薬局	熊本市中央区八王寺町 16-70	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
八景水谷薬局	熊本市北区八景水谷二丁目 6-41	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
富合中央薬局	熊本市南区富合町平原 402	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
武蔵中央薬局	熊本市北区武蔵ヶ丘四丁目 9 番 13 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
保険調剤ひばり薬局	熊本市南区荒尾 1-8-67	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
保険調剤みらい薬局	熊本市中央区水前寺四丁目 30-28	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
麻生田調剤薬局	熊本市北区麻生田二丁目 14 番 14 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
薬局白十字温新堂店	熊本市東区神水本町 25-25	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
寮前薬局	熊本市東区栄町 1-15	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
本山ごふく薬局	熊本市中央区本山四丁目 8-38	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
訪問看護ステーション くまもと	熊本市東区花立 5-14-17	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
訪問看護ステーションしらふじ	熊本市南区白藤五丁目 1 番 1 号	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日
訪問看護ステーションすなとり	熊本市中央区神水一丁目 21-16	平成 25 年 4 月 1 日	～	平成 31 年 3 月 31 日

訪問看護ステーションはーと	熊本市北区清水亀井町16番10号	平成25年4月1日 ~ 平成31年3月31日
訪問看護ステーションらいふ	熊本市西区池田三丁目38-11	平成25年4月1日 ~ 平成31年3月31日
訪問看護ステーションコスモピア熊本	熊本市東区尾ノ上一丁目番8番30号	平成25年4月1日 ~ 平成31年3月31日
訪問看護ステーション城西	熊本市西区島崎二丁目11番13号	平成25年4月1日 ~ 平成31年3月31日

告示第 252 号

平成 25 年 4 月 3 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条第 1 項及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 2 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9490	介護付き有料老人ホーム さわらびⅡ 熊本市北区龍田町弓削867番地1	社会福祉法人 熊本菊寿会 熊本市北区龍田町弓削864番地1 理事長 山田 千恵子	平成25年 4月2日	特定施設入居者生活介護
437010 9490	介護付き有料老人ホーム さわらびⅡ 熊本市北区龍田町弓削867番地1	社会福祉法人 熊本菊寿会 熊本市北区龍田町弓削864番地1 理事長 山田 千恵子	平成25年 4月2日	介護予防特定施設入居者生活介護

告示第 253 号

平成 25 年 4 月 4 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
3月19日	はり札等	1	大江渡鹿	3月20日
3月21日	はり札等	1	小山	3月22日
3月25日	はり札等	1	田迎	3月26日
3月26日	はり札等	2	沼山津	3月27日
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町3-1）				

告 示 第 2 5 4 号

平成 2 5 年 4 月 4 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 8 2 条第 2 項に基づく滞納市税の交付要求通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達する書類名

交付要求通知書

告 示 第 2 5 6 号

平成 2 5 年 4 月 5 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の指定共同生活援助事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする障 害の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 グループホームきづな 熊本市中央区九品寺六丁目 6 番 7 9 - 4 0 9 号 理事長 原 信子	共同生活援助事業所 グループホームきづな 熊本市中央区九品寺六丁目 6 番 7 9 - 4 0 9 号	知的障害者 精神障害者	平成 2 5 年 4 月 1 日

告 示 第 2 5 7 号

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 2 5 年 3 月 1 3 日 手取エリア、銀座通り、新市街エリア、南区元三町、上通り、並木坂
- イ 平成 2 5 年 3 月 1 5 日 手取エリア、並木坂、銀座通り、新市街エリア、上通りエリア
- ウ 平成 2 5 年 3 月 1 8 日 健軍ピアクレス
- エ 平成 2 5 年 3 月 1 9 日 新市街エリア、銀座通り、辛島エリア、手取エリア、崇城ホール、上通りエリア、東区沼山津四丁目 3、並木坂、中央区水道町
- オ 平成 2 5 年 3 月 2 1 日 中央区鹿渡六丁目 8
- カ 平成 2 5 年 3 月 2 2 日 中央区水道町、手取エリア、銀座通り、辛島エリア、中央区新市街、並木坂、上通り
- キ 平成 2 5 年 3 月 2 5 日 銀座通り、手取エリア、健軍変電所前、中央区水道町、上通り、並木坂、新市街エリア、辛島エリア、
- ク 平成 2 5 年 3 月 2 6 日 銀座通り、辛島エリア、新市街エリア、手取エリア、中央区水道町、中央区鹿渡二丁目 3
- ケ 平成 2 5 年 3 月 2 7 日 銀座通り、新市街エリア、辛島エリア、中央区水道町、中央区帯山三丁目 5、中央区水前寺一丁目 2 2、上通エリア、手取エリア

コ 平成25年3月29日 東区御領二丁目9

(2) 保管の場所 平成第二自転車保管所

(3) 保管の期間 平成25年7月5日まで

2 移動・保管台数

自転車 210台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第二自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告示第260号

平成25年4月9日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則(昭和61年3月11日規則第7号)第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成25年4月10日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 76台

告示第262号

平成25年4月10日

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により公有水面埋立に関する工事をしゅん功認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 しゅん功認可年月日

平成25年3月14日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区手取本町1番1号 海路口漁港管理者 熊本市

3 埋立区域

(1) 位置

熊本市南区海路口町字浦田下北割4065の63、4065の79、4065の81、4065の80、4065の82、4065の57、4065の90並びに浦田南下割3799の4、3798の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路に隣接する無番地（堤）地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点を結ぶ平成2年度春分の日におけ

る満潮位（DL+4.48メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 海路口漁港防波堤北側角（北緯32度44分32秒、東経130度36分39秒）

から203度20分 329.0メートルの地点

2の地点 1の地点から337度00分 268.0メートルの地点

3の地点 2の地点から345度00分 71.0メートルの地点

4の地点 3の地点から84度10分 135.0メートルの地点

5の地点 4の地点から120度00分 110.5メートルの地点

(3) 面積

28,994.79平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

公用公共用施設用地

5 埋立免許の年月日及び番号

平成3年1月7日熊本県指令漁第54号

6 関係書類の備置場所

熊本市水産振興センター

告 示 第 2 6 3 号

平成25年4月10日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成24年度	2月期	845人
	1月期	38人
	12月期	3人
	11月期	3人
	10月期	2人
	9月期	4人
	8月期	1人
	7月期	1人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成25年4月19日

告 示 第 2 6 4 号

平成25年4月10日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 24 年度	2 月期	14 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 4 月 19 日

告 示 第 2 6 5 号

平成 25 年 4 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 24 年度	2 月期	172 人
	1 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 4 月 19 日

告 示 第 2 6 6 号

平成 25 年 4 月 11 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした河内校区第十町内自治会から、同条 11 項の規定する変更の届があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「東 博幸 熊本市河内町船津 1238 番地」を「東 千治 熊本市河内町船津 1319 番地」に改める。

告 示 第 2 6 7 号

平成 25 年 4 月 11 日

平成 25 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考（登載省略）
平成 24 年度	介護保険料	3 月期	平成 25 年 4 月 30 日	公示送達者 5 人
平成 25 年度	介護保険料	4 月期	平成 25 年 4 月 30 日	公示送達者 125 人
		5 月期	平成 25 年 5 月 31 日	
		6 月期	平成 25 年 7 月 1 日	
		7 月期	平成 25 年 7 月 31 日	

告 示 第 2 6 8 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

熊本市自動車臨時運行許可規則（平成 6 年規則第 7 号）第 3 条第 1 項に基づき許可した自動車臨時運行許可番号標について、有効期間を経過し、失効したので同規則第 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 許可番号標番号
熊本 2 9 - 9 5 熊本
- 2 許可番号
第 託 6 5 3 号
- 3 許可年月日
平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日
- 4 有効期間
平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日から平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日まで
- 5 申請者
佐賀県唐津市町田四丁目 3 - 2 - 3 3
小野 優樹

告 示 第 2 6 9 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした小島校区第 6 町内自治会から、同条第 1 1 項の規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市小島下町 5 8 2 番地から 1 5 2 9 番地の区域。」を「熊本市西区小島下町 5 8 2 番地から 1 5 2 9 番地の区域。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市小島七丁目 1 5 番 3 号」を「熊本市西区小島七丁目 1 5 番 3 号」に改める。

代表者の氏名及び住所

「大塚 憲昭 熊本市小島七丁目 1 5 番 3 号」を「大塚 憲昭 熊本市西区小島七丁目 1 5 番 3 号」に改める。

告 示 第 2 7 0 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした鞍掛区自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「野添 利春 熊本市北区植木町鞍掛 1 5 8 6 番地 1」を「林田 雄二 熊本市北区植木町鞍掛 1 3 0 0 番地 1」に改める。

告 示 第 2 7 1 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした北迫町自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「村上 守明 熊本市北区北迫町 4 0 0 番地」を「岡本 修 熊本市北区北迫町 4 9 5 番地」に改める。

告 示 第 2 7 2 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした立福寺町自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「奥村 智廣 熊本市北区立福寺町 1 3 5 2 番地」を「坂梨 廣熊本市北区立福寺町 6 6 5 番地 1」に改める。

告 示 第 2 7 3 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした北部東校区第 6 町内自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

事務所の所在地

「熊本市鶴羽田四丁目 8 番 2 7 号」を「熊本市北区鶴羽田四丁目 8 番 2 7 号」に改める。

代表者の住所

「熊本市鶴羽田四丁目 1 3 番 1 5 号」を「熊本市北区鶴羽田四丁目 1 3 番 1 5 号」に改める。

告 示 第 2 7 4 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした辺田野自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「岩本 清孝 熊本市北区植木町辺田野 1 0 7 番地 1」を「田尻 直美 熊本市北区植木町辺田野 9 5 番地」に改める。

告 示 第 2 7 5 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした木留自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「牧坂 邦夫 熊本市北区植木町木留 1 8 3 9 番地 1」を「中井 良一 熊本市北区植木町木留 1 7 9 6 番地」に改める。

告 示 第 2 7 6 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした大塚区自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「猿渡 孝幸 熊本市北区植木町正清 1 0 6 9 番地 7」を「前田 正男 熊本市北区植木町正清 2 3 番地 」に改める。

告 示 第 2 7 7 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした松原自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「平田 徳幸 熊本市北区植木町滴水 4 5 番地 4」を「松本 幸男 熊本市北区植木町滴水 1 6 8 番地 2」に改める。

告 示 第 2 7 8 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした投刀塚自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「吉本 京三 熊本市北区植木町投刀塚 4 1 2 番地 2」を「三嶋 久敏 熊本市北区植木町投刀塚 4 9 6 番地」に改める。

告 示 第 2 7 9 号

平成 2 5 年 4 月 1 5 日

熊本市の町及び字の区域について、城南町中央土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域を新たに画するとともに、これに係る字を廃止し、また、町及び字の区域を変更することとしたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 新たに画する町の区域

次の表の右欄に掲げる区域をもって、それぞれ同表の左に掲げる町を新たに画する

町の名 称	区 域
さんさん一丁目	今吉野字中原 1 2 7 8 の 1、1 2 7 8 の 2、1 2 7 9 の 1、1 2 7 9 の 2、1 2 8 0 の 1、1 2 8 0 の 2、1 2 8 1 から 1 2 8 4 まで、1 2 8 5 の 一 部、1 2 8 7 の 1、1 2 8 7 の 2、1 2 8 7 の 5、1 2 8 8、1 3 2 0 の 一 部 及 び こ れ ら の 区 域 に 隣 接 す る 道 路 で あ る 公 有 地 の 全 部
	今吉野字上中須 5 の 1 の 一 部、5 の 3 から 5 の 5 まで、5 の 6 の 一 部、5 の 7 から 5 の 2 1 まで、1 2 の 一 部、1 3 の 1 から 1 3 の 3 まで、1 4 から 1 8 まで、1 9 の 1 から 1 9 の 3 まで、2 1 の 一 部、2 2 の 一 部、2 9 の 1、4 0 の 1
	今吉野字東原 1 2 4 2 の 1、1 2 4 3 の 1 及 び こ れ ら の 区 域 に 隣 接 す る 道 路 で あ る 公 有 地 の 全 部
	宮地字新御堂 1 4 2 7 の 一 部、1 4 2 8 の 一 部、1 4 3 1 の 1 の 一 部、1 4 3 2 の 一 部、1 4 3 3 の 1、1 4 3 3 の 2、1 4 3 4、1 4 3 5 の 1、1 4 3 5 の 2、1 4 3 6 の 一 部、1 4 5 9 の 一 部、1 4 6 1 の 一 部、1 4 6 2 の 一 部、1 4 6 3 の 1、1 4 6 3 の 2、1 4 6 4、1 4 6 5 の 1、1 4 6 6 の 1、1 4 6 6 の 2、1 4 6 6 の 4 から 1 4 6 6 の 2 1 まで、1 4 6 6 の 2 3、1 4 6 7 の 1 から 1 4 6 7 の 5 まで、1 4 6 8 の 2、1 4 6 8 の 3、1 4 6 8 の 5 から 1 4 6 8 の 1 2 まで、1 4 6 9 の 1、1 4 6 9 の 3 から 1 4 6 9 の 8 まで、1 4 7 4 の 1、1 4 7 5 の 2、1 4 7 6、1 4 7 7 の 一 部、1 4 7 8 の 一 部、1 4 7 9、1 4 8 0 の 1、1 4 8 0 の 2、1 4 8 1 から 1 4 8 3 まで、1 4 8 4 の 1 から 1 4 8 4 の 3 まで、1 4 8 5 の 1、1 4 8 5 の 2、1 4 8 6 の 1、1 4 8 7 の 1、1 4 8 8 の 1 から 1 4 8 8 の 3 まで、1 4 8 8 の 5、1 4 8 9 の 1、1 4 8 9 の 3、1 4 9 0 の 1 及 び こ れ ら の 区 域 に 隣 接 介 在 す る 道 路 で あ る 公 有 地 の 全 部
	隈庄字松ノ平 9 6 0 の 1、9 6 1 の 1、9 6 2 の 1 から 9 6 2 の 3 まで、9 6 3 の 1 の 一 部、9 6 4、9 6 5、9 6 6 の 1、9 6 7 の 2
	舞原字今原 1 2 4 2 から 1 2 4 5 まで、1 2 4 6 の 1、1 2 4 8 の 1、1 2 4 9 の 1、1 2 5 0 の 1 及 び こ れ ら の 区 域 に 介 在 す る 道 路 で あ る 公 有 地 の 全 部
	今吉野字中原 1 2 8 5 の 一 部、1 3 2 0 の 一 部、1 3 2 1 の 2、1 3 2 1 の 5、1 3 2 1 の 6、1 3 2 2、1 3 2 3 の 5、1 3 2 3 の 6、1 3 2 4 の 1 から 1 3 2 4 の 3 まで、1 3 2 4 の 5 及 び こ れ ら の 区 域 に 隣 接 す る 道 路 で あ る 公 有 地 の 全 部
さんさん二丁目	今吉野字中原 1 2 8 5 の 一 部、1 3 2 0 の 一 部、1 3 2 1 の 2、1 3 2 1 の 5、1 3 2 1 の 6、1 3 2 2、1 3 2 3 の 5、1 3 2 3 の 6、1 3 2 4 の 1 から 1 3 2 4 の 3 まで、1 3 2 4 の 5 及 び こ れ ら の 区 域 に 隣 接 す る 道 路 で あ る 公 有 地 の 全 部

今吉野字西原1046の1、1046の2の一部、1046の3、1046の4の一部、1046の5の一部、1046の7、1046の8、1047の1、1047の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
今吉野字上中須1の1、1の2、2、3の1から3の4まで、4、5の1の一部、5の2、5の6の一部、7の2、8の1、8の3から8の8まで、9の1、9の2、10、12の一部、21の一部、22の一部
宮地字新御堂1403の1、1403の3、1404の1、1405から1407まで、1408の1から1408の4まで、1409、1410の1から1410の3まで、1411から1414まで、1416、1417、1419の1、1421の1、1421の2、1422の1、1422の2、1423、1424、1425の1、1425の2、1426の1から1426の3まで、1427の一部、1428の一部、1429、1430の1、1430の2、1431の1の一部、1431の2、1431の3、1432の一部、1436の一部、1437の1から1437の3まで、1438の1、1438の2、1439、1440の1、1440の2、1441の1から1441の12まで、1443、1444、1445の1から1445の3まで、1446から1449まで、1450の1の一部、1450の2、1451の1の一部、1451の2の一部、1451の4の一部、1451の6の一部、1451の7の一部、1451の8、1452、1453の1、1453の3から1453の5まで、1454の1から1454の4まで、1455、1456の1、1456の2、1457、1458、1459の一部、1460の1、1460の2、1461の一部、1462の一部、1477の一部、1478の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
宮地字宮本865の一部、867から869までの各一部、870の1の一部、870の2の一部
宮地字構口1280の一部、1392の2の一部、1392の5の一部、1394の3の一部、1394の4の一部、1395の1、1395の2、1396、1397、1398の一部、1400の一部、1402の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
隈庄字松ノ平963の1の一部

2 字の区域の廃止

上記新たに画する町の区域に包含される区域内に存在する字の区域は、廃止する。

3 町及び字の区域の変更

変更前の町	変更前の字	区 域	変更後の町	変更後の字
宮地	鬼熊	600の2から600の4まで、601の2から601の4まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	宮地	宮本

宮地	新御堂	1450の1の一部、1451の1の一部、1451の2の一部、1451の4の一部、1451の6の一部、1451の7の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	宮地	宮本
宮地	宮本	870の1の一部、870の2の一部、874の1の一部、874の2、875の1の一部、875の2、878の1の一部、878の2及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	宮地	構口
宮地	新御堂	1403の1、1406に隣接する道路である公有地の一部	宮地	構口
今吉野	西原	991の5、991の6、993の2、995の1、995の2、1043の一部、1044の1の一部、1044の2の一部、1044の3の一部、1044の4、1044の5、1045の1、1045の2、1046の2の一部、1046の4の一部、1046の5の一部、1046の6、1047の2の一部、1047の3の一部、1047の5及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	宮地	宮本

4 変更年月日 当該土地区画整理事業に係る換地の公告があった日の翌日

告 示 第 2 8 0 号

平成 2 5 年 4 月 1 5 日

熊本市の町の名称について、富合町合併特例区の設置期間の満了による解散に伴い、同特例区の名称を町名に付するように変更することとしたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 変更調書

変更前の町名	変更後の町名
榎津	富合町榎津
大町	富合町大町
御船手	富合町御船手
碓江	富合町碓江
上杉	富合町上杉
清藤	富合町清藤
木原	富合町木原
小岩瀬	富合町小岩瀬
莎崎	富合町莎崎
古閑	富合町古閑
国町	富合町国町
菰江	富合町菰江
志々水	富合町志々水
釈迦堂	富合町釈迦堂

新	富合町新
杉島	富合町杉島
田尻	富合町田尻
西田尻	富合町西田尻
平原	富合町平原
廻江	富合町廻江
南田尻	富合町南田尻

2 変更年月日 平成 25 年 10 月 6 日

公 告

公告第 275 号

平成 25 年 4 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町舞原字東 112 番 2、113 番 2、113 番 5、114 番 2、114 番 5
2912.71 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県菊池郡菊陽町光の森六丁目 19 番地 5
有限会社 大輝不動産
取締役 大久保 輝

公告第 276 号

平成 25 年 4 月 1 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

1 変更内容

変更した土地の所在	面積 (a)	変更理由
熊本市南区内田町字大築籠 2637 番 2	9.9649	農地を農業用施設用地（たい肥舎及び農業生産用資材庫）に用途区分変更

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区総務企画課
熊本市東区農業振興課
熊本市西区農業振興課
熊本市南区農業振興課
熊本市北区農業振興課

公 告 第 2 7 7 号

平成 2 5 年 4 月 2 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により平成 2 5 年 4 月 1 日付熊本市公告第 2 7 6 号で公告した農業振興地域整備計画を同法第 1 3 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 1 3 条第 4 項の規定において準用する第 1 1 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 1 3 条第 4 項の規定において準用する第 1 2 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 1 3 条第 4 項において準用する第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 2 5 年 5 月 2 日の翌日から起算して、1 5 日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間

自 平成 2 5 年 4 月 3 日

至 平成 2 5 年 5 月 2 日

2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市中央区総務企画課

熊本市東区農業振興課

熊本市西区農業振興課

熊本市南区農業振興課

熊本市北区農業振興課

3 意見の提出について

(1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 意見書の提出方法 文書により提出すること

(3) 意見書の提出期限 平成 2 5 年 5 月 1 7 日

4 異議申出について

(1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 2 8 0 号

平成 2 5 年 4 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示があったので、同法第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第 6 2 条第 1 項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業 3・4・2 5 号熊本駅城山線

2 施行者の名称

熊本市

3 事業地

収用の部分 熊本県熊本市西区田崎本町、春日二丁目、二本木二丁目、二本木三丁目、春日七丁目、田崎一丁目及び田崎二丁目地内

使用の部分 なし

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市都市建設局都市政策課
熊本市中央区花畑町3番1号 熊本市都市建設局道路整備課
熊本市中央区本山二丁目9番51号 熊本市都市建設局鉄道高架関連整備室

5 事業施行期間及び縦覧期間

平成24年4月1日から平成32年3月31日まで

公 告 第 2 8 1 号

平成 2 5 年 4 月 3 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第62条第1項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業3・2・62号春日池上線

2 施行者の名称

熊本市

3 事業地

収用の部分 熊本県熊本市西区春日一丁目及び春日三丁目地内

使用の部分 熊本県熊本市西区春日一丁目及び春日三丁目地内

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市都市建設局都市政策課
熊本市中央区花畑町3番1号 熊本市都市建設局道路整備課
熊本市中央区本山二丁目9番51号 熊本市都市建設局鉄道高架関連整備室

5 事業施行期間及び縦覧期間

平成24年4月1日から平成32年3月31日まで

公 告 第 2 8 2 号

平成 2 5 年 4 月 3 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第62条第1項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業3・4・67号 花園池亀線

熊本都市計画道路事業 3・3・14 号 野口清水線

2 施行者の名称

熊本市

3 事業地

収用の部分 熊本県熊本市西区花園五丁目、上熊本三丁目及び池亀町地内

使用の部分 熊本県熊本市西区花園五丁目及び上熊本三丁目地内

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市都市建設局都市政策課

熊本市中央区花畑町 3 番 1 号 熊本市都市建設局道路整備課

熊本市中央区本山二丁目 9 番 5 1 号 熊本市都市建設局鉄道高架関連整備室

5 事業施行期間及び縦覧期間

平成 19 年 1 月 12 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

公 告 第 2 8 3 号

平成 25 年 4 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示があったので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第 62 条第 1 項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業 3・4・67 号 花園池亀線

2 施行者の名称

熊本市

3 事業地

収用の部分 熊本県熊本市西区花園五丁目地内

使用の部分 熊本県熊本市西区花園五丁目地内

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市都市建設局都市政策課

熊本市中央区花畑町 3 番 1 号 熊本市都市建設局道路整備課

熊本市中央区本山二丁目 9 番 5 1 号 熊本市都市建設局鉄道高架関連整備室

5 事業施行期間及び縦覧期間

平成 20 年 9 月 9 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

公 告 第 2 8 7 号

平成 25 年 4 月 5 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区田井島三丁目 263 番 1

687.57 方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区良町四丁目 1 番 70 号

アグリ開発株式会社
代表取締役 米森 初江

公 告 第 2 9 1 号
平成 2 5 年 4 月 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区麻生田二丁目 1 6 0 8 番 1、1 6 0 9 番 1、1 6 1 0 番 1
1、6 9 8. 8 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区高平二丁目 1 4 番 5 3 号
株式会社 川崎ハウジング
代表取締役 若林 和彦

公 告 第 2 9 2 号
平成 2 5 年 4 月 8 日

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 5 8 条第 1 項の規定に基づき仮認定したので、同法第 4 9 条第 2 項の規定により次のとおり公示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 公告事項
 - (1) 仮認定する特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 変えようより良い医療と福祉・GENKI 会
 - (2) 代表者の氏名
岩村 長二郎氏
 - (3) 主たる事務所の所在地
熊本市中央区神水二丁目 9 番 5 号
 - (4) その他の事務所の所在地
なし
 - (5) 仮認定の有効期間
平成 2 5 年 4 月 8 日から平成 2 8 年 4 月 7 日まで

公 告 第 2 9 3 号
平成 2 5 年 4 月 8 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条の 8 の規定により、指定病院として次のとおり指定する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 病院の名称
自由が丘病院
- 2 病院の所在地
熊本市北区龍田陣内 1 - 3 - 1 0
- 3 指定期間
平成 2 5 年 4 月 4 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

公 告 第 2 9 6 号

平成 2 5 年 4 月 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町東阿高字岸 1 9 6 番 7
4 2 6 . 2 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町塚原 1 8 8 8 番地 2
坂口 勝則

公 告 第 2 9 7 号

平成 2 5 年 4 月 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区沼山津三丁目 8 2 4 番 1、8 2 5 番 1 及び里道
1, 5 4 3 . 8 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区沼山津三丁目 1 3 番 5 号
有限会社 エイ・エヌ
代表取締役 中川 有朋
熊本市東区沼山津三丁目 1 3 番 5 号
中川キミ子

公 告 第 2 9 9 号

平成 2 5 年 4 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区中原町字上白地 6 0 1 番 1
2 5 5 . 6 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区上代三丁目 8 番 1 1 号 コーポラス野口 2 0 3 号
中野 友裕

公 告 第 3 0 0 号

平成 2 5 年 4 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町米塚字向田 1 9 0 番 1 8

408.09平方メートル

- 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町米塚777番地2
平山 貴浩

公告第302号

平成25年4月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西七丁目2717番11
225.20平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区東京塚町1番22号 イーストヒル302号
川井田 紘行

公告第303号

平成25年4月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区立福寺町字上屋敷1360番4、1376番5
494.38平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区立福寺町815番地
坂梨 安行

公告第308号

平成25年4月15日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、平成24年度熊本市農用地利用集積計画第1号を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

- 縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

中央区

中央区告示第4号

平成25年4月4日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第29号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年3月26日に職権により削除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

東 区

東 区 告 示 第 3 号

平 成 2 5 年 4 月 3 日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年3月26日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

西 区

西 区 告 示 第 2 号

平 成 2 5 年 4 月 4 日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年3月26日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

西 区 告 示 第 3 号

平 成 2 5 年 4 月 4 日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年3月28日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

北 区

北 区 告 示 第 2 号

平 成 2 5 年 4 月 5 日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年3月26日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市北区長 石 原 純 生

以下、登載省略

北 区 告 示 第 3 号

平 成 2 5 年 4 月 5 日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年3月28日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市北区長 石 原 純 生

以下、登載省略

議 会

議 会 規 程 第 3 号

平 成 2 5 年 4 月 2 日

熊本市議会委員会等モニター放映取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長 齊 藤 聡

熊本市議会委員会等モニター放映取扱規程の一部を改正する規程

熊本市議会委員会等モニター放映取扱規程（平成13年議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「熊本市議会会議規則（昭和34年議会規則第1号）第53条」を「熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）第147条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

交 通 局

交 通 局 規 程 第 4 号

平 成 2 5 年 4 月 1 日

熊本市電気軌道安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

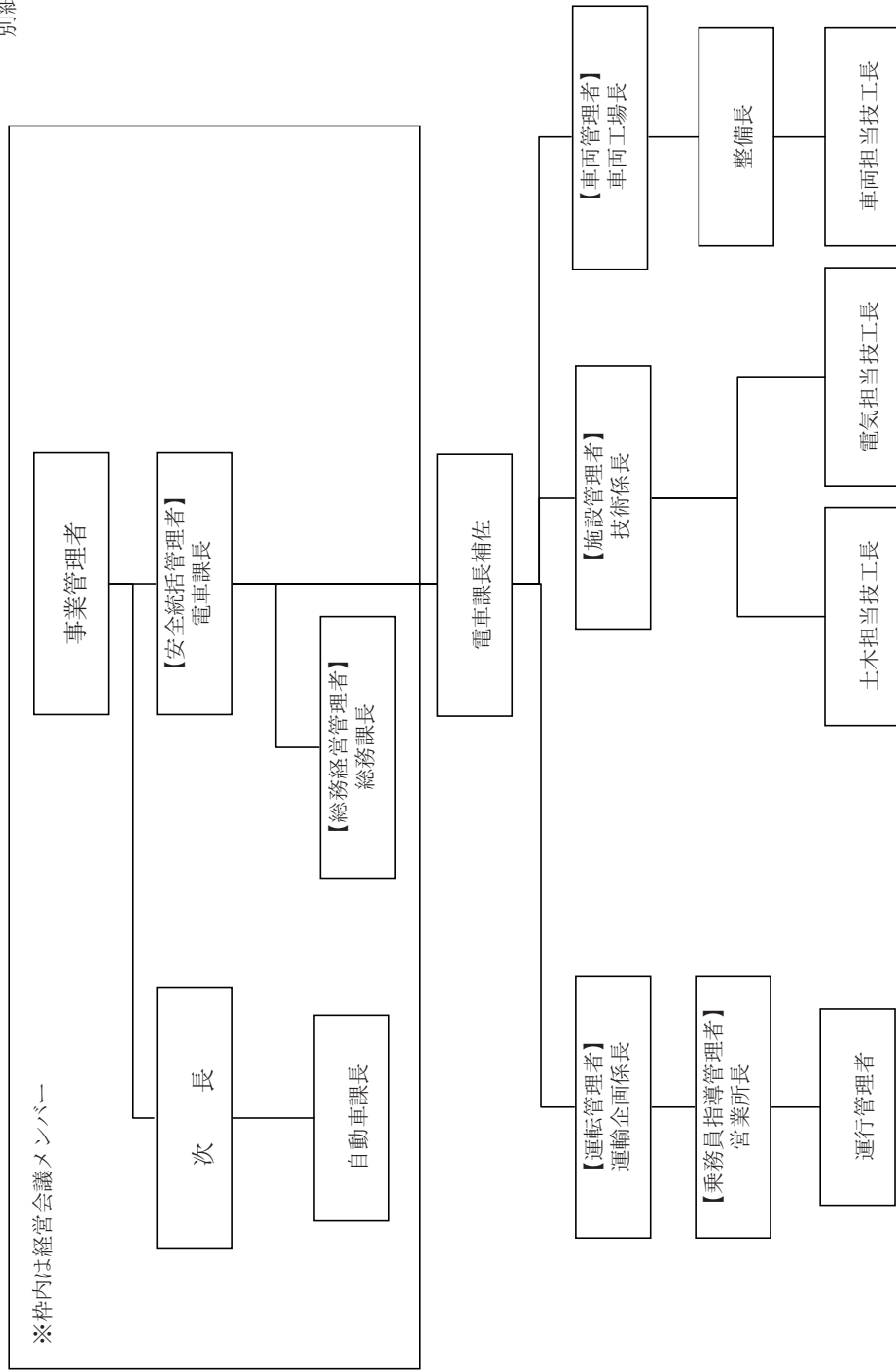
熊本市交通事業管理者 中 山 弘 一

熊本市電気軌道安全管理規程の一部を改正する規程

熊本市電気軌道安全管理規程（平成18年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。
別紙1、別紙2及び別紙3を次のように改める。

安 全 管 理 体 制 図

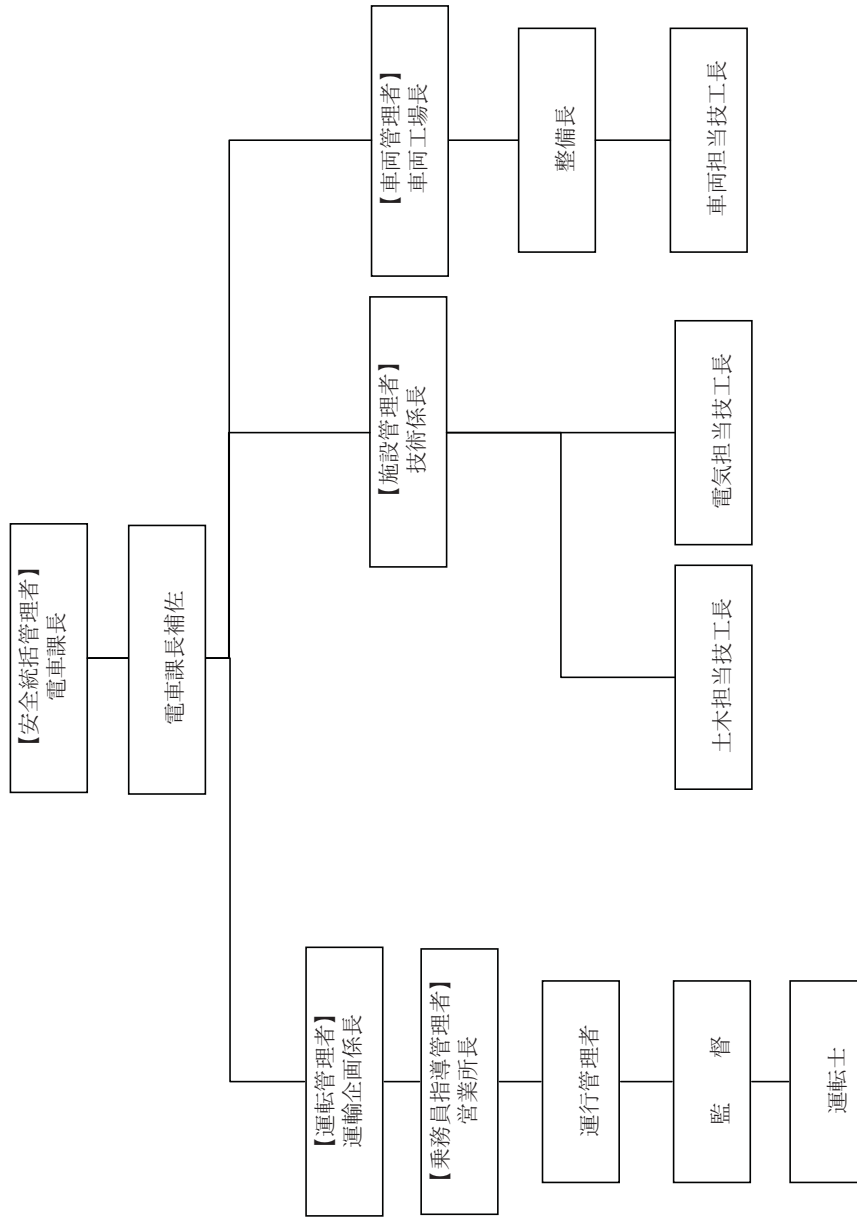
別紙 1



備考：【 】内は、第 4 条第 1 項各号に定める役職を示す。

別紙 2

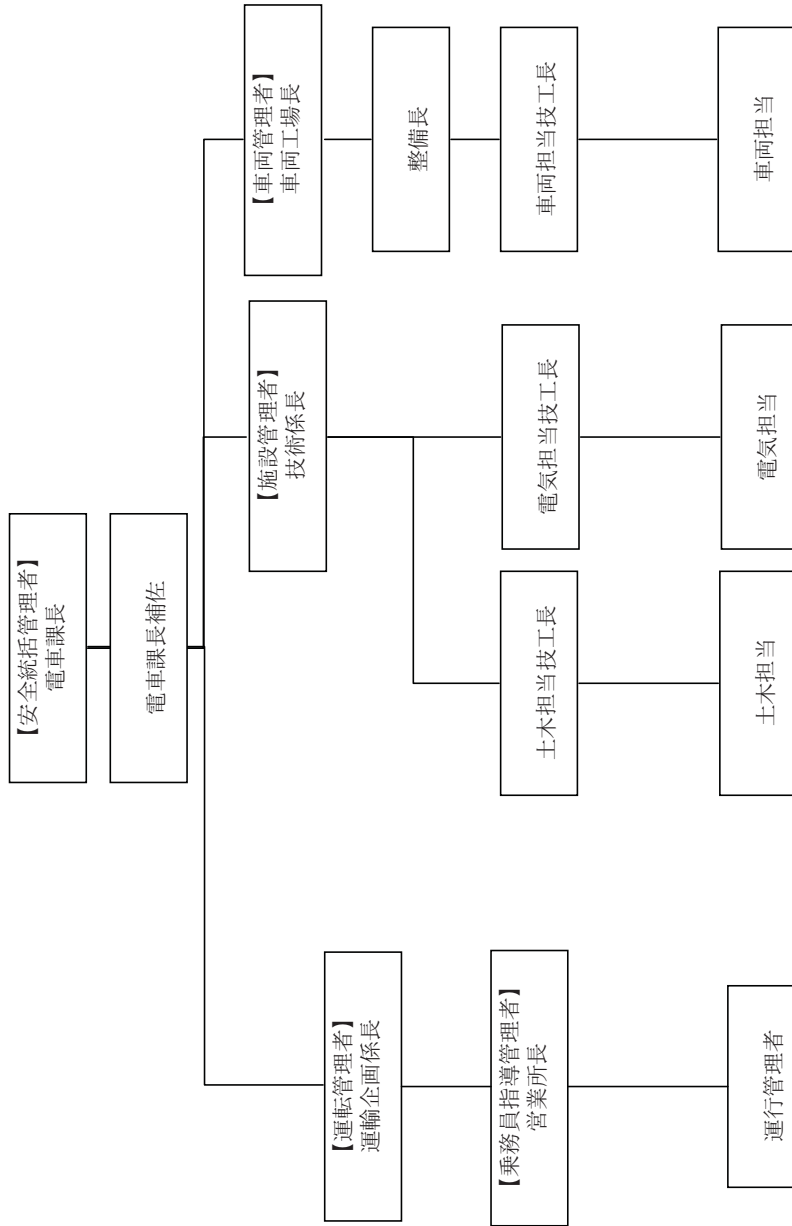
運 転 管 理 体 制 図



備考：【 】内は、第 4 条第 1 項各号に定める役職を示す。

別紙 3

施 設 ・ 車 両 管 理 体 制 図



備考：【 】内は、第 4 条第 1 項各号に定める役職を示す。

交通局規程第 5 号

平成 25 年 4 月 1 日

熊本市交通局行政財産使用規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 中山 弘 一

熊本市交通局行政財産使用規程の一部を改正する規程

熊本市交通局行政財産使用規程（昭和 42 年交通局規程第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 使用期間が 1 年に満たないものについては、月割により計算する。

第 5 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 使用料を計算する場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額の全額を切り捨てる。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(延滞金)

第 7 条の 2 使用者は、使用料を納付期限後に納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付するまでの期間に応じ、当該金額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

3 第 5 条第 2 項第 4 号の規定は、延滞金の計算について準用する。

第 12 条中「一」を「いずれか」に改め、同条第 5 号中「規則」を「要綱等」に改め、同条第 6 号中「第 3 号」を「第 2 号」に改める。

第 15 条の見出し中「規定外の事項及び実施の細目」を「委任」に改め、同条中「規定」を「規程」に改める。

様式第 3 号の第 8 条第 2 項中「日歩 3 銭」を「年利 10.95 パーセント」に改める。

様式第 3 号の第 11 条第 1 項各号列記の以外の部分及び第 3 号中「一」を「いずれか」に改め、同号中「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

交通局規程第 6 号

平成 25 年 4 月 1 日

熊本市自動車運送条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 中山 弘 一

熊本市自動車運送条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市自動車運送条例施行規程（平成 14 年交通局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条中「第 3 条」を「第 4 条」に改め、「徴収する。」の次に「ただし、特殊普通旅客運賃のうち、2 日乗車券（区間指定①）は、大人にあつては 1 日 500 円、小児にあつては 1 日 250 円に換算した額を徴収する。」を加える。

第 33 条第 1 項第 2 号中「普通旅客運賃」を「第 4 条に規定する正規の運賃」に改め、「換算した額とする。」の次に「ただし、特殊普通旅客運賃のうち、2 日乗車券（区間指定①）は、大人にあつては 1 日 500 円、小児にあつては 1 日 250 円として換算する。」を加え、同条第 2 項中「にかかわらず、それぞれの」を「により換算した額の」に改める。

第 41 条第 4 号を削る。

別表第 4 の特殊普通旅客運賃の表中「熊本電気鉄道株式会社」の次に「、熊本バス株式会社」を加える。

別表第4の指定区間表の表10の項及び18の項を削る。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

交通局規程第7号

平成25年4月1日

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 中山弘一

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市軌道条例施行規程（平成14年交通局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第34条中「徴収する。」の次に「ただし、特殊普通旅客運賃のうち、2日乗車券（区間指定①）は、大人にあつては1日500円、小児にあつては1日250円に換算した額を徴収する。」を加える。

第35条第1項第2号中「普通旅客運賃」を「第2条に規定する正規の運賃」に改め、「換算した額とする。」の次に「ただし、特殊普通旅客運賃のうち、2日乗車券（区間指定①）は、大人にあつては1日500円、小児にあつては1日250円として換算する。」を加え、同条第2項中「にかかわらず、それぞれの」を「により換算した額の」に改める。

別表第7の特殊普通旅客運賃の表中「熊本電気鉄道株式会社」の次に「、熊本バス株式会社」を加える。

別表第7の指定区間表の表10の項及び18の項を削る。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

交通局規程第8号

平成25年4月1日

熊本市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 中山弘一

熊本市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

熊本市交通局広告取扱規程（昭和59年交通局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 広告料金は、後納とする。ただし、広告主（熊本市、他の公共団体又はこれに準ずる団体を除く。）が直接申し込む場合又は新たに広告取扱業者として指定を受けた者については、指定から1年間の広告料金は局の定めるところに従い、前納とする。

第5条に次の1項を加える。

3 管理者は前項の規定により難いと認めるときは別に納期を定めることができる。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、新たに広告取扱業者として指定を受けた者については、指定から1年間は、手数料を広告物の掲出終了後に支払うものとする。

別表中

「

吊皮	105×24	1ヶ月1車	2,100円	プラスチック又は厚紙枠
----	--------	-------	--------	-------------

」

を

「

吊皮	105×24	1 ヶ月 1 車 2,100 円	プラスチック又は厚紙枠 広告の取付及び取外作業は広 告掲出申込者が行うものと し、その費用は広告掲出申込 者が負担すること。
----	--------	------------------	--

」

に

「

額面	B3 364×515	1 日 1 枚 90 円	51 枚以上、7 日以上 良質な用紙を用いること。
----	------------	--------------	------------------------------

」

を

「

額面	B3 364×515	1 日 1 枚 90 円	35 枚以上、7 日以上 良質な用紙を用いること。
----	------------	--------------	------------------------------

」

に

「

横	大	500×1,600	1 ヶ月 1 枚 5,000 円
	中	500×1,200	1 ヶ月 1 枚 3,500 円

」

を

「

横	中	500×1,200	1 ヶ月 1 枚 3,500 円
---	---	-----------	------------------

」

に改める。

別記様式第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

広 告 掲 出 申 込 書

No.

年 月 日

熊本市交通事業管理者 (宛)

住 所
氏 名

印

次のとおり広告の掲載をしたいので承認願います。

広告主	広告件名	種 別	数量	期 間	単価	料金
			枚 ・ 車	年 月 日 自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円
			枚 ・ 車	自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円
			枚 ・ 車	自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円
			枚 ・ 車	自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円

室 長	主 査	課 員

様式第2号(第3条関係)

広 告 掲 出 承 認 書

No.

年 月 日

様

熊本市交通事業管理者 印

年 月 日付申込の広告掲載について次のとおり承認します。

広告主	広告件名	種 別	数量	期 間	単価	料金
			枚 ・ 車	年 月 日 自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円
			枚 ・ 車	自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円
			枚 ・ 車	自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円
			枚 ・ 車	自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

交通局告示第 1 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 6 条の 4 の規定に基づき、乗車券類の販売に係る収入金の収納事務を次のとおり委託したので告示する。

熊本市交通事業管理者 中 山 弘 一

1 受託者

- (1) 熊本市中央区桜町 3 番 1 0 号
九州産交バス株式会社
代表取締役 森 敬輔
- (2) 熊本市中央区安政町 3 番 3 5 号
鶴屋商事株式会社
代表取締役 佐藤 幹夫
- (3) 熊本市東区東町三丁目 1 3 番 1 号
熊本県立第二高等学校 PTA 購買部
PTA 会長 塩田 栄一郎
- (4) 熊本市中央区世安町 1 7 2 番地
熊日サービス開発株式会社

- 代表取締役社長 山口 孝
- (5) 熊本市中央区手取本町6番1号
株式会社鶴屋百貨店
代表取締役 久我 彰登
- (6) 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
財団法人 熊本県職員互助会
理事長 倉永 保男
- (7) 熊本市東区湖東二丁目24番17号(市民病院内)
田中商店
代表者 田中 カズ子
- (8) 熊本市東区若葉一丁目34番1号
株式会社マルシヨク サンリブ健軍
店長 堀田 博生
- (9) 熊本市中央区本荘一丁目1番1号(熊本大学医学部附属病院内)
一般財団法人 恵和会
理事長 廣瀬 育生
- (10) 熊本市中央区南千反畑町3番7号 県総合福祉センター2F
社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会
会長 平本 博子
- (11) 熊本市中央区辛島町8番23号 桜ビル辛島町3F
一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会
代表理事 小堀 富夫
- (12) 熊本市中央区安政町6番5号
株式会社日専連ファイナンス
代表取締役 大谷 均
- (13) 熊本市中央区城東町1番1号(日本郵便株式会社九州支社内)
有限会社 郵幸商事
代表取締役 宮崎 正幸
- (14) 熊本市中央区新屋敷二丁目17番17号
丸善株式会社 熊本営業所
所長 渡 和宏
- (15) 熊本市中央区大江二丁目5番1号
有限会社グリーンキャンパス
代表取締役 高原 正弘
- (16) 熊本市中央区平成三丁目23番30号
株式会社マルシヨク サンリブシティくまなん
店長 廣瀬 秀則
- (17) 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
営業部長 盛澤 篤司
- (18) 熊本市中央区本荘六丁目3番3号
熊本市医師協同組合
理事長 福島 敬祐
- (19) 福岡市博多区博多駅前一丁目4番4号 JPR博多ビル9F
デルソル九州株式会社
代表取締役社長 伊尻 文男

- (20) 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市役所職員組合
執行委員長 峯 潔
- (21) 熊本市南区南高江三丁目5番1号
南九州コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役 竹森 英治
- (22) 熊本市中央区西子飼町8番26号
株式会社マルシヨク サンリブ子飼
店長 大橋 孝嗣
- (23) 熊本市中央区城東町4番2号
株式会社 熊本ホテルキャッスル
代表取締役社長 斉藤 隆士
- (24) 熊本市中央区大江四丁目2番1号
株式会社ダイエー熊本店
店長 山田 修
- (25) 熊本市東区若葉一丁目35番18号
健軍商店街振興組合
理事長 釧羽 逸朗
- (26) 熊本市中央区下通一丁目3番10号
株式会社ダイエー熊本下通店
店長 赤澤 敏彦
- (27) 熊本市中央区出水一丁目8番5号
株式会社グリーンホテル・ズ コーポレーション
グリーンリッチホテル水前寺
代表取締役社長 岡村 徳之
- (28) 熊本市中央区坪井四丁目15番1号
いてふ会売店
代表者 千原 栄理香
- (29) 熊本市中央区出水二丁目7番1号
財団法人 熊本市社会教育振興事業団
理事長 寺本 敬司
- (30) 熊本市西区春日三丁目15番15号
J R九州ホテル熊本
支配人 浦 健一
- (31) 熊本市中央区神水一丁目1番2号
熊本県立熊本商業高等学校 育友会
育友会会長 穴井 智子
- (32) 熊本市中央区東阿弥陀寺町貳番地
株式会社ニュースカイホテル
代表取締役社長 櫻井 孝一
- (33) 菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
財団法人 熊本県交通安全協会
会長 與繩 義昭
- (34) 熊本市西区春日三丁目15番1 熊本駅ビル2F
協同組合 くまもと名産会
理事長 杉 武男

(35) 熊本市西区二本木一丁目 5 番 1 2 号
熊本朝日放送株式会社
代表取締役社長 植田 義浩

- 2 委託期間
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 3 委託する歳入の種類
乗車券類の売上金及び書換手数料

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 20 号

平成 25 年 4 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 25 年 4 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 25 年 4 月 1 日
- 2 下水を排除及び処理する区域
 - (1) 中部処理区
西区池田二丁目、北区貢町及び北区和泉町の各一部
 - (2) 東部処理区
東区江津一丁目、東区戸島一丁目、東区戸島西四丁目及び南区田井島三丁目の各一部
 - (3) 西部処理区
西区島崎五丁目、西区島崎七丁目、西区中島町、西区春日七丁目、西区域山半田三丁目及び南区八分字町の各一部
 - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区龍田町弓削及び北区飛田三丁目の各一部
 - (5) 城南処理区
南区城南町六田及び南区城南町下宮地の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 中部処理区
西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号
中部浄化センター
 - (2) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番
東部浄化センター
 - (3) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号
西部浄化センター
 - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区

北区鶴羽田町12番1号
 熊本北部浄化センター
 (5) 城南処理区
 南区城南町島田438番地
 城南町浄化センター

上下水道局告示第21号

平成25年4月4日

熊本市排水設備指定工事店の指定の有効期間満了に際し、引き続き当該指定をしなかったため、熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第22条第3号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	有効期間満了日
第18号	熊本県熊本市中央区小沢町147番地 合資会社九州設備工業 無限責任社員 塚本 寛	平成25年3月31日
第72号	熊本県熊本市東区健軍本町34番4号 東部設備工業株式会社 代表取締役 古川 良	平成25年3月31日
第183号	熊本県熊本市東区東野四丁目5番3号 有限会社エノー工業 代表取締役 惠濃 和豊	平成25年3月31日
第270号	熊本県熊本市北区龍田六丁目6番7号 後藤管工土木 代表者 後藤 勝年	平成25年3月31日
第387号	熊本県熊本市東区尾ノ上一丁目15番8号 アイ設備工業 代表者 酒井 一	平成25年3月31日
第521号	熊本県菊池市野間口545番地1 株式会社カジワラ 代表取締役 梶原 和行	平成25年3月31日
第528号	熊本県熊本市北区清水新地六丁目7番40号 中原設備産業 代表者 中原 秀幸	平成25年3月31日
第530号	熊本県上益城郡嘉島町大字鯨1771番地2 株式会社明峯 代表取締役 松本 政義	平成25年3月31日

第 580 号	熊本県熊本市中央区上水前寺二丁目 4 番 5 号 有限会社共栄冷機 代表取締役 松村 信嘉	平成 25 年 3 月 31 日
第 605 号	熊本県熊本市南区城南町宮地 487 番地 25 有限会社エム・ケイ・シー 代表取締役 村上 哲郎	平成 25 年 3 月 31 日
第 609 号	熊本県菊池郡大津町杉水 333 番地 3 有限会社右山設備工業 代表取締役 右山 良太	平成 25 年 3 月 31 日

上下水道局告示第 22 号

平成 25 年 4 月 9 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 695 号	熊本県熊本市東区健軍本町 51 番 20 号 有限会社竹下設備工業 代表取締役 竹下 敏行	平成 25 年 4 月 3 日

病 院 局

病院局告示第 1 号

平成 25 年 4 月 1 日

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき、熊本市病院事業の業務に係る使用料及び手数料の収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市病院事業管理者 馬場 憲一郎

1 委託する歳入の種類、受託者及び委託期間

委託する歳入の種類	受託者	委託期間
熊本市立植木病院使用料及び手数料	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 齋藤 正俊	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで

選 挙 管 理 委 員 会

西選管告示第 3 号

平成 25 年 4 月 1 日

熊本市西区選挙管理委員に欠員が生じたため、地方自治法第 182 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり平成 25 年 4 月 1 日付で就任した。

熊本市西区選挙管理委員会委員長 西澤 丘

氏 名	住 所
谷 崎 巧	熊本市沖新町 1 6 2 - 2

西 選 管 告 示 第 4 号

平 成 2 5 年 4 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日開催の委員会において地方自治法第 187 条第 1 項の規定により、次の者が熊本市西区選挙管理委員会委員長に就任した。

熊本市西区選挙管理委員会委員長 西 澤 丘

氏 名	住 所
西 澤 丘	熊本市西区戸坂町 2 - 3 5

西 選 管 告 示 第 5 号

平 成 2 5 年 4 月 1 日

地方自治法第 187 条第 3 項の規定により、次の者を熊本市西区選挙管理委員会委員長職務代理者に指定する。

熊本市西区選挙管理委員会委員長 西 澤 丘

氏 名	住 所
泉 肇	熊本市西区池田二丁目 3 - 1 6